

東郷町地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）

はじめに

作成中です。

令和2（2020）年3月

東郷町長 井 俣 憲 治

作成中です。

令和2（2020）年3月

東郷町社会福祉協議会長 杉原 辰幸

目 次

第1章 総論.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置付け.....	5
3 計画の期間.....	6
第2章 本町の現状と課題.....	7
1 統計データからみる本町の現状.....	7
2 アンケート調査等からみる地域福祉の現状.....	19
3 地域福祉の推進に向けた課題.....	40
第3章 計画の基本理念・目標・施策、計画体系.....	42
1 基本理念（スローガン）.....	42
2 社会福祉協議会の行動指針.....	42
3 基本目標・基本施策.....	42
4 計画の体系.....	45
第4章 基本施策の展開.....	48
基本目標1 みんなの困りごとを早期発見・予防する仕組みづくり.....	48
基本施策① 訪問支援体制の整備【対象領域：個人・家族】.....	48
基本施策② 地域課題を見つける体制の整備【対象領域：地域】.....	49
基本施策③ 福祉に関する広報・啓発活動の充実【対象領域：町全体】.....	50
基本施策④ 困りごとに気付ける人材の育成【視点：人材育成】.....	52
基本目標2 みんなでつなぎ・みんながつながる体制づくり.....	53
基本施策① 顔見知りが増える機会の充実【対象領域：個人・家族】.....	53
基本施策② 地域活動の活性化【対象領域：地域】.....	54
基本施策③ 声をかけあえる体制づくり【対象領域：町全体】.....	56
基本施策④ “つなぎ役”の育成【視点：人材育成】.....	58
基本目標3 丸ごと受け止める体制づくり.....	59
基本施策① 相談窓口の充実と周知【対象領域：個人・家族】.....	59
基本施策② 地域の拠点を活かした地域福祉の推進【対象領域：地域】.....	61
基本施策③ 包括的な支援体制の構築【対象領域：町全体】.....	62
基本施策④ “我が事”の意識の醸成【視点：人材育成】.....	64
基本目標4 適切な福祉サービスの提供.....	65
基本施策① 福祉に関する制度やサービスの周知【対象領域：個人・家族】.....	65
基本施策② 重層的なネットワークづくり【対象領域：地域】.....	67
基本施策③ 福祉サービスの充実と質の確保【対象領域：町全体】.....	68
基本施策④ 多様な担い手の確保【視点：人材育成】.....	70
基本目標5 見守り・支え合う体制の充実～合言葉は「ありがとう」「お互いさま」～	71

基本施策① 孤立を防ぐ仕組みづくり【対象領域：個人・家族】	71
基本施策② 「ありがとう」「お互いさま」でつながる地域づくり【対象領域：地域】	72
基本施策③ 福祉のまちづくりの推進【対象領域：町全体】	73
基本施策④ 好きなこと・できることで活躍できる環境づくり【視点：人材育成】	75
第5章 東郷町自殺対策計画	77
1 計画策定の背景と目的	77
2 計画の位置付け	77
3 計画の期間	77
4 計画の体系と目指すべき姿について	77
5 基本目標に基づく施策の展開	80
基本目標1 みんなの困りごとを早期発見・予防する仕組みづくり	80
基本目標2 みんなでつながり・みんながつながる体制づくり	83
基本目標3 丸ごと受け止める体制づくり	85
基本目標4 適切な福祉サービスの提供	87
基本目標5 見守り・支え合い体制の充実 ～合言葉は「ありがとう」「お互いさま」～	89
4 数値目標	91
5 相談先一覧	91
第6章 成年後見制度利用促進計画	93
1 計画策定の背景・趣旨	93
2 計画の位置付け	93
3 計画の期間	94
4 施策の展開	94
5 計画の進捗管理及び評価・点検	94
6 基本目標に基づく施策の展開	97
基本目標1 困りごとを早期発見・予防する仕組みづくり	97
基本目標2 みんなでつながり・みんながつながる体制づくり	97
基本目標3 丸ごと受け止める体制づくり	98
基本目標4 適切な福祉サービスの提供	98
基本目標5 見守り・支え合う体制の充実～合言葉は「ありがとう」「お互いさま」	99
第7章 計画の推進	101
1 計画の実施目標・成果指標	101
2 計画の周知・啓発	101
3 計画の進捗管理	101

資料編.....	102
1 策定の経緯.....	102
2 用語集.....	102

第1章 総論

1 計画策定の背景と目的

本町ではこれまでも、「高齢者福祉計画」「障がい福祉ビジョン」「子ども・子育て支援事業計画」などの行政計画に基づき、町民の暮らしの充実に向けて、福祉施策に取り組んできました。

しかしながら、近年、引きこもり、介護疲れ、育児不安といった公的なサービスの提供だけでは対応できない問題が増えています。

また、こうした問題は、福祉領域だけでなく、医療、就労、教育などの生活全般に関する問題が複合的に絡み合っている場合も多いため、地域、ボランティア、団体・事業所、行政が連携し、包括的に支援していくことが必要です。

本町は、団塊世代が全員75歳を超える「2025年問題」を見据え、日常生活圏域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきましたが、これは高齢者支援に特化した内容でした。

現在、この「地域包括ケアシステム」の拡大・深化版として、本町では新たに「地域共生社会」の実現を目指しています。これは、高齢者だけでなく、障がいのある人、子ども等への支援も地域の中で包括的に提供できるような支援体制を構築し、地域の中で支え合いながら、年齢や障がいの有無に関係なく、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを実現するものです。

この「地域共生社会」の実現のために、具体的な取組を示したものが「地域福祉計画・地域福祉活動計画」です。この計画の中で、誰が、何を、どのように取り組んでいくのかを明確にし、東郷町における「地域共生社会」の実現に向けて地域福祉を推進していきます。

なお、2016（平成28）年に自殺対策基本法が改正され、誰もが「生きることの包括的支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、市町村自殺対策計画を策定することが義務付けられました。「生きることの包括的支援」は地域福祉の推進にも密接に関係しているため、「東郷町自殺対策計画」を「地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

また、地域には、認知症や知的・精神障がいなどによって判断能力が不十分な人もいます。市町村地域福祉計画の盛り込むべき事項として、こうした人に対する日常生活の支援や権利擁護、虐待防止などに関する施策も挙げられており、どのような状態であっても個人の意思・選択・決定が尊重され、その人らしい生活を継続できるように支援していくことが求められています。

したがって、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進計画」を「地域福祉計画・地域福祉活動計画」と一体的に策定し、権利擁護の視点も包含した計画とします。

■(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)〈抄〉

※ 地域包括ケアシステムの強化のため介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)による改正後

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

■近年の国の主な動き

	法律・通知関係	報告書・会議関係
平成 27 年 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活困窮者自立支援法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表
平成 28 年 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「再犯防止推進法」施行 ・「成年後見制度利用促進法」施行 ・厚生労働省通知「社会福祉法人の『地域における公益的な取組』について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ・地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）設置
平成 29 年 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法」一部改正（平成 30 年施行） <ul style="list-style-type: none"> ①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定 ②①の理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 ③地域福祉計画策定の努力義務化 ・地域福祉計画策定ガイドライン提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域力強化検討会最終とりまとめ」公表
平成 30 年 (2018 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省通知「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「成年後見制度利用促進専門家会議」の設置
令和元年 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童福祉法」等一部改正（児童虐待防止対策の強化を図る） ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の中間とりまとめ ・「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」の設置

■ 地域福祉とは

私たちは、生まれてからたくさんの人と出会い、毎日の衣食住だけでなく、趣味や社会活動など様々な経験をしますが、そういった暮らしや活動の基盤となるのは「地域」です。

あらゆる人が住み慣れた地域で、年齢や障がいの有無に関わらず安心して暮らせるように、地域住民や社会福祉関係者が互いに協力し、地域における福祉課題の解決に向けた取組を行うことを「地域福祉」と言います。

認知症などによって要介護状態になっても、心身の障がいがあっても、どのような状態であっても、地域で自分らしく暮らせることを目指し、地域福祉を推進する必要があります。

地域福祉を推進するためには、行政や社会福祉施設等による福祉サービスの提供だけでなく、支援が必要な人たちへの見守り、手助けといった地域の人々による支え合いが必要です。

そのためには、町民、地域、団体・事業者、社会福祉協議会、町（行政）等が、それぞれの役割の中で、互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせ、包括的・横断的な体制を築くことが大切です。

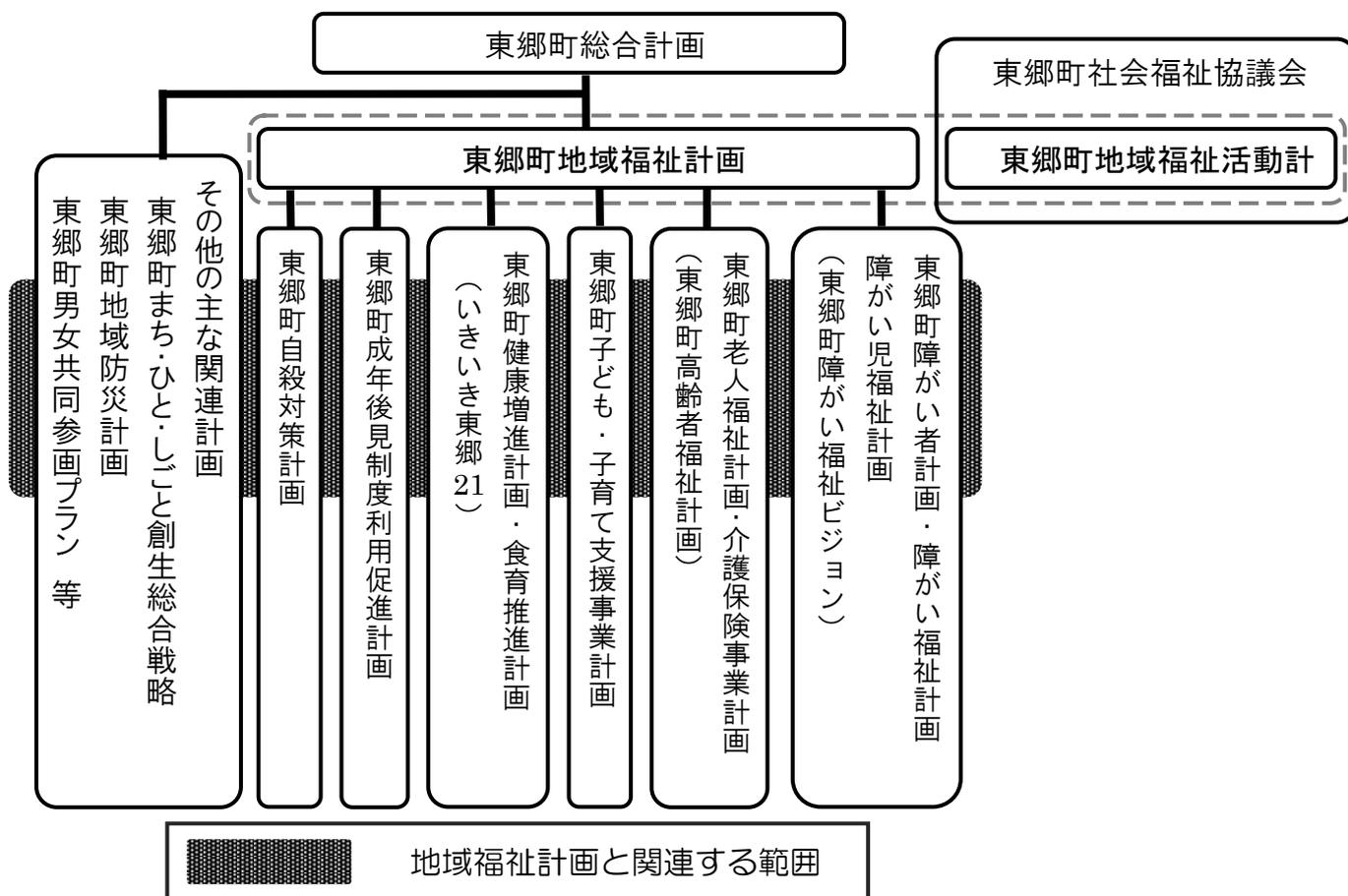
町民の主体的な活動で対応できるもの		協働で取り組むもの	行政施策として 行うべきもの
じじよ 自助	ごじよ 互助	きょうじよ 共助	こうじよ 公助
自分のことを自分で すること	家族・友人・隣近所など、個人的な関係性 の中で助け合うこと	自治会、ボランティア、NPOなど、地域 の中の町民同士が支 え合うこと	保健・医療・福祉など の公的な支援・サー ビス

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく、市町村地域福祉計画として策定するものです。

東郷町総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえています。同時に、各種関連計画（東郷町障がい福祉ビジョン、東郷町子ども子育て支援事業計画、東郷町高齢者福祉計画、いきいき東郷 21）を横断的につなぐ役割を担っています。

また、本計画は、同法第 109 条に基づき社会福祉協議会が推進する「地域福祉活動計画」の内容を盛り込んだ計画です。



3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和7年度までの6か年を計画期間とします。

	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	
総合計画		第5次	第6次					□□	
地域福祉計画		第1期						第2	
地域福祉活動計画	第4次	第5次						第6	
自殺対策計画		第1期						第2	
成年後見制度利用促進計画*		第1期						第2	
障がい者計画 (東郷町障がい福祉ビジョン)	第4次	第5次							
障がい福祉計画 (東郷町障がい福祉ビジョン)	第5期	第6期	第7期						
障がい児福祉計画 (東郷町障がい福祉ビジョン)	第1期	第2期	第3期						
老人福祉計画・介護保険事業計画 (東郷町高齢者福祉計画)	第7期	第8期	第9期						
子ども・子育て支援事業計画	第1期	第2期				第3期			□□
健康増進計画・食育推進計画 (いきいき東郷21)		第2次			第3次				□□

※「成年後見制度利用促進計画」は、尾張東部6市町及び尾張東部権利擁護支援センターの合同による広域計画として策定されています。したがって、広域計画としての「成年後見制度利用促進計画」との整合性を図り、本町の実情に合わせた独自施策を加えて「東郷町成年後見制度利用促進計画」を策定します。

第2章 本町の現状と課題

1 統計データからみる本町の現状

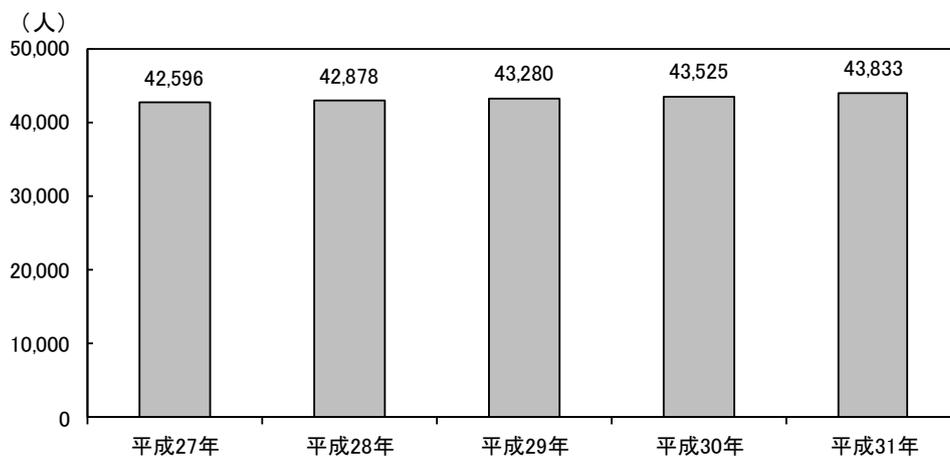
(1) 人口

本町の総人口は、平成31年3月31日現在43,833人となっており、平成27年からみると増加傾向にあります。

また、年齢の3区別にみると、65歳以上の人口割合が増加し、15歳未満の区分で人口割合が減少しています。

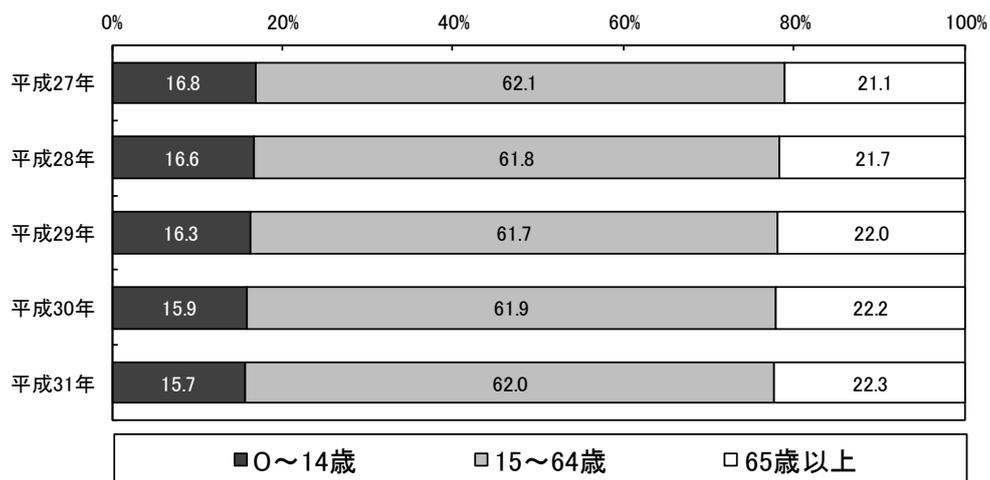
本町の人口は、昭和45年以降増加を続けており、国立社会保障・人口問題研究所によれば、令和2年頃まで増加が続くと見込まれています。

■人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■年齢3区別構成比



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■将来推計人口

単位：人

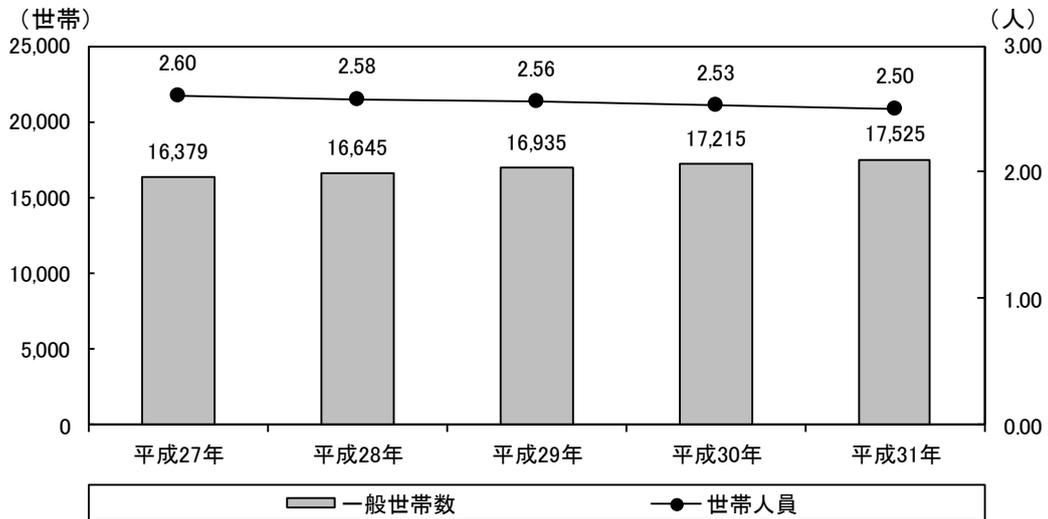
2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
43,374	43,320	42,873	42,245	41,607	40,997

資料：国立社会保障・人口問題研究所（2018年3月推計）

(2) 世帯

本町の一般世帯数は、平成 31 年 3 月 31 日現在 17,525 世帯となっており、増加を続けています。一方、1 世帯当たりの平均世帯人員は、2.50 人となっており、減少を続けています。

■ 世帯数と世帯人員の推移



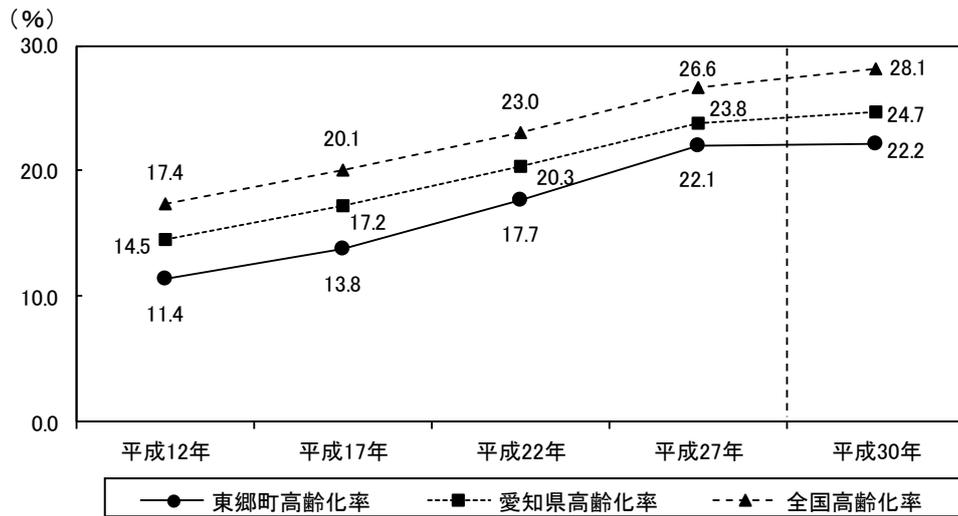
資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）

(3) 高齢者の状況

① 高齢化率

本町の高齢化率は、平成30年9月30日現在22.2%となっており、全国・県と比べると高齢化率は低くなっていますが、平成12年からみると上昇傾向にあります。

■ 高齢化率の推移

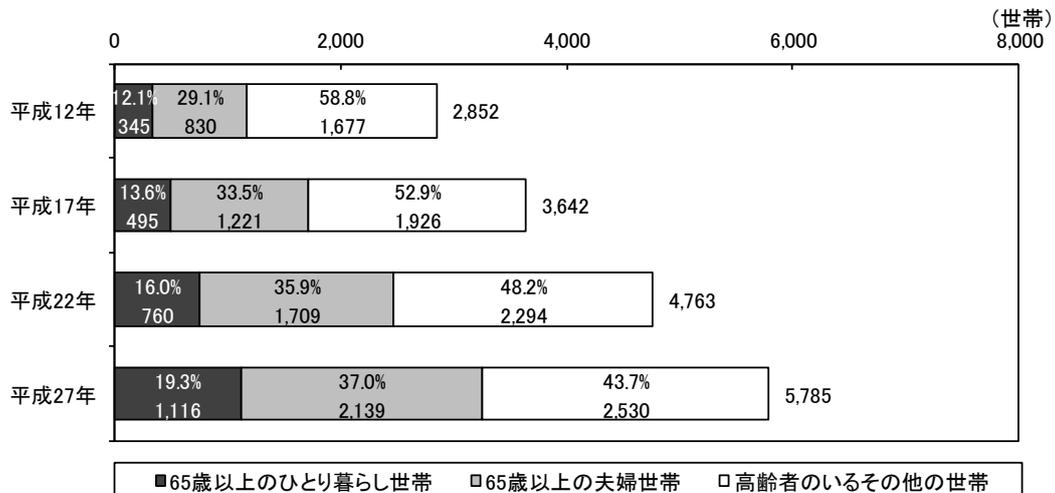


資料：平成27年までは国勢調査（各年10月1日現在）
平成30年は住民基本台帳（9月30日現在）

② 高齢者世帯

本町の高齢者世帯は、平成27年で5,785世帯となっており、そのうち、約2割が65歳以上のひとり暮らし世帯、約4割が65歳以上の夫婦世帯となっています。また、平成12年と平成27年を比較すると、高齢者世帯は平成12年の約2倍の世帯数となっています。

■ 高齢者世帯数の推移

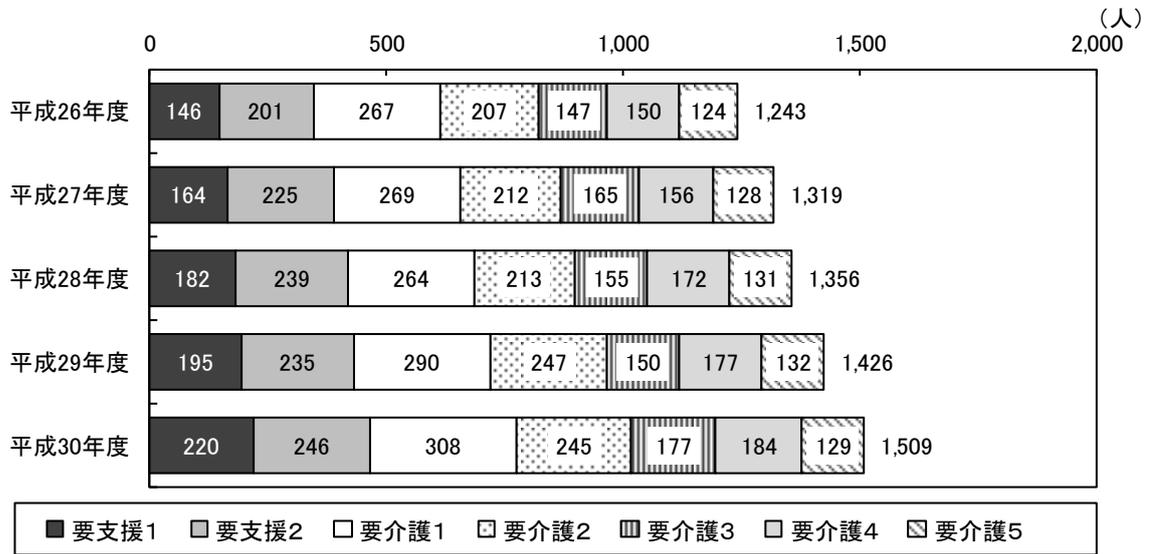


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③ 要介護認定者

本町の要介護認定者は、平成 26 年度からみると年々増加傾向にあり、平成 30 年度は 1,509 人となっています。

■ 要介護度別認定者数の推移



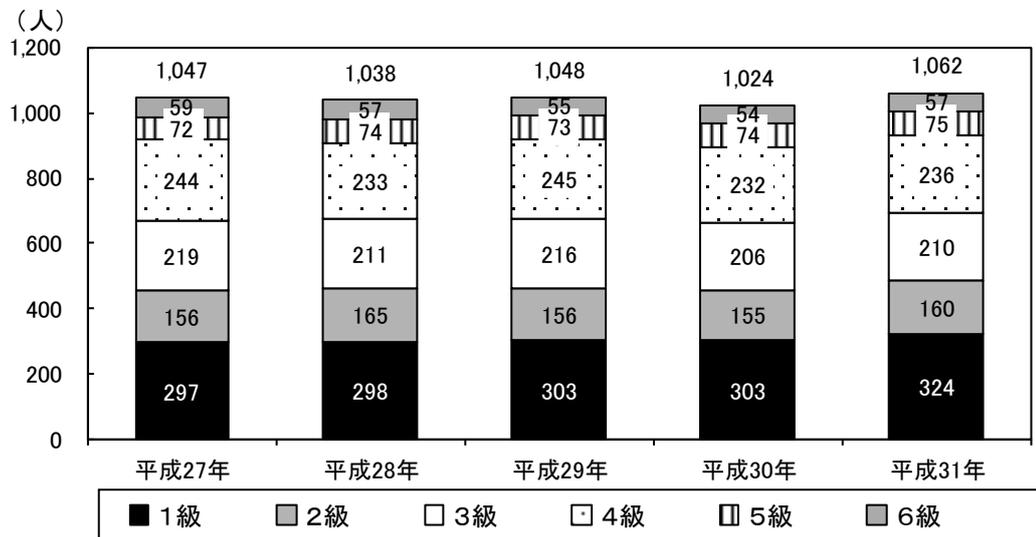
資料：高齢者支援課（各年度 3 月 31 日現在）

(4) 障がい者の状況

① 身体障害者手帳所持者数

本町の平成31年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数は1,062人であり、過去5年間の推移は、ほぼ横ばいとなっています。

■身体障害者手帳所持者の推移

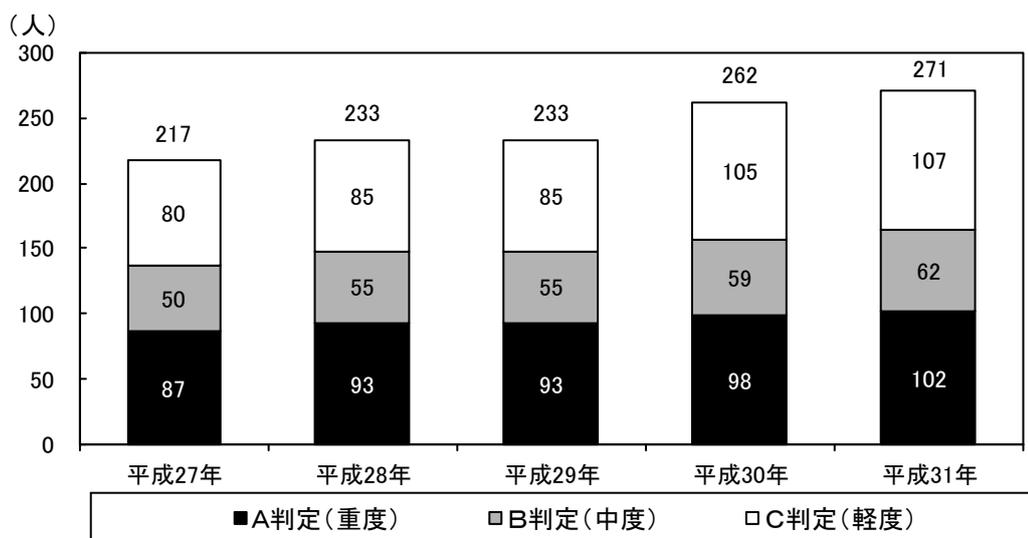


資料：福祉課（各年3月31日）

② 療育手帳所持者数

本町の平成31年3月31日現在の療育手帳所持者数は271人であり、増加傾向にあります。

■療育手帳所持者の推移

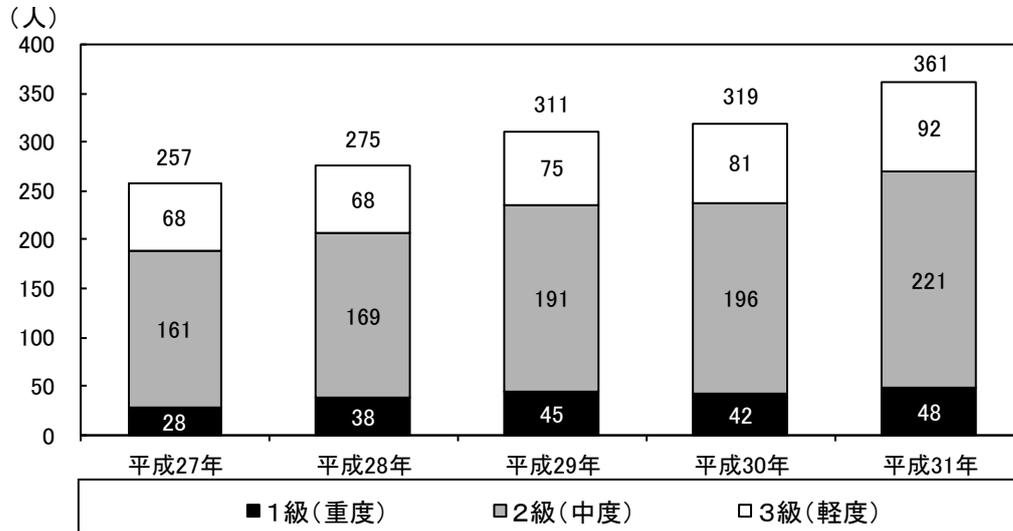


資料：福祉課（各年3月31日）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

本町の平成31年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は361人であり、増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



資料：福祉課（各年3月31日）

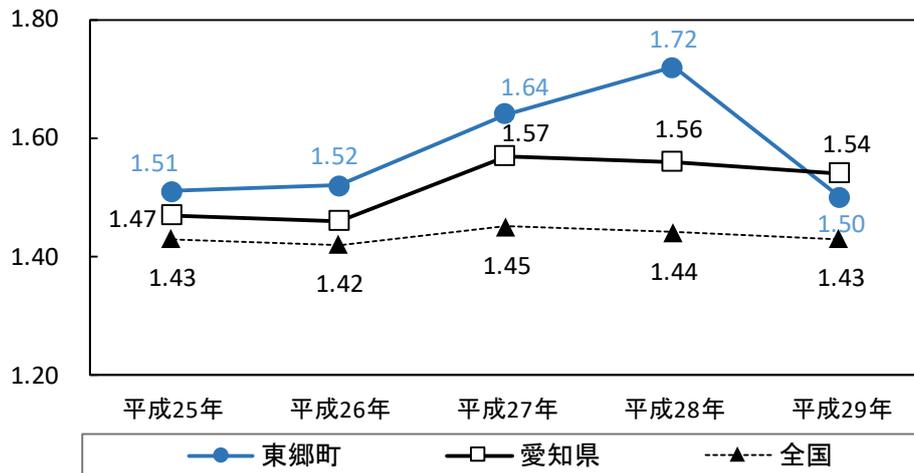
(5) 子どもの状況

① 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率は、平成25年から平成28年は全国・県より高い数値でしたが、平成29年には県を下回りました。

■ 合計特殊出生率の推移及び国・愛知県との比較

※合計特殊出生率…一人の女性が一生の間に生むとされる子どもの数を表す数値

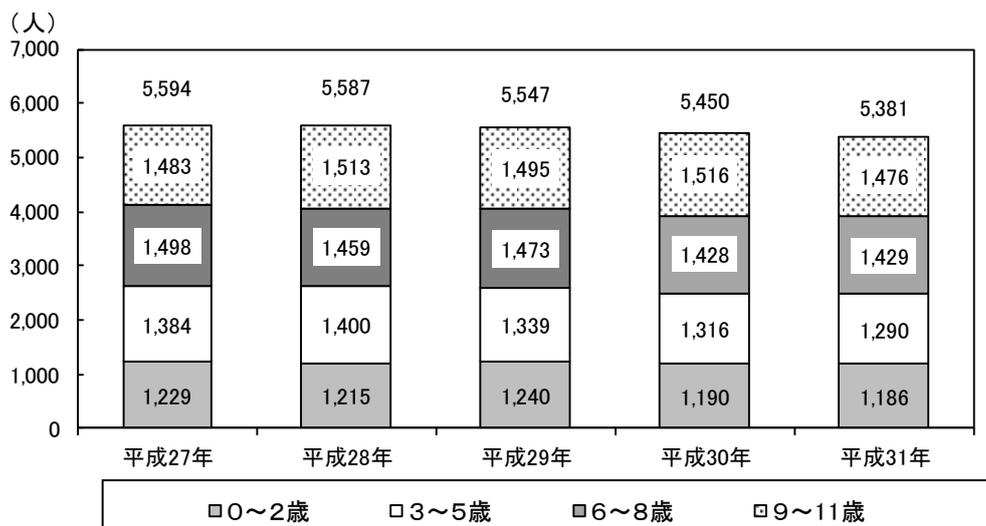


資料：愛知県衛生年報

② 児童人口

本町の児童人口（0～11歳）は、平成27年からみると減少傾向にあり、平成31年は5,381人となっています。

■ 児童人口の推移

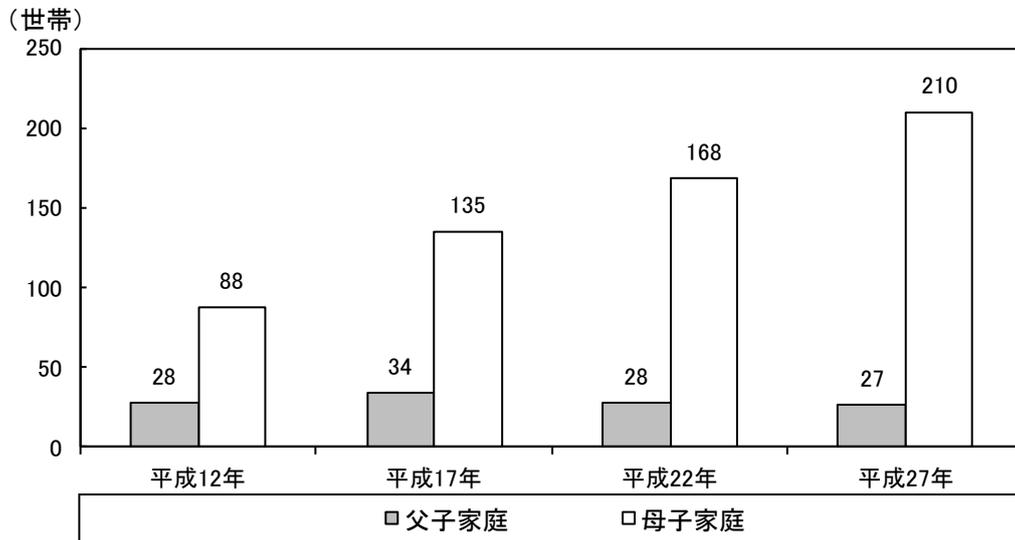


資料：住民基本台帳（各年3月31日時点）

(6) ひとり親世帯の状況

平成27年の国勢調査によると、本町の母子世帯は210世帯、父子世帯は27世帯となっており、平成17年から27年にかけて、母子世帯は増加し、父子世帯は減少しています。

■母子・父子家庭世帯数の推移

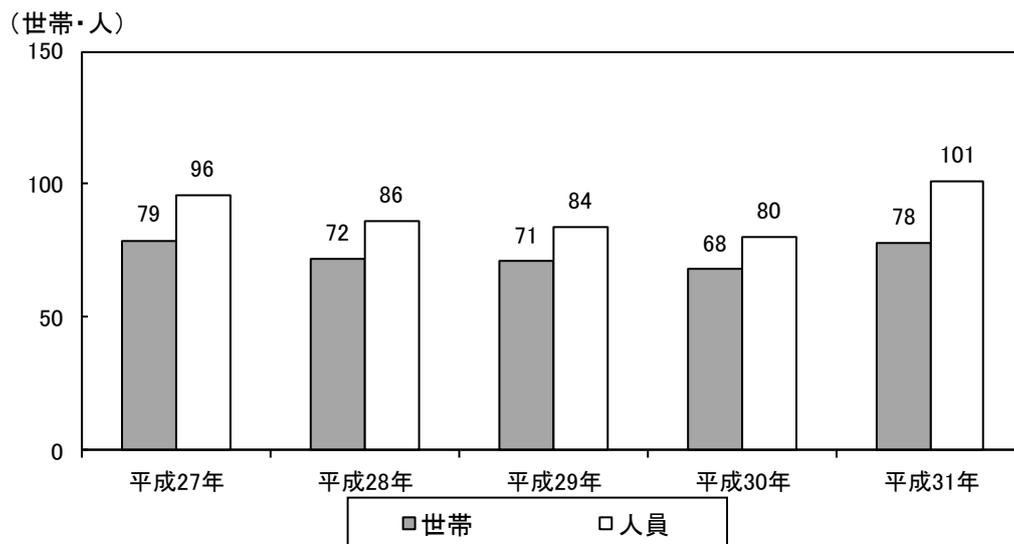


資料：国勢調査（各年10月1日）

(7) 生活保護世帯の状況

本町の平成31年3月31日現在の生活保護世帯数は78世帯、人員は101人となっており、平成27年から平成30年は減少傾向にありましたが、平成31年には増加しました。

■生活保護世帯数・人員・保護率の推移



資料：福祉課（各年3月31日）

(8) 外国人の状況

本町の外国人住民数は、平成31年3月31日現在1,281人です。国籍別にみると、中国が最も多く、次いでベトナム、ブラジルとなっています。

■外国人住民人口の推移

単位：人

	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
中国	223	223	219	209	298
ベトナム	72	90	125	144	240
ブラジル	138	150	176	187	203
フィリピン	104	139	180	187	176
韓国・朝鮮	126	133	122	117	113
その他	46	50	88	84	94
タイ	48	50	49	41	52
インドネシア	5	11	17	18	26
インド	9	9	19	11	22
ペルー	26	27	22	19	20
バーレーン	7	7	8	9	10
スリランカ	6	7	12	8	9
コロンビア	-	-	1	6	6
カナダ	5	5	5	5	6
アメリカ	6	6	4	4	4
シリア	8	5	6	5	1
ウズベキスタン	8	7	5	1	1
ネパール	18	28	-	-	-
合計	855	947	1058	1055	1281

資料：住民課（各年3月31日）

(9) 地域団体等の状況

本町の民生委員・児童委員数や自治会加入率はほぼ横ばいになっているほか、老人クラブ会員数が減少傾向にあり、自主防災組織隊員数は増加傾向にあります。

■地域団体等の状況

区分	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
民生委員・児童委員数（人）	49	49	48	49	48
老人クラブ会員数（人）	2,745	2,725	2,712	2,649	2,611
自治会加入率（%）	76	76	76	77	75
自主防災組織隊員数（人）	250	250	270	341	344

資料：福祉課（民生委員・児童委員数：各年4月1日現在）
 高齢者支援課（老人クラブ会員数：各年4月1日現在）
 地域協働課（自治会加入率：各年7月31日現在）
 安全安心課（自主防災組織隊員数：各年4月1日現在）

(10) 自殺に関する統計

※警察庁自殺統計原票データより厚生労働省が作成した統計を使用しています。

① 自殺者数

本町の自殺者数は、近年では平成26年で10人を超えたほかは、概ね5人前後で推移しています。全国と比較すると、人口10万人対では概ね全国・県より低い値で推移しています。また、性別・年代別では、男性の20歳代、30歳代、80歳以上、女性の50歳代、60歳代、70歳代で全国・県よりも自殺死亡率が高くなっています。

■東郷町における自殺による死亡者数の推移

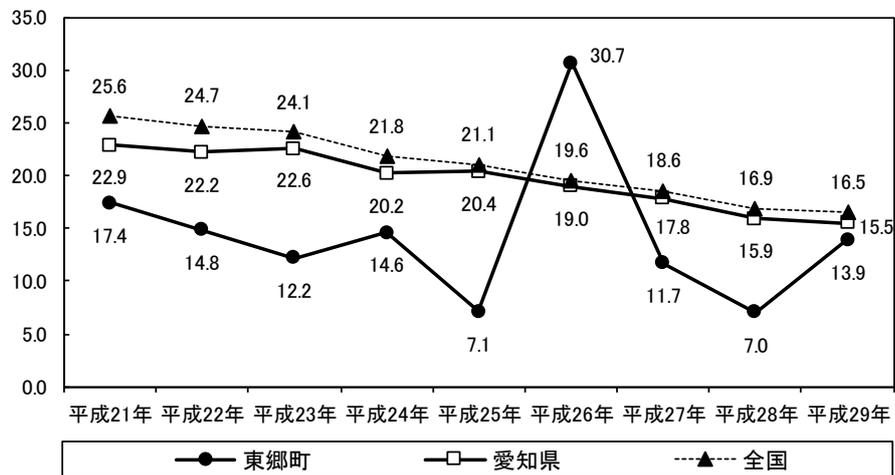
単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	7	6	5	6	3	13	5	3	6
男性	6	4	3	4	3	9	3	2	5
女性	1	2	2	2	0	4	2	1	1

資料：自殺の統計（厚生労働省）

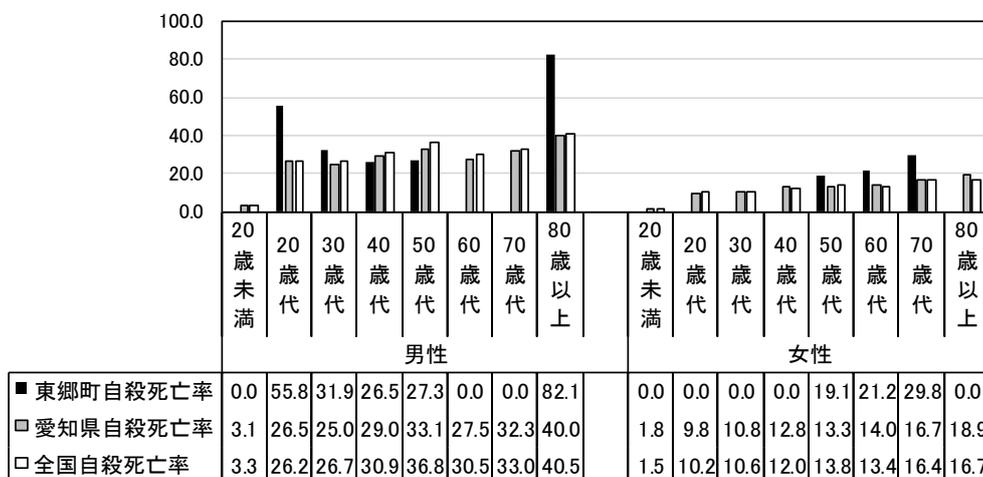
■東郷町と全国の自殺死亡率の推移

※自殺死亡率…人口10万人当たりの自殺者数



資料：自殺の統計（厚生労働省）

■性別・年代別自殺死亡率（平成25年～29年平均）



資料：自殺の統計（厚生労働省）

② 自殺の特徴

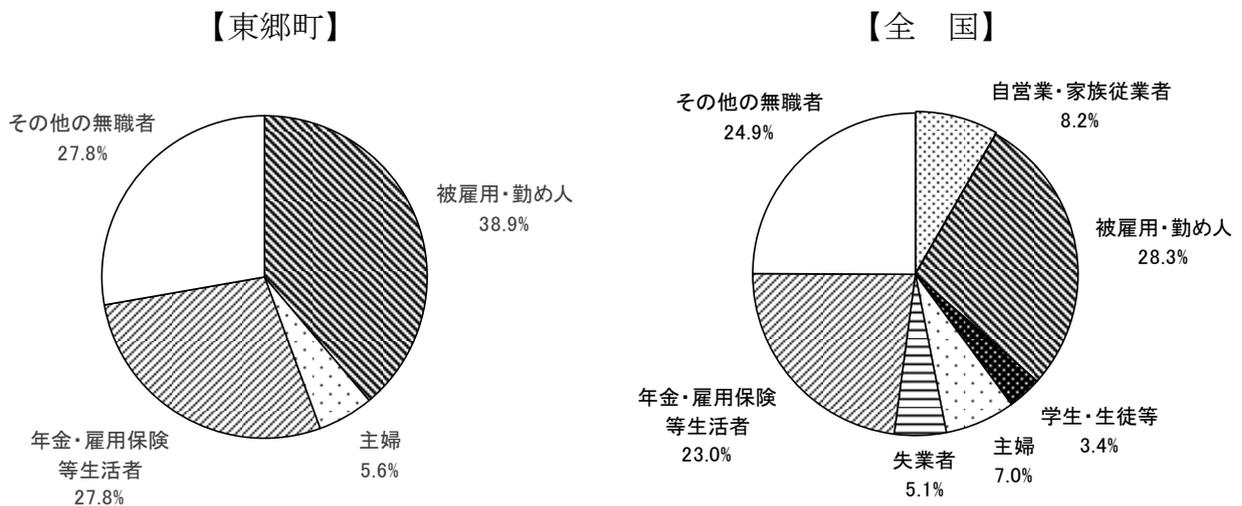
本町の主な自殺の特徴をみると、人間関係や生活苦によるものなどがみられます。また、職業別では全国と同様、被雇用・勤め人の割合が最も高くなっています。

■東郷町の主な自殺の背景（平成 25～29 年）

【20・30 代】	
・ 職場の人間関係	・ 職につけないことによる将来への悲観
・ ひきこもり	・ 非正規雇用や無職による生活苦
【40 代以降】	
・ 失業による生活苦	・ 高齢で身体疾患がある

資料：自殺実態プロフィール（厚生労働省）

■職業別自殺者数の割合（平成 21 年～29 年 東郷町・全国）



(11) 成年後見制度に関する状況

① 愛知県下の成年後見センター等における現状

愛知県下では、中核機関*となり得る機能を備え、行政から委託を受けている成年後見センター等が複数存在しており、中でも広域行政が共同で委託し運営費を負担している成年後見センター等が既に3か所設置されている点は、全国的に見ても特筆すべき状況です。なお、広域・単独含めた成年後見センター等の設置率は68%（平成30年8月15日現在）です。

② 本町における成年後見制度の利用状況

ア 対象者数

平成 30 年度の本町の対象者は、平成 25 年度と比較すると約 1.24 倍となっています。また、対象者数の内訳は、推定認知症が最多となっています。

■成年後見制度対象者数の経年推移

平成 25 年度	平成 30 年度
1,631 人	2,029 人

資料：尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画

■成年後見制度利用対象者数の推定(平成 30 年 4 月 1 日現在)

※推定認知症数は、高齢者数 9,656 人×厚生労働省の推定認知症率(15%) 単位：人

推定認知症	知的障がい	精神障がい	合計
1,448	262	319	2,029

資料：尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画

イ 利用者数

本町の利用者数は、補助類型*が最多となっています。なお、内訳の割合は、後見類型*が 28.6% (全国平均 77.3%、6 市町平均 58.4%) 保佐類型*14.3% (全国平均 15.9%、6 市町平均 22.1%) 補助類型*57.1% (全国平均 4.8%、6 市町平均 19.5%) であり、後見・保佐類型が全国の状況より低く、補助類型が高くなっています。

■成年後見制度類型別利用者数(平成 31 年 3 月 31 日現在)

後見類型	保佐類型	補助類型	任意後見	合計
2 件 (28.6%)	1 件 (14.3%)	4 件 (57.1%)	0 件 (0%)	7 件 (100.0%)

資料：名古屋家庭裁判所

ウ 市町村長申立ての実施状況

本町における首長申し立ては、平成 22 年度以前 (尾張東部権利擁護支援センターが設置される前) に比べ増加しています。

■市町村長申立ての実施状況の推移

単位：件

H12-22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	計
1	0	0	2	4	0	2	1	10

資料：尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画

2 アンケート調査等からみる地域福祉の現状

(1) 調査等の概要

① アンケート調査

本町の地域福祉に関する課題や福祉ニーズを把握し、計画策定の基礎資料するため、アンケート調査を実施しました。

区分	対象者	調査期間	調査方法	回収状況	
				回収数	回収率
町民一般	18歳以上の町民 2,000名	平成31年 1月10日～1月24日	郵送による 配布・回収	788	39.4%
区長・自治会長	区長・自治会長 17名			16	94.1%
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員 48名			39	79.6%

② 団体ヒアリング調査

地域福祉に関するボランティア団体など福祉関係団体等を対象に、町内における地域福祉を取り巻く現状や課題、今後の方向性、福祉施策についての意見を集めるため、ヒアリング調査を実施しました。

実施団体	調査期間
子ども・子育て支援（4団体）、青少年健全育成（1団体）、障がい者支援（6団体）、高齢者支援（6団体）、地域活動（10団体）、更生保護（2団体） 計29団体	平成31年1月10日～1月24日

③ ワークショップ

地域福祉の理想や地域で取り組みたいこと等を話し合い、今後、本町で地域福祉を進めていくための足掛かりとするため、町民向けワークショップを実施しました。

対象者	調査期間
東郷小・諸輪小・高嶺小学校区 居住者	1回目：平成31年2月11日（月・祝）午前10時～正午 2回目：平成31年3月2日（土）午前10時～正午
春木台小・音貝小・兵庫小学校区 居住者	1回目：平成31年2月11日（月・祝）午後2時～4時 2回目：平成31年3月3日（日）午前10時～正午

回	テーマ
第1回	東郷町の地域福祉について「5年後こうなったらいいなあ」と思う理想
第2回	1回目で書いた理想を実現するために、地域ではどんなことができるか

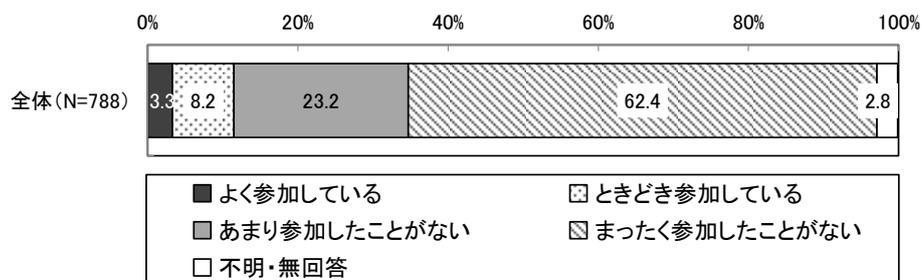
(2) 調査等の結果概要

① 地域福祉の担い手の育成、地域活動への参加促進

【町民アンケート】

問 あなたは、ボランティア・町民主体の活動やNPO活動に参加していますか。
(単数回答)

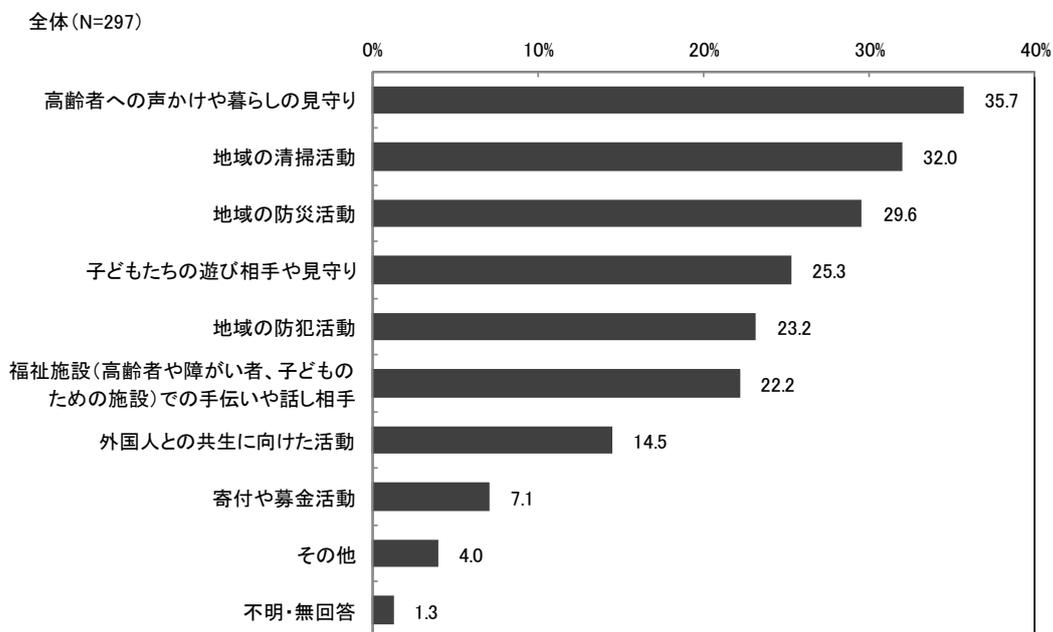
ボランティア・町民主体の活動やNPO活動への参加については、「まったく参加したことがない」が62.4%と最も高く、次いで「あまり参加したことがない」が23.2%、「ときどき参加している」が8.2%となっています。



【町民アンケート】

問 (ボランティア・町民主体の活動やNPO活動に「ぜひ、参加したい」「条件によっては参加したい」と答えた人のうち、)あなたが参加してみたいボランティア・町民主体の活動やNPO活動は、次のうちどれですか。(現在参加しているものを含む。)(複数回答)

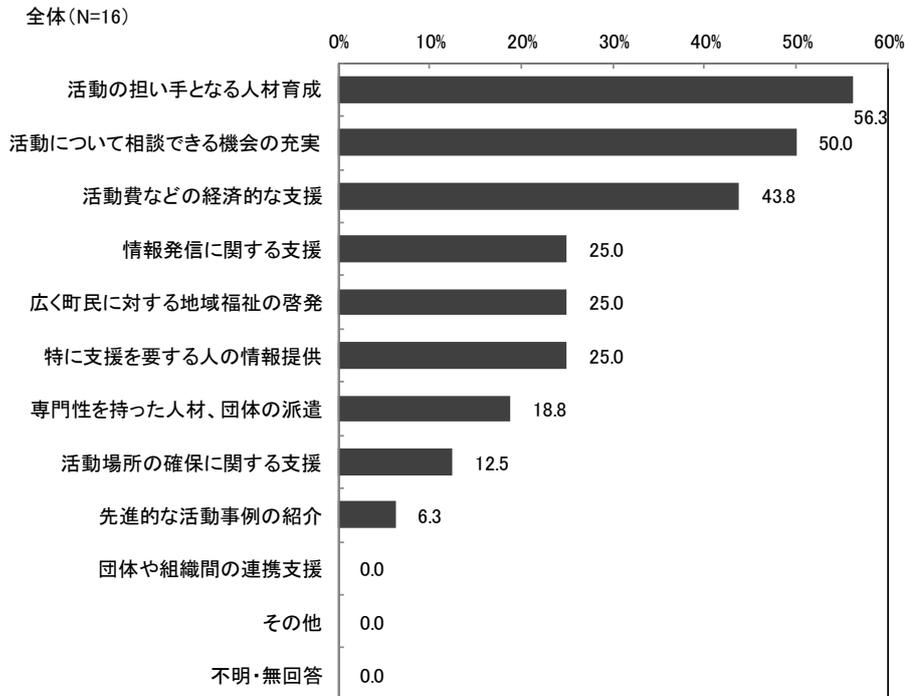
自分が参加してみたいボランティア・町民主体の活動やNPO活動については、「高齢者への声かけや暮らしの見守り」が35.7%と最も高く、次いで「地域の清掃活動」が32.0%、「地域の防災活動」が29.6%となっています。



【区長・自治会長アンケート】

問 地域においてこれから特に支援が必要だと思う対象者の支援に向けた地域の支え合いを推進するために必要なことは何ですか。（複数回答）

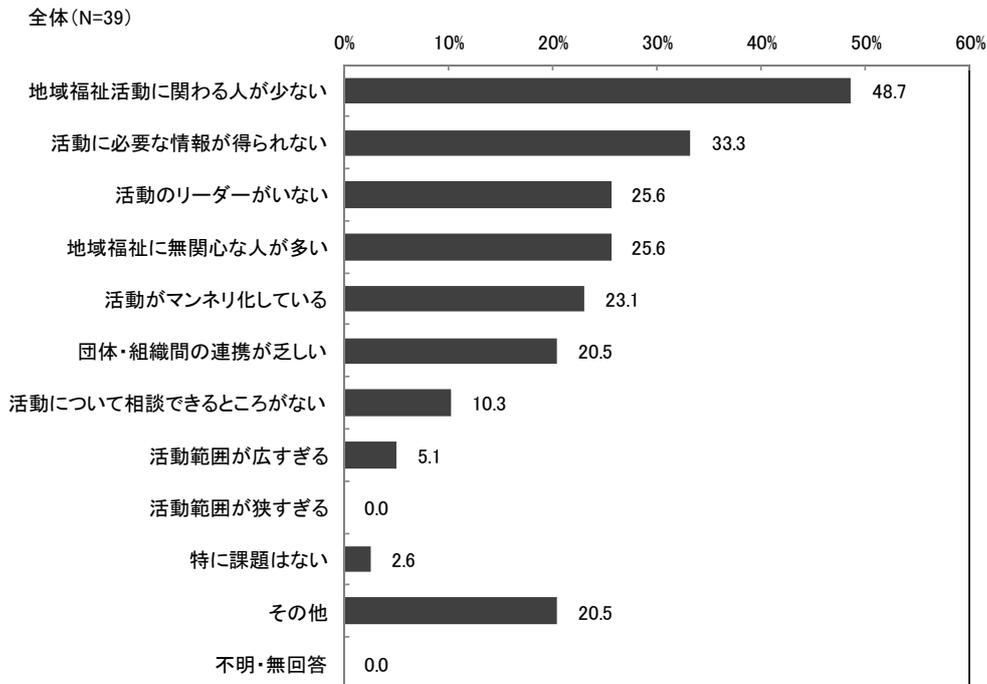
対象者の支援に向けた地域の支え合いを推進するために必要なことについては、「活動の担い手となる人材育成」が56.3%と最も高く、次いで「活動について相談できる機会の充実」が50.0%、「活動費などの経済的な支援」が43.8%となっています。



【民生委員・児童委員アンケート】

問 あなたがお住まいの地域では、地域の助け合い・支え合い活動を推進するにあたっての課題はありますか。（複数回答）

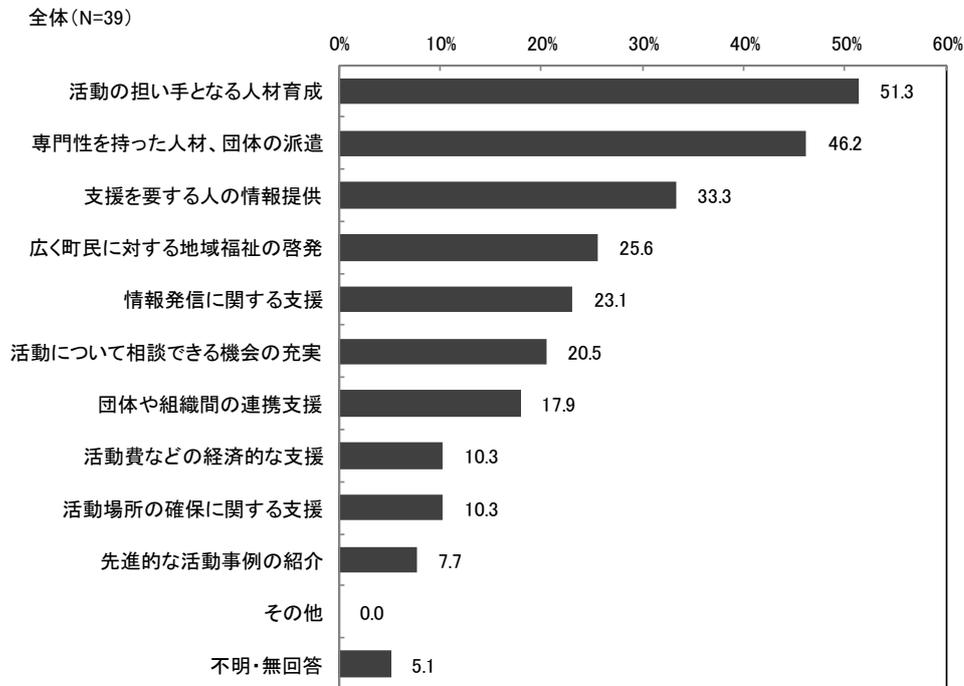
自分が住んでいる地域で、地域の助け合い・支え合い活動を推進するにあたっての課題があるかについては、「地域福祉活動に関わる人が少ない」が48.7%と最も高く、次いで「活動に必要な情報が得られない」が33.3%、「活動のリーダーがいない」「地域福祉に無関心な人が多い」が25.6%となっています。



【民生委員・児童委員アンケート】

問 地域においてこれから特に支援が必要だと思う対象者の支援に向けた地域の助け合い・支え合い活動を推進するために必要なことは何ですか。（複数回答）

対象者の支援に向けた地域の助け合い・支え合い活動を推進するために必要なことについては、「活動の担い手となる人材育成」が51.3%と最も高く、次いで「専門性を持った人材、団体の派遣」が46.2%、「支援を要する人の情報提供」が33.3%となっています。

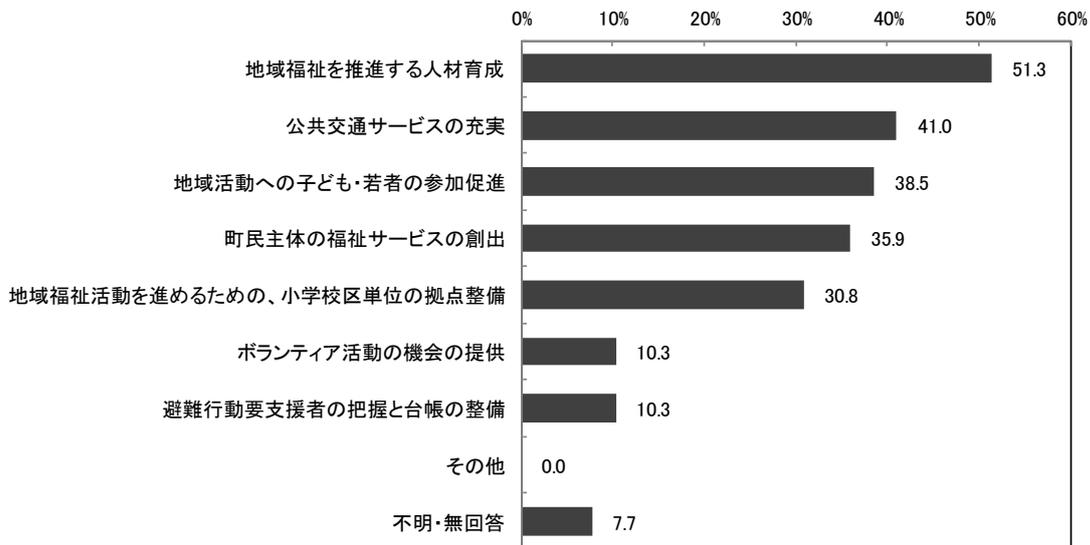


【民生委員・児童委員アンケート】

問 次の取組のうち、今後、行政（町）で重点的に進めるべきだと思うものはどれですか。
（複数回答）

今後、行政（町）で重点的に進めるべきだと思うものについては、「地域福祉を推進する人材育成」が51.3%と最も高く、次いで「公共交通サービスの充実」が41.0%、「地域活動への子ども・若者の参加促進」が38.5%となっています。

全体(N=39)

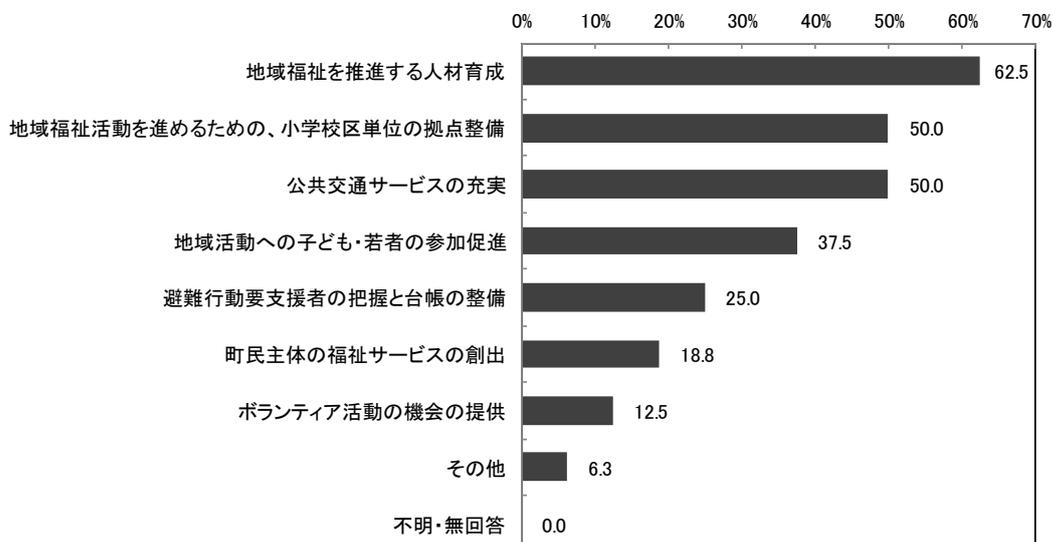


【区長・自治会長アンケート】

問 次の取組のうち、今後、行政（町）で重点的に進めるべきだと思うものはどれですか。
（複数回答）

今後、行政（町）で重点的に進めるべきだと思うものについては、「地域福祉を推進する人材育成」が62.5%と最も高く、次いで「地域福祉活動を進めるための、小学校区単位の拠点整備」「公共交通サービスの充実」が50.0%、「地域活動への子ども・若者の参加促進」が37.5%となっています。

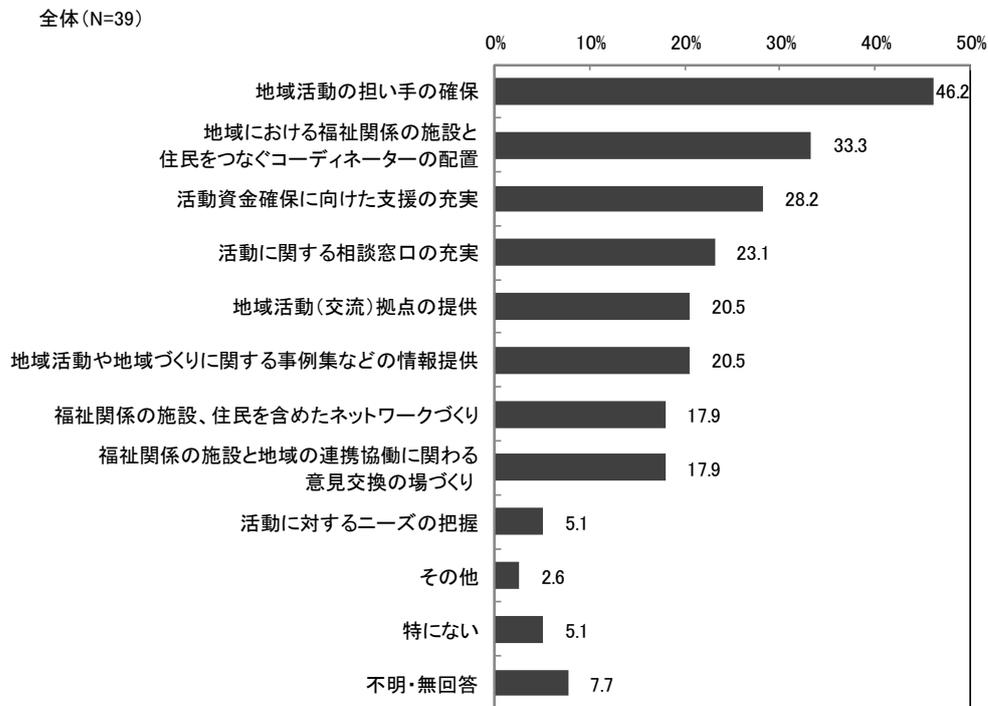
全体(N=16)



【民生委員・児童委員アンケート】

問 今行っている活動について、今後、町社会福祉協議会に支援してほしいことは何ですか。（複数回答）

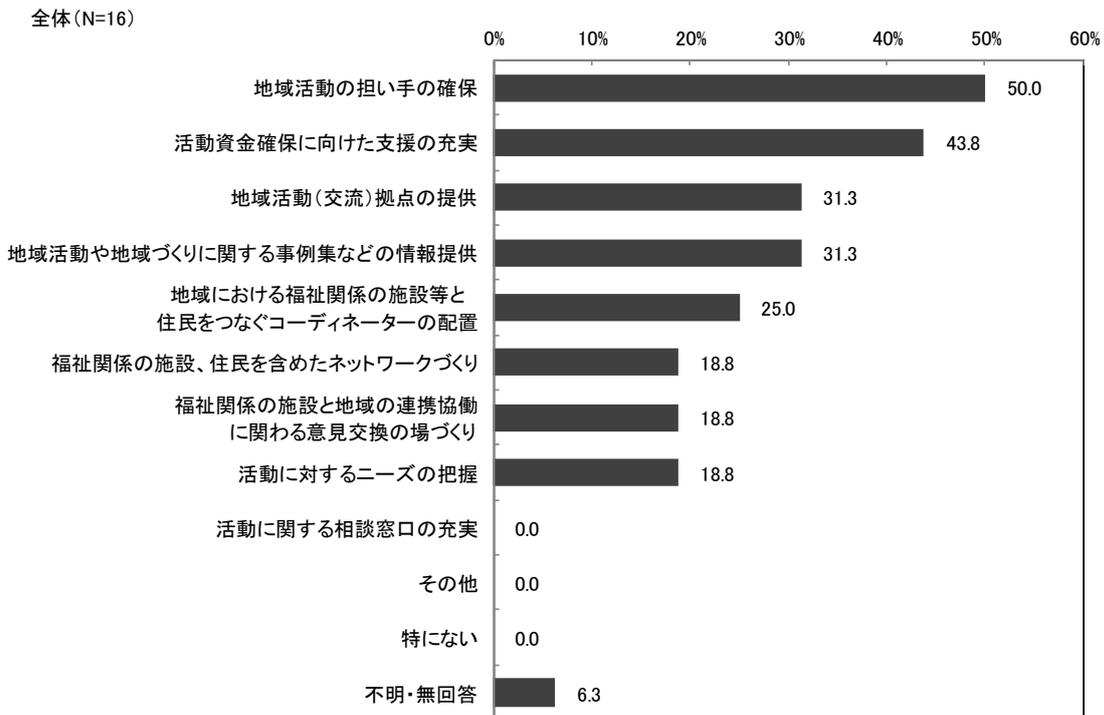
今後、町社会福祉協議会に支援してほしいことについては、「地域活動の担い手の確保」が46.2%と最も高く、次いで「地域における福祉関係の施設と住民をつなぐコーディネーターの配置」が33.3%、「活動資金確保に向けた支援の充実」が28.2%となっています。



【区長・自治会長アンケート】

問 今行っている活動について、今後、町社会福祉協議会に支援してほしいことは何ですか。（複数回答）

今後、町社会福祉協議会に支援してほしいことについては、「地域活動の担い手の確保」が50.0%と最も高く、次いで「活動資金確保に向けた支援の充実」が43.8%、「地域活動（交流）拠点の提供」「地域活動や地域づくりに関する事例集などの情報提供」が31.3%となっています。



【団体ヒアリング調査】

問 貴団体が活動を行う上で困っていることはどのようなことですか。（複数回答）

活動上の困っていることは、「新しいメンバーが入らない」が最も多く、次いで「支援を必要とする人の情報が得にくい」「活動のマンネリ化」となっています。活動の担い手の問題や活動の展開に関して困っていることがある現状が伺えます。

・困っていること (N=23)

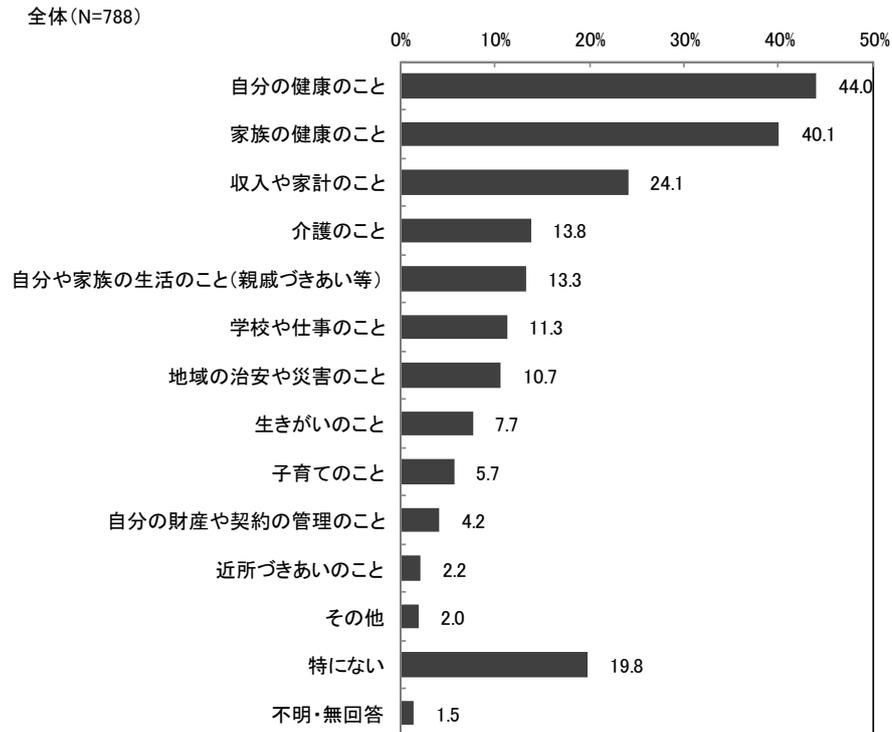
選択肢	件数	選択肢	件数
新しいメンバーが入らない	13	町民に情報発信する場や機会が乏しい	3
支援を必要とする人の情報が得にくい	7	他の団体と交流する機会が乏しい	2
活動のマンネリ化	6	人々のニーズに合った活動ができていない	0
活動資金が足りない	5	特に困ったことはない	5
後継者がいない	4	その他	0
活動の場所（拠点）の確保が難しい	4	無回答	6

② 困りごとを抱えた人を丸ごと受け止める仕組みづくり

【町民アンケート】

問 あなたは、現在、日々の生活の中で、主にどのような悩みや不安がありますか。
(複数回答)

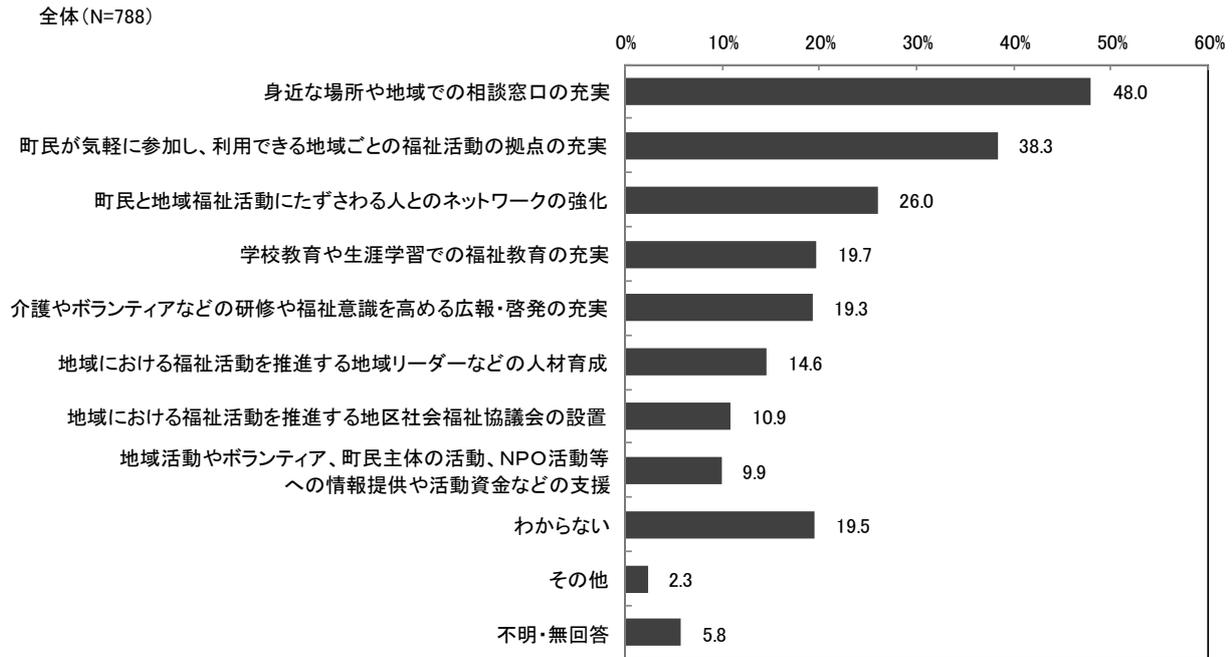
現在、日々の生活の中で、主にどのような悩みや不安があるかについては、「自分の健康のこと」が44.0%と最も高く、次いで「家族の健康のこと」が40.1%、「収入や家計のこと」が24.1%となっています。



【町民アンケート】

問 地域福祉を推進するために、何が重要だと思いますか。（複数回答）

地域福祉を推進するために、重要だと思うことについては、「身近な場所や地域での相談窓口の充実」が48.0%と最も高く、次いで「町民が気軽に参加し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点の充実」が38.3%、「町民と地域福祉活動にたずさわる人とのネットワークの強化」が26.0%となっています。

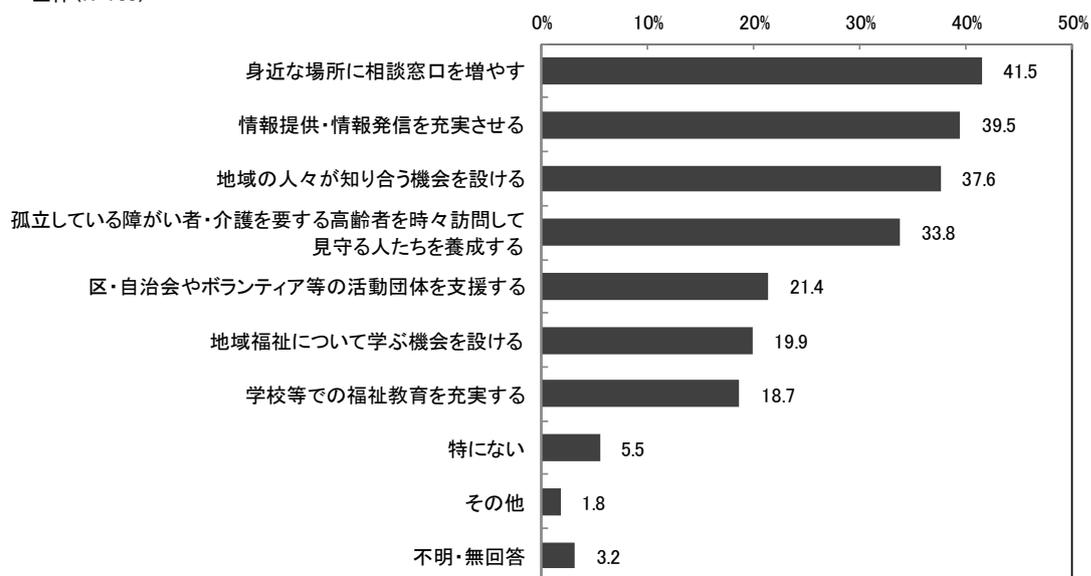


【町民アンケート】

問 「支え合う地域づくり」を進めるために、行政（町）はどのような支援を行う必要があると思いますか。（複数回答）

「支え合う地域づくり」を進めるために、行政（町）が行う必要があると思う支援については、「身近な場所に相談窓口を増やす」が41.5%と最も高く、次いで「情報提供・情報発信を充実させる」が39.5%、「地域の人々が知り合う機会を設ける」が37.6%となっています。

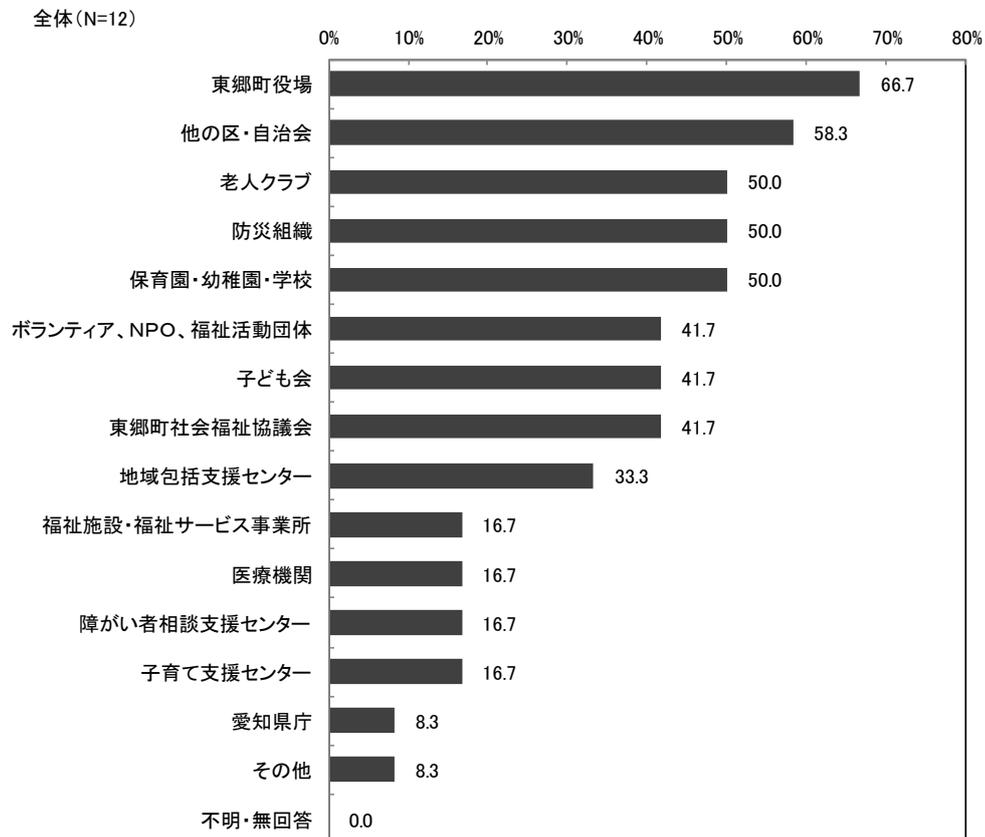
全体(N=788)



【区長・自治会長アンケート】

問 （連携をとりたい組織・団体があると答えた人のうち、）これから連携していきたい組織・団体は次のうちどれですか。（複数回答）

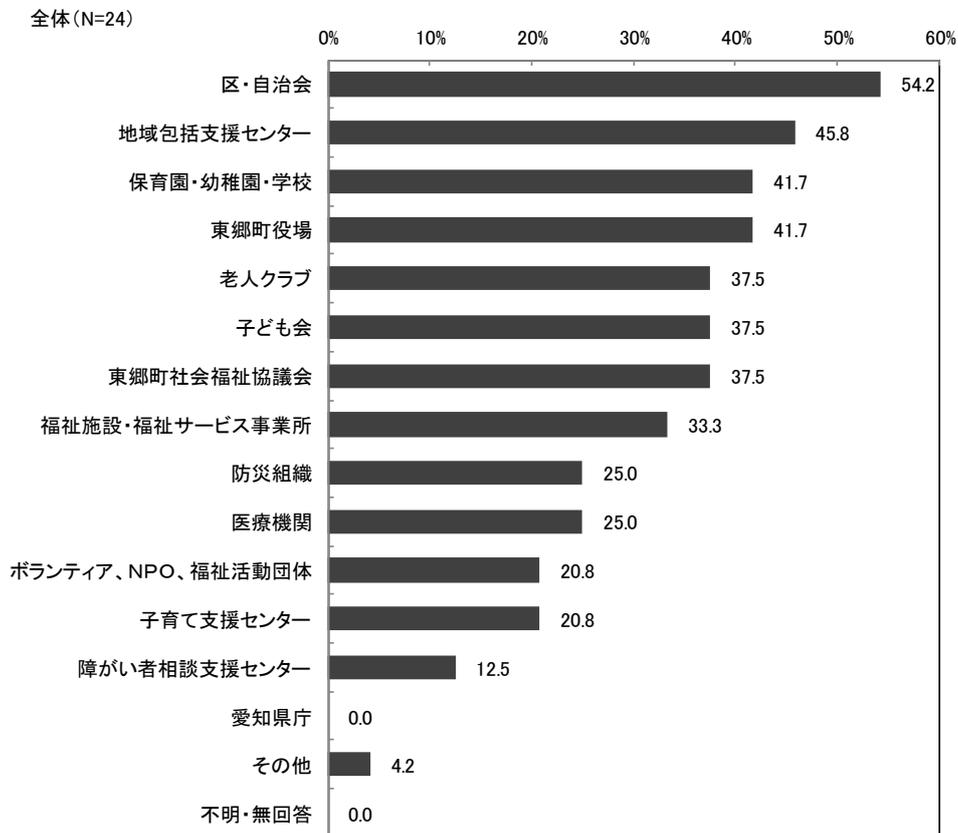
これから連携していきたい組織・団体については、「東郷町役場」が 66.7%と最も高く、次いで「他の区・自治会」が 58.3%、「老人クラブ」「防災組織」「保育園・幼稚園・学校」が 50.0%となっています。



【民生委員・児童委員アンケート】

問 これから連携していきたい組織・団体は次のうちどれですか。（複数回答）

これから連携していきたい組織・団体については、「区・自治会」が 54.2%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」が 45.8%、「保育園・幼稚園・学校」「東郷町役場」が 41.7%となっています。



【団体ヒアリング調査】

問 （今後連携したい組織や団体があると答えた団体のうち、）これから連携をしたい組織や団体はどこですか。（複数回答）

これから連携したい団体は、「保育園・幼稚園・学校」が最も多く、次いで「区・自治会」「防災組織」「東郷町役場」となっています。教育・保育施設や地域活動組織、行政との連携を希望する団体が多くありました。

・これから連携したい団体等（N=23）

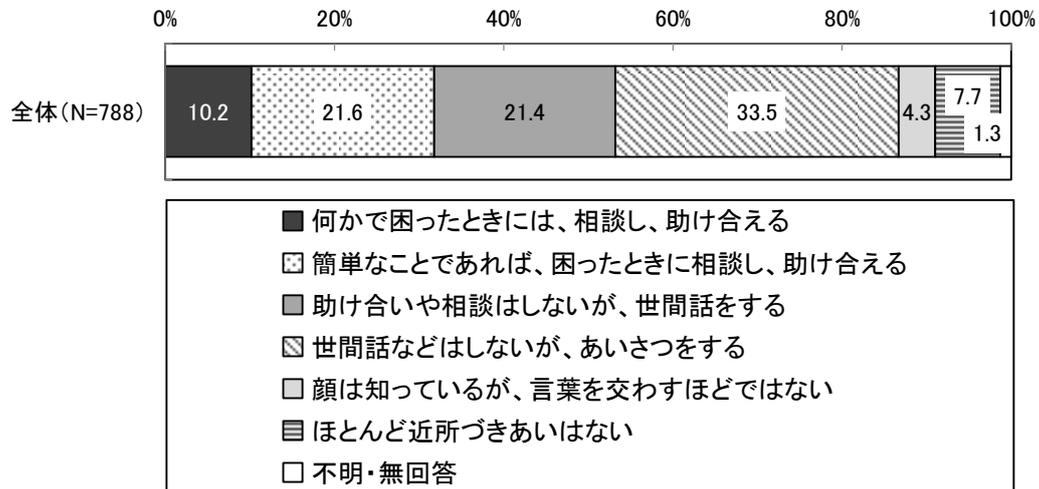
団体等	件数	団体等	件数
保育園・幼稚園・学校	6	老人クラブ	2
区・自治会	5	地域包括支援センター	2
防災組織	4	障がい者相談支援センター	2
東郷町役場	4	福祉施設・福祉サービス事業所	1
子ども会	3	医療機関	1
児童館・子育て支援センター	3	愛知県庁	0
東郷町社会福祉協議会	3	その他	2
ボランティア、NPO、福祉活動団体	2	特にない	0

③地域のつながりづくり

【町民アンケート】

問 あなたは、現在、どの程度「ご近所づきあい」をしていますか。（単数回答）

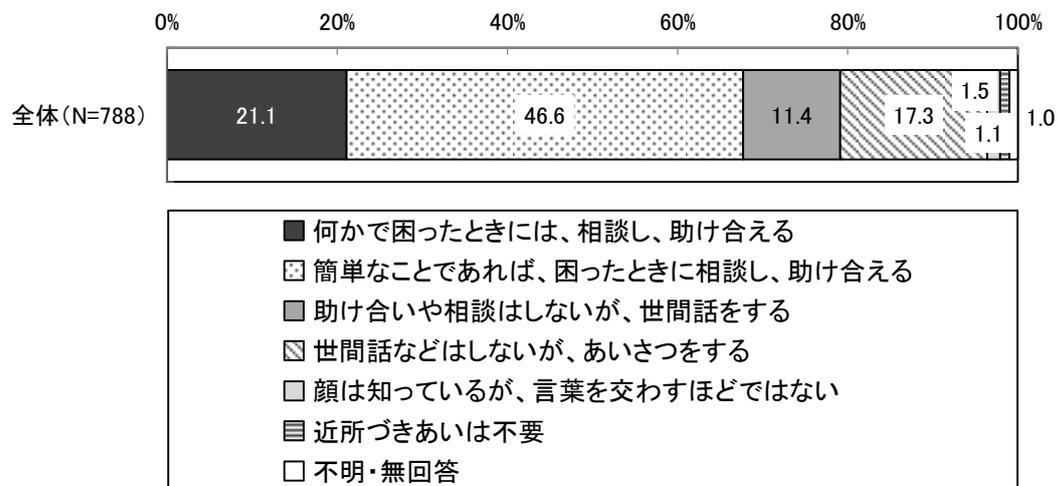
ご近所づきあいについては、「世間話などはしないが、あいさつをする」が33.5%と最も高く、次いで「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える」が21.6%、「助け合いや相談はしないが、世間話をする」が21.4%となっています。



【町民アンケート】

問 あなたは、今後、どの程度の「ご近所づきあい」を理想としますか。（単数回答）

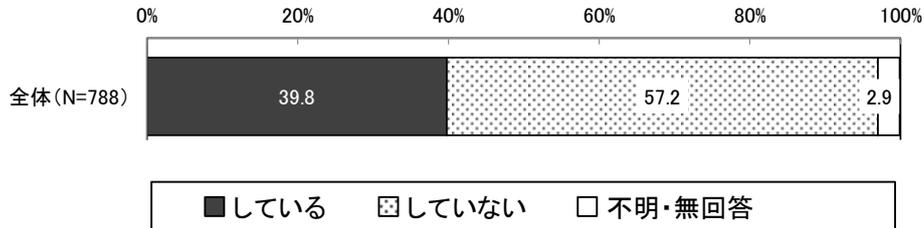
理想のご近所づきあいについては、「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える」が46.6%と最も高く、次いで「何かで困ったときには、相談し、助け合える」が21.1%、「世間話などはしないが、あいさつをする」が17.3%となっています。



【町民アンケート】

問 あなたは、日頃、お住まいの地域で、となり近所の人と生活上のちょっとした手助けや協力などの助け合いをしていますか。（単数回答）

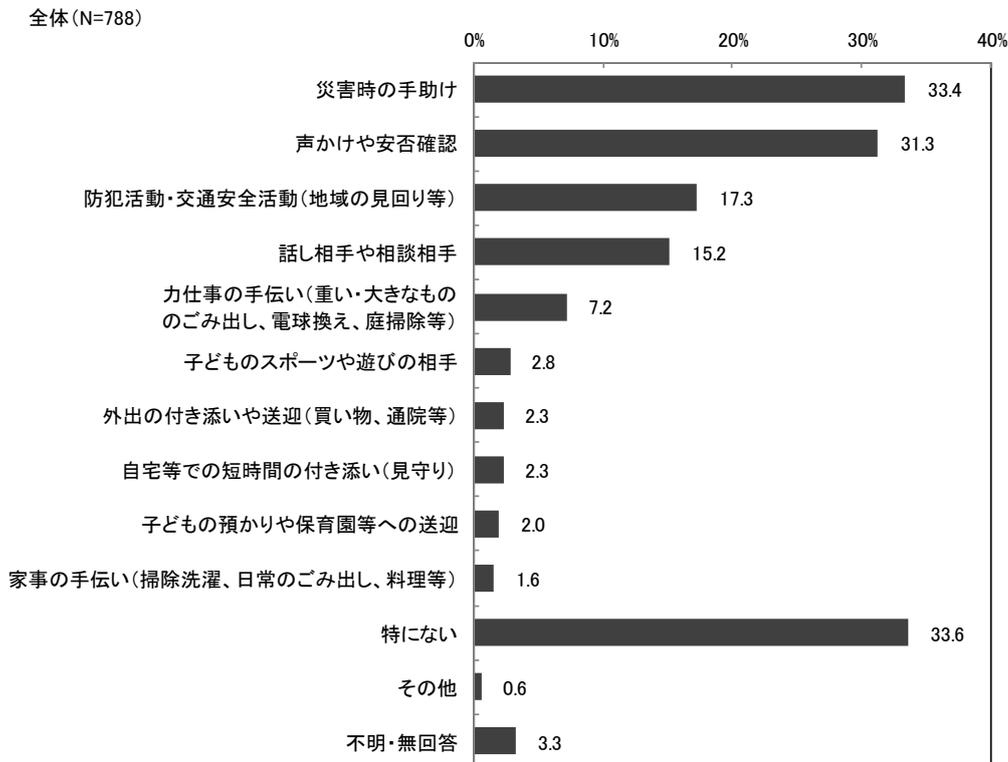
日頃の助け合いについては、「している」が39.8%、「していない」が57.2%となっています。



【町民アンケート】

問 あなたは、生活の中で、となり近所の人にどのような手助けや協力をしてほしいと思いますか。（複数回答）

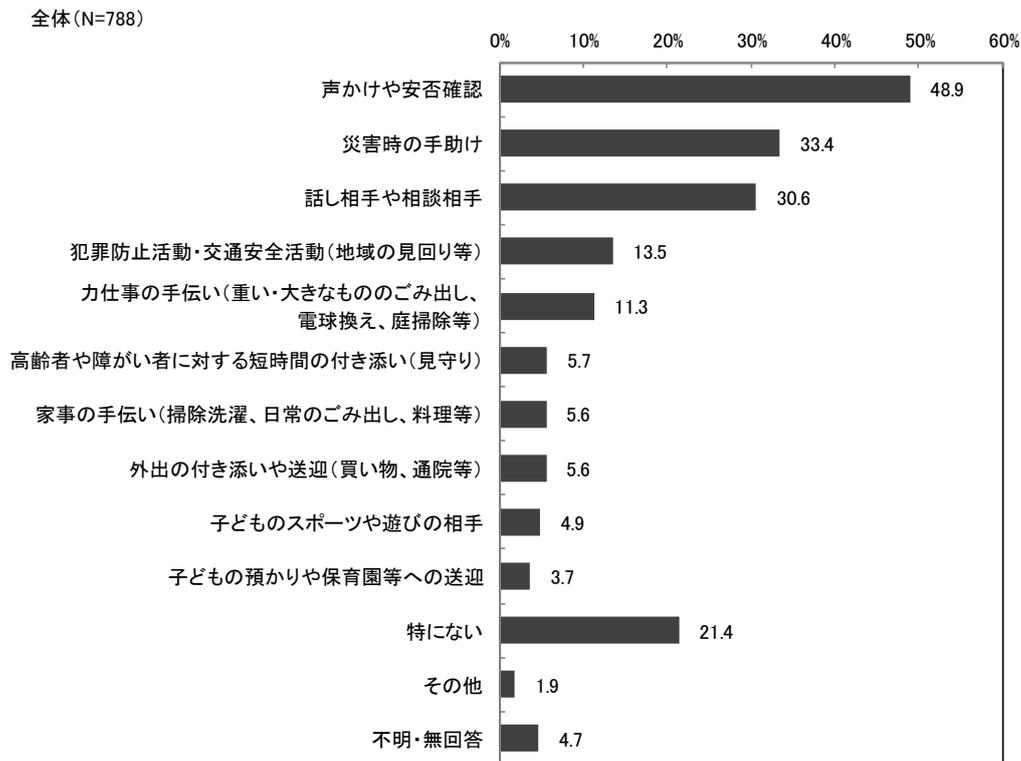
となり近所の人に手助けや協力をしてほしいと思うことについては、「特にない」が33.6%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が33.4%、「声かけや安否確認」が31.3%となっています。



【町民アンケート】

問 あなた自身が、となり近所の人に対して手助けしたり、協力したりできることはありますか。（複数回答）

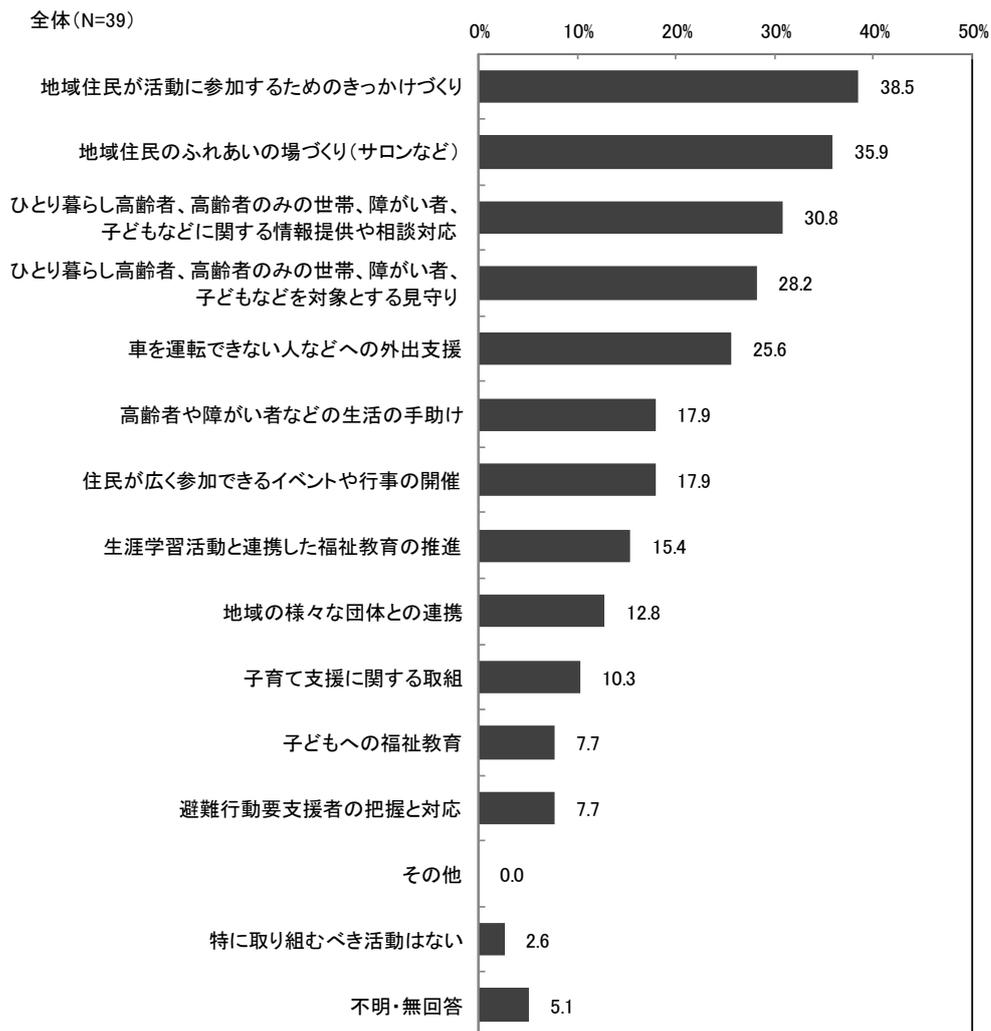
自分が、となり近所の人に対して手助けしたり、協力したりできることについては、「声かけや安否確認」が48.9%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が33.4%、「話し相手や相談相手」が30.6%となっています。



【民生委員・児童委員アンケート】

問 今後、あなたがお住まいの地域で、支え合い・助け合い活動を推進するために何が
必要だと思いますか。（複数回答）

今後、住んでいる地域で、支え合い・助け合い活動を推進するために必要だと思うことについては、「地域住民が活動に参加するためのきっかけづくり」が38.5%と最も高く、次いで「地域住民のふれあいの場づくり（サロンなど）」が35.9%、「ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障がい者、子どもなどに関する情報提供や相談対応」が30.8%となっています。

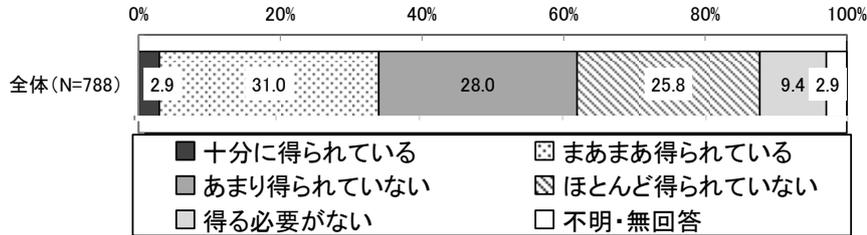


④ その他

【町民アンケート】

問 あなたは、日々の生活に必要な福祉の情報が得られていますか。（単数回答）

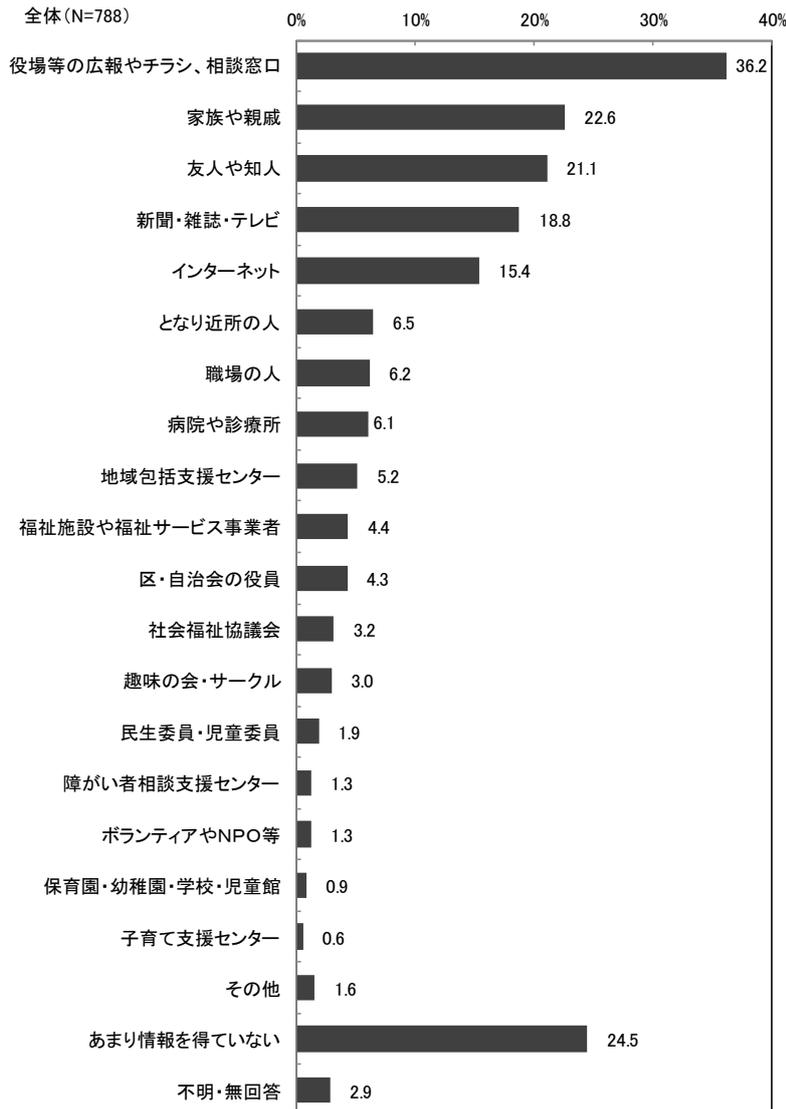
福祉の情報については、「まあまあ得られている」が31.0%と最も高く、次いで「あまり得られていない」が28.0%、「ほとんど得られていない」が25.8%となっています。



【町民アンケート】

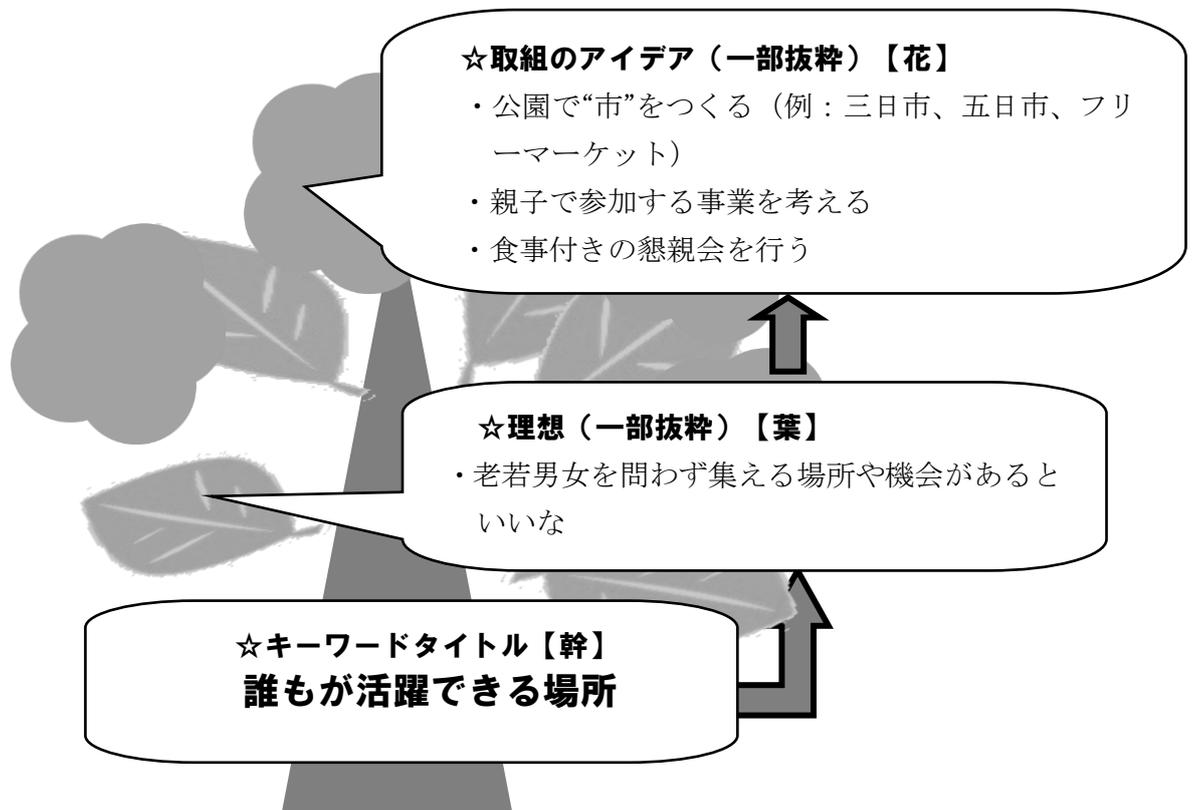
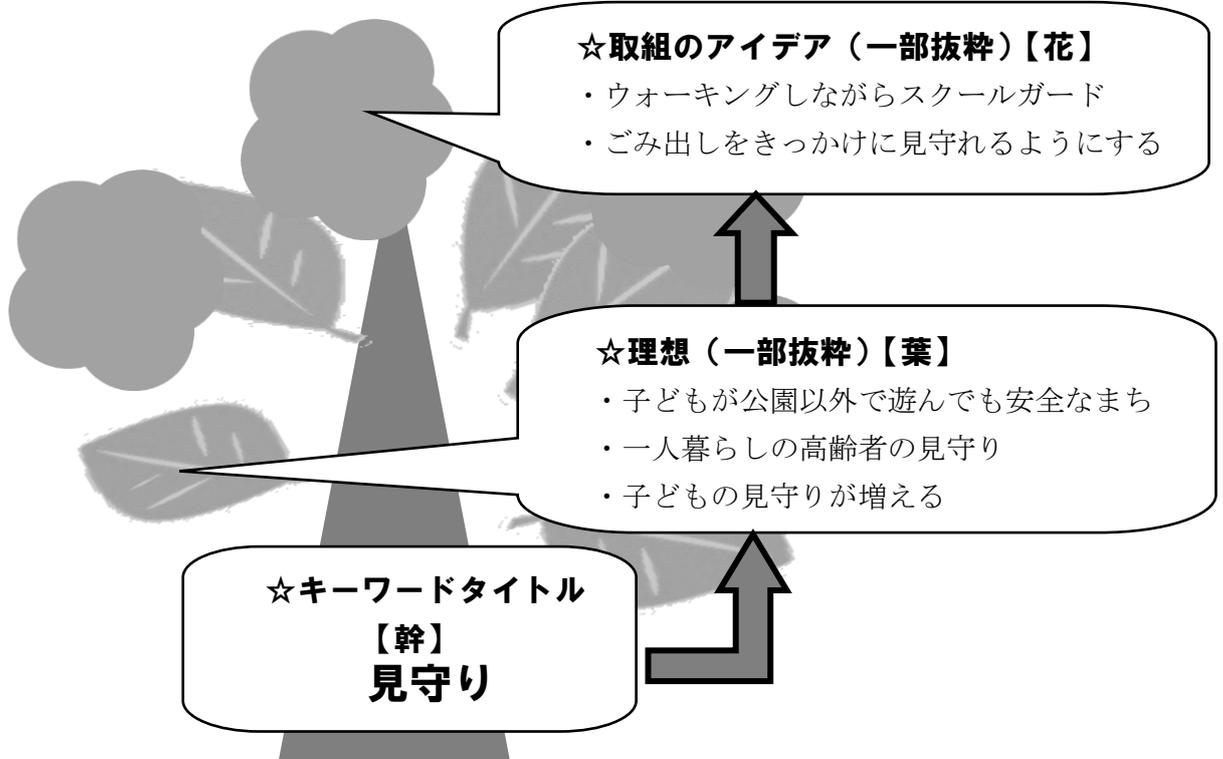
問 あなたは、日々の生活に必要な福祉の情報を誰（どこ）から入手していますか。（複数回答）

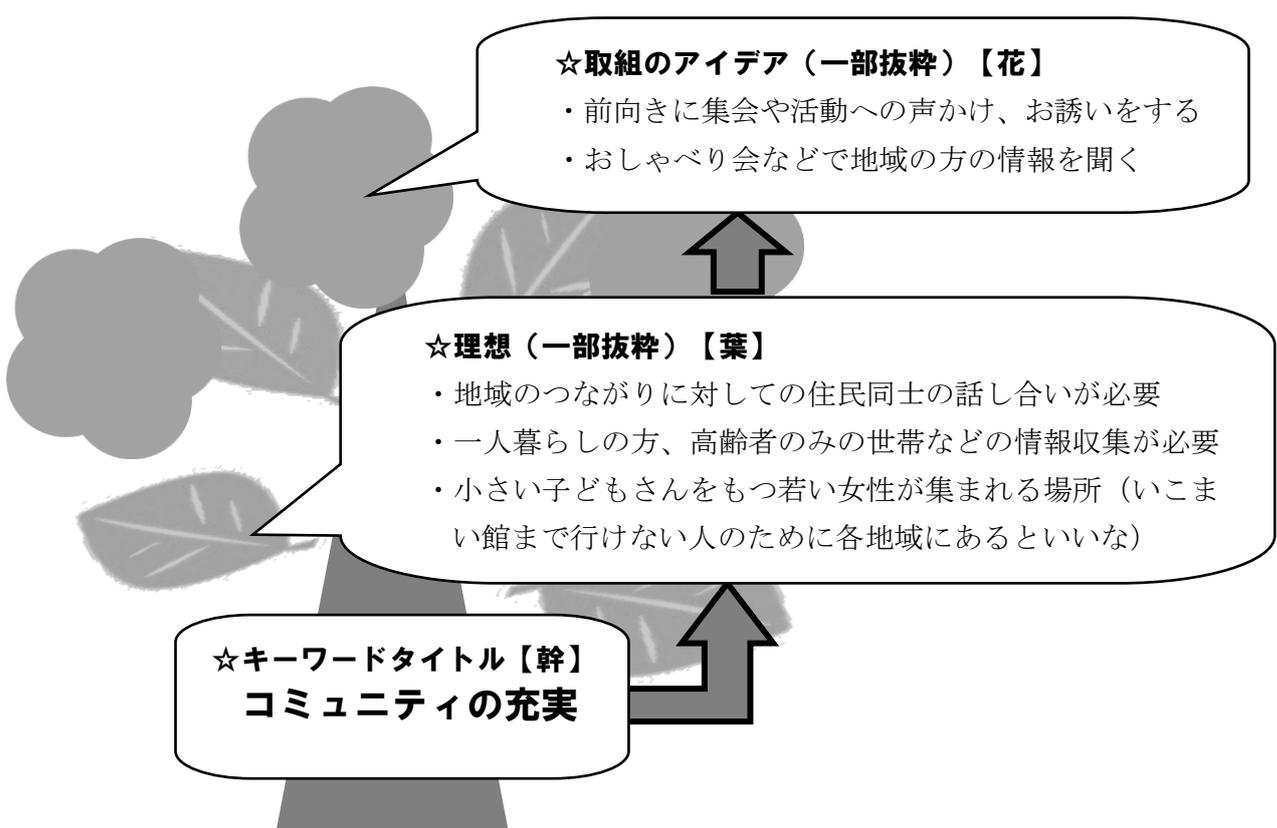
日々の生活に必要な福祉の情報の入手先については、「役場等の広報やチラシ、相談窓口」が36.2%と最も高く、次いで「あまり情報を得ていない」が24.5%、「家族や親戚」が22.6%となっています。



【ワークショップで出された意見】

※ワークショップの1回目では、「こうなったらいいな」という理想を葉っぱ型の付箋に書き、同じような内容でグループ分けをして、幹にタイトルを付けました。
2回目では、1回目で書いた理想を実現するために、地域で取り組めるアイデアを花型の付箋に書き込みました。





☆取組のアイデア（一部抜粋）【花】

- ・前向きに集会や活動への声かけ、お誘いをする
- ・おしゃべり会などで地域の方の情報を聞く

☆理想（一部抜粋）【葉】

- ・地域のつながりに対しての住民同士の話し合いが必要
- ・一人暮らしの方、高齢者のみの世帯などの情報収集が必要
- ・小さい子どもさんをもつ若い女性が集まれる場所（いこま館まで行けない人のために各地域にあるといいな）

☆キーワードタイトル【幹】
コミュニティの充実

3 地域福祉の推進に向けた課題

(1) 地域福祉の担い手の育成、地域活動への参加促進

地域福祉に関するアンケート調査において、町や社会福祉協議会に支援してほしいこととして、「地域福祉を推進する担い手の確保・人材育成」を求める声が多くありました。

また、地域で活動を行っている団体にヒアリング調査を実施したところ、担い手の不足や要支援者の情報が入りにくい等の問題が浮き彫りになりました。

一方で、同じくアンケート調査において、隣近所の人に対して手助けしたり、協力できることについて「声かけや安否確認」と答える人が最も多く、参加してみたいボランティア活動についても、「高齢者への声かけや暮らしの見守り」が最も高い結果となっています。

すなわち、地域の中でのちょっとした手助けやボランティア活動をきっかけに、地域福祉の担い手となる人材を掘り起こすことができれば、担い手不足の解消につながる可能性があります。

地域の中には、困りごとを抱えているのにも関わらず、自らSOSを発せずにいる人や困りごとだと気付いていない人もいます。

さらに、既存の制度では支援対象にならない「制度の狭間」にいる人などにも目を向け、困りごとの早期発見や解決に向けた取組が求められています。

こうしたことから、支援の「受け手」「支え手」という関係を越えて、地域で起こっている問題に対して一人一人が身近な問題として捉え、地域の困りごとについて早く気付けるようにすることが大切です。

そのためにも、今後、福祉教育の推進や様々な啓発活動を通じて福祉への理解を深めながら、ボランティアの育成、地域活動の場づくりについても一層促していく必要があります。

(2) 困りごとを抱えた人を丸ごと受け止める仕組みづくり

これまでにも、困りごとを抱えた人に対しては、区長・自治会長、民生委員・児童委員、各種団体、町や社会福祉協議会などがそれぞれ相談を受け、必要に応じて関係機関等と連携しながら、解決に向けて取り組んできました。

しかし、近年、高齢者、障がいのある人、子育て世帯、生活困窮者など分野が限定された人だけでなく、8050問題*やダブルケア*といった複合的に困りごとを抱えた人が増えています。

また、アンケート調査では、地域福祉を推進するために必要なこととして「身近な場所や地域での相談窓口の充実」が最も高い割合となっているとともに、行政に対して「相談窓口の充実」を求める声が多くありました。

こうしたことから、年齢や分野別の縦割りではなく、複合的な困りごとを丸ごとすべて身近なところで相談できる体制づくりが必要です。

そして、その困りごとを解決するためには、町民、地域、ボランティア、関係団体、行政が連携し、協力することが欠かせません。

そのため、地域の中での支え合い・助け合い、公的なサービス提供など、それぞれが役割を担いながら、重層的なネットワークを構築していくことが必要です。

(3) 地域のつながりづくり

近年、地震や台風など大規模災害が相次ぐ中、災害時における助け合いや避難行動要支援者への支援等が課題として挙がっています。

アンケート調査においても、隣近所の人に協力してほしいこととして、「災害時の手助け」が最も高い割合となっていることから、普段から町民同士の声かけや見守り活動による安否確認、防災訓練などの機会を通じて、顔の見える関係を築いておくことが必要です。

町内では、区・自治会を始めとする各団体が町民と共にイベントやサロン活動を行ったり、地域課題の解決に向けた取組を進めるなどしているものの、参加している人がいつも同じであったり、運営側が高齢化し継続が難しくなっているといった問題があります。

一方、アンケート調査では、理想の「ご近所づきあい」として、「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える」が最も高くなっていることから、つながりたいのにつなげる機会がない人が潜在的に多数いる可能性があります。

したがって、高齢者と子どもの異世代交流、これから子育てが始まる保護者と子育て中の保護者の交流といった、町民同士が出会い・つながる機会を充実させるとともに、そうした場に誰もが参加できるようにユニバーサルデザインの視点に基づいた福祉のまちづくりを進め、理想の「ご近所づきあい」の実現に近づけていくことが求められています。

そして、こうした「ご近所づきあい」が発展し、ひとり暮らし高齢者への声かけ、子どもの登下校時の見守り活動等が行われることで、誰もが地域の中でつながり、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

第3章 計画の基本理念・目標・施策、計画体系

1 基本理念（スローガン）

いつでも どこでも だれとでも
心あたたまる町 ほかほかTOGO！

地域福祉を推進していくためには、日頃から地域の様子や住んでいる人たちに関心を持つとともに、病気や障がい、LGBT*などについて正しく理解し配慮するなど、互いを思いやる気持ちが欠かせません。

誰もが「思いやり」を持ち、みんなで本町をほかほかに温かい町にしていきたいという願いを込めて、この基本理念を定めます。

2 社会福祉協議会の行動指針

『目指します』地域で助け合えるネットワーク

誰もが福祉の対象になり、担い手にもなります。たすけあい、ささえあい、つなげあう、顔なじみがふえるまちづくりをみんなで目指したい。

そこで、地域の関わりを増やし、住んでいる人たちと一緒に皆で助け合えるネットワークづくりに取り組んでいく姿勢を行動指針にしました。

3 基本目標・基本施策

本計画の目的である「地域共生社会」の実現に向けて地域福祉を推進していく上で要となる「**早期発見・予防**」「**つながぎ、つながる体制**」「**丸ごと受け止める体制**」「**適切な福祉サービスの提供**」「**見守り・支え合う体制**」の5つのキーワードをもとに基本目標を定めました。

そして、基本目標ごとに「**個人・家族**」「**地域**」「**町全体**」の3つの対象領域と「**人材育成**」の視点で基本施策を定めています。

「個人・家族」は、地域の中の1番小さい対象となります。「個人・家族」より少し広い対象である、組・班、区・自治会、小学校区といった「地域」、それよりさらに広い「町全体」と対象を分けて考えることで、施策の目的を明確化するとともに、重層的な施策展開を目指しています。

なお、全ての基本目標において、地域福祉の推進主体である町民を始め、社会福祉関係者、ボランティア、団体といった人材がベースとなるため、基本施策の中に「人材育成」の視点を入れています。

基本目標1 みんなの困りごとを早期発見・予防する仕組みづくり

地域の中には、自らSOSを発信できずに悩みを抱え困っている人や、困りごとだと気付いていない人がいます。

そうした困りごとを行政だけで把握することは難しく、地域の中で生活しているからこそ、周りの人たちが気付くことができるケースも多くあります。

そのため、訪問によるアウトリーチ*や、福祉に関する正しい知識の普及・啓発を行い、隣近所の異変や地域の困りごとを早期発見できる仕組みづくりを進めます。



基本施策① 訪問支援体制の整備

基本施策② 地域課題を見つける体制の整備

基本施策③ 福祉に関する広報・啓発活動の充実

基本施策④ 困りごとに気付ける人材の育成

基本目標2 みんなでつなぎ・みんながつながる体制づくり

早期発見した困りごとを必要な支援・サービスにつなげるためには、人と人、人と関係団体、団体同士が日頃から声を掛け合い、情報共有・連携体制を構築しておくことが必要です。

そのため、地域の中で町民がつながる機会を充実し、町民の参画を促進するとともに、そうした場において、異変や困りごとに気付いた際には、町や関係機関につないでもらえるような体制づくりを進めます。



基本施策① 顔見知りが増える機会の充実

基本施策② 地域活動の活性化

基本施策③ 声をかけあえる体制づくり

基本施策④ “つなぎ役”の育成

基本目標3 丸ごと受け止める体制づくり

近年、8050 問題*やダブルケア*といった、介護・子育てなどの福祉領域だけでなく、医療・就労・教育などの生活全般に関する問題を複合的に抱えて困っている人が増えています。

こうした複合的な問題は、従来の「縦割り」での対応では不十分であり、全庁横断的な体制によって包括的に支援していくことが必要です。

また、困りごとを複合的に抱えている人の多くは、地域の中で生活していることから、地域の中で気軽に相談できたり、町民の支え合いによって困りごとを解決していくなど、複合的な課題を“丸ごと”受け止め、地域の中で解決していくことが求められています。

そのため、たとえ個人的な問題であっても「自分とは関係ない」と考えてしまうのではなく、“自分ごと”すなわち“我が事”として捉えていく意識の醸成を図るとともに、地域でも行政でも“丸ごと”受け止める体制づくりを進めます。



- 基本施策① 相談窓口の充実と周知
- 基本施策② 地域の拠点を活かした地域福祉の推進
- 基本施策③ 包括的な支援体制の構築
- 基本施策④ “我が事”の意識の醸成

基本目標4 適切な福祉サービスの提供

要介護状態になっても、障がいがあっても、どのような状態であっても、地域で自分らしく安心して暮らすためには、福祉サービスが適切に提供されることが必要不可欠です。

そのため、福祉サービスに関する情報を適切に発信し、必要な人が必要なサービスを利用できるように努めます。

また、公的なサービス提供だけでは対応が難しいケースもあることから、多様な担い手を確保するとともに、地域、ボランティア、団体・事業所、行政が協力して、地域における新たな社会資源を創出するなど支援の充実を図ります。



- 基本施策① 福祉に関する制度やサービスの周知
- 基本施策② 重層的なネットワークづくり
- 基本施策③ 福祉サービスの充実と質の確保
- 基本施策④ 多様な担い手の確保

基本目標5 見守り・支え合う体制の充実～合言葉は「ありがとう」「お互いさま」～

地域の中には、「ゴミ出しを手伝ってほしいな」「大きな災害が起きたときに、手助けしてほしいな」といったちょっとした困りごとを抱えている人や、地域とのつながりがなく孤独を感じている人がいます。

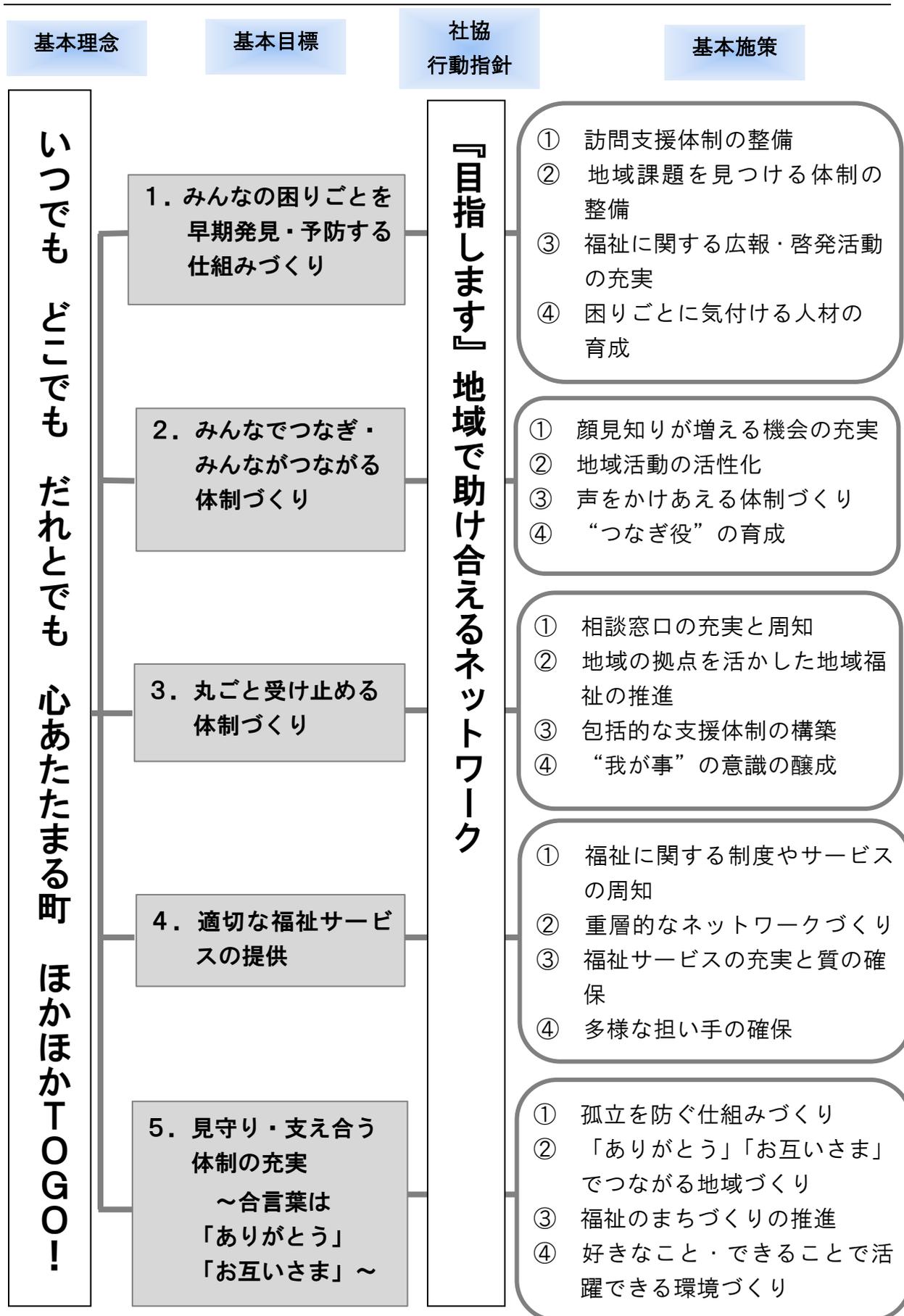
こうした地域の課題を解決するためには、地域の中で見守り・支え合う体制を構築することが必要です。

そのため、町民が「好きなこと」「できること」で活躍できる場を充実し、「ありがとう」と「お互いさま」が響きあう、町民一人一人が地域の中に居場所があるまちづくりを進めます。



- 基本施策① 孤立を防ぐ仕組みづくり
- 基本施策② 「ありがとう」「お互いさま」でつながる地域づくり
- 基本施策③ 福祉のまちづくりの推進
- 基本施策④ 好きなこと・できることで活躍できる環境づくり

4 計画の体系



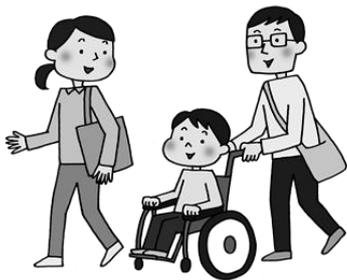
■基本目標・基本施策と計画推進のイメージ



基本目標1

みんなの困りごとを 早期発見・予防する仕組みづくり

- ①訪問支援体制の整備
- ②地域課題を見つける体制の整備
- ③福祉に関する広報・啓発活動の充実
- ④困りごとに気付ける人材の育成



基本目標2

みんなでつなぎ・ みんながつながる体制づくり

- ①顔見知りが増える機会の充実
- ②地域活動の活性化
- ③声をかけあえる体制づくり
- ④“つなぎ役”の育成

基本目標5

見守り・支え合う体制の充実 ～合言葉は「ありがとう」「お互いさま」～

- ①孤立を防ぐ仕組みづくり
- ②「ありがとう」「お互いさま」でつながる地域づくり
- ③福祉のまちづくりの推進
- ④好きなこと・できることで活躍できる環境づくり

基本目標3

丸ごと受け止める体制づくり

- ①相談窓口の充実と周知
- ②地域の拠点を活かした地域福祉の推進
- ③包括的な支援体制の構築
- ④“我が事”の意識の醸成

基本目標4

適切な福祉サービスの提供

- ①福祉に関する制度やサービスの周知
- ②重層的なネットワークづくり
- ③福祉サービスの充実と質の確保
- ④多様な担い手の確保



★基本目標 1～5 までを地域の中で考えると…

基本目標 1 みんなの困りごとを早期発見・予防する仕組みづくり

地域に住む主婦が、スリッパでうろろう歩いているお婆さんを見かけ、「もしかして認知症による一人歩きなのかな？」と心配し、民生委員に話す。

↓

基本目標 2 みんなでつなぎ・みんながつながる体制づくり

話を聞いた民生委員が地域包括支援センターに相談する。

↓

基本目標 3 丸ごと受け止める体制づくり

その後、ケアマネージャーが本人や家族と必要な支援について話し合う。

↓

基本目標 4 適切な福祉サービスの提供

話し合いの結果、デイサービスに通いながら、自宅での生活を続けることになる。

↓

基本目標 5 見守り・支え合う体制の充実

～合言葉は「ありがとう」「お互いさま」～

民生委員は、地域の中で認知症への理解を促し、地域の人たちによる声かけによって、以前のように地域で安心して暮らせるようになる。

↓

基本目標 1 みんなの困りごとを早期発見・予防する仕組みづくり

認知症に関する正しい知識を得たことにより、予防のために健康づくりを意識したり、自分や家族の異変にも早く気付くことができるようになる。

⇒これが**地域共生社会の実現**です！

※上記は一例です。



第4章 基本施策の展開

基本目標1 みんなの困りごとを早期発見・予防する仕組みづくり

基本施策① 訪問支援体制の整備【対象領域：個人・家族】

■町民の取組

- ・ 民生委員・児童委員活動について理解と協力を深めましょう。
- ・ 誰かが心配して訪ねてきたら、温かい気持ちで受け入れましょう。

■社会福祉協議会の取組

事業名	内容
北部地域包括支援センターの訪問支援活動	町から委託を受け、高齢者の相談や要支援者等の支援計画作成を行うために訪問を行います。
障がい者相談支援センターの訪問支援活動	町から委託を受け、障がい児・者の相談支援や支援計画作成を行うために訪問を行います。
居宅介護支援事業所の訪問活動	介護保険により自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境などによりケアプラン（居宅サービス計画）を作成するために訪問を行います。

■町の取組

事業名	内容	担当課
ひとり暮らし高齢者への訪問活動	ひとり暮らし高齢者の台帳登録を進め、民生委員による訪問活動を実施します。	高齢者支援課
精神保健福祉相談	精神保健福祉の問題を抱えた人やその家族等からの相談に応じ、面談や訪問を実施します。	福祉課 健康推進課
妊産婦・乳幼児の訪問活動等の実施	妊産婦・乳幼児の訪問、乳幼児健診時の相談や育児相談等により、子育て不安の解消・軽減を図り、支援が必要となる家庭の早期発見・早期支援に努めます。	健康推進課

基本施策② 地域課題を見つける体制の整備【対象領域：地域】

■町民の取組

- ・地域の様子や地域に暮らす人たちに関心を持ちましょう。

■社会福祉協議会の取組

事業名	内容
地区社協設置の検討	モデル地区での地区社協設置を検討します。

■町の取組

事業名	内容	担当課
広報配達時における困りごとの早期発見	広報とうごうの配達時に、郵便物があふれているなどの異変に気付いた際には、役場に報告してもらうように各地区へ依頼します。	人事秘書課
防犯活動の実施	青色回転灯パトロールカーによる巡回、地区の自主防犯団体との連携、防犯灯や防犯カメラの整備により、犯罪を抑止し、安全なまちづくりを推進します。	安全安心課
地区社協の設置に向けた支援	町民の身近な地域における相談窓口を充実するため、モデル小学校区における地区社協の設置に向けて、社会福祉協議会や関係団体を支援します。	福祉課
地域課題の早期発見・解決に向けた体制づくり	地域支え合いコーディネーター*の配置やワークショップの開催等を通じて、地域課題の早期発見、地域の課題解決に向けた体制づくりに努めます。	高齢者支援課
児童委員との連携による虐待防止	児童委員との連携により、虐待の早期発見、子育ての孤立化の防止に努めます。	子育て応援課

基本施策③ 福祉に関する広報・啓発活動の充実【対象領域：町全体】

■町民の取組

- ・障がい、ひきこもり、生活困窮といった福祉に関する問題について正しい理解を深めましょう。
- ・外国人、LGBT といった多様性について理解を深めましょう。

■社会福祉協議会の取組

事業名	内容
社協だより、アイリス東郷、HP での広報	社協だよりやボランティア広報誌「アイリス東郷」、社協のホームページにおいて、福祉に関する情報発信を行います。
避難行動要支援者の周知	小中学生への福祉教育の一環として、「避難行動要支援者」について周知します。

■町の取組

事業名	内容	担当課
全ての人にわかりやすい広報紙や町ホームページづくり	広報とうごうや町ホームページを、ユニバーサルデザインの配慮やウェブアクセシビリティの確保などにより、高齢者や障がいのある人を含む全ての人にとって、わかりやすいものにします。	人事秘書課
職員向け福祉体験研修	新規採用職員を対象に福祉体験研修を実施し、高齢者や障がい者への理解を深めます。	人事秘書課
回覧板の有効活用	地区内の情報伝達の手段として、地区の回覧板を有効的に活用します。	地域協働課
男女共同参画・LGBT 等への理解促進	町民及び職員を対象に、男女共同参画、LGBT 等をテーマにした研修を行います。	地域協働課
人権啓発活動	人権をテーマにした作文、書道、ポスターの募集や、人権教室の開催を通じて、子どもの頃から人権への理解を深めます。	地域協働課
障がいのある人への理解の促進	障がい者差別の解消を目指し、障がいに対する理解の促進に努めます。（再掲：自殺対策計画）	福祉課
更生保護に関する理解の促進	更生保護活動や保護司による活動を広く周知し、犯罪・非行の防止と罪を犯した人たちの更生に対する理解の促進に努めます。	福祉課
障がいのある人に関するマークの普及・理解促進	「ヘルプマーク」や「サポートハートマーク」など、障がいのある人に関するマークの普及を図り、理解と協力を促します。	福祉課
避難行動要支援者制度の周知と管理	避難行動要支援者制度の周知と適切な管理に努めます。	福祉課 高齢者支援課

虐待の未然防止	高齢者・障がいのある人・児童への虐待を未然に防ぐため、虐待に関する通報・相談窓口を広く周知します。	福祉課 高齢者支援課 子育て応援課
認知症理解のための講座	認知症理解のための講座を開催し、認知症の正しい理解を深めます。	高齢者支援課
教職員向け福祉体験実習	教職員の初任者を対象に、福祉施設における体験実習を行い、福祉教育の推進に努めます。	学校教育課
児童・生徒に対する情報モラル教育	小中学校における情報教育の一環として、発達段階に応じた情報モラルの教育を実施し、倫理観の醸成を図ります。	学校教育課

基本施策④ 困りごとに気付ける人材の育成【視点：人材育成】

■町民の取組

- ・認知症や障がいなど、福祉に関するテーマの研修や講座に参加しましょう。

■社会福祉協議会の取組

事業名	内容
地域サポーターフォローアップ講座の開催	地域サポーター活動を支援する講座の開催を通して人材の育成やスキルアップに努めます。

■町の取組

事業名	内容	担当課
民生委員活動への支援	民生委員・児童委員への認知度を高め、活動の理解を促します。また、委員活動上の悩みや困難に対する相談支援や、情報提供などによる活動支援を行い、民生委員活動をバックアップします。	福祉課
障がいのある人の支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくり	障がい者が加入する社会福祉団体に対し、助成金等の支給により運営を支援します。また、当事者の声を発信したり、当事者が同じような困りごとを抱えた人に対し手助けができるような仕組みを構築し、支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくりを促します。	福祉課
認知症当事者の支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくり	認知症カフェなどを活用し、認知症当事者が活躍したり、当事者の声を発信する場を設けることで、支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくりを促します。	高齢者支援課
認知症サポーターの養成	認知症サポーターを養成します。また、サポーターの活動の場を充実させるとともに、フォローアップ講座を開催し、活動の継続やスキルアップを図ります。	高齢者支援課
学校における発達障がいへの理解促進	教職員や児童生徒を対象に、発達障がいへの理解を深める教育を推進することで、発達障がいの児童生徒への適切な対応に努めるとともに、児童生徒が周りの友人の困りごとに気付いたり、自分自身が困ったときに声をあげられるような環境づくりを進めます。	学校教育課

基本目標 2 みんなでつなぎ・みんながつながる体制づくり

基本施策① 顔見知りが増える機会の充実【対象領域：個人・家族】

■ 町民の取組

- ・ 隣近所の人とあいさつをしましょう。
- ・ ボランティアやサロンに家族や友人を誘って一緒に参加しましょう。

■ 社会福祉協議会の取組

事業名	内容
ボランティア等の交流促進	ボランティア活動をしている人や活動を希望している人、地域でサロンを開催する団体などに参加を呼び掛けて、交流会や養成講座などを開催します。
共同募金を財源とした交流機会の提供	ボッチャやカローリングなど障がいのある人でも楽しめるスポーツの講座を開催したり、ひとり暮らし高齢者対象の花見会や障がいのある人を対象としたクリスマス会などを開催します。

■ 町の取組

事業名	内容	担当課
障がいのある人の社会参加の促進	障がい者レクリエーション交流会や障がい者スポーツ、芸術祭等を行い、障がいのある人の社会参加の機会を増進します。また、こうした機会を通じて、障がいの有無に関係のない交流の機会をつくり、障がいへの理解・啓発を促します。	福祉課
高齢者の交流の場の提供	老人クラブ活動や地区で実施される高齢者の交流活動を支援し、高齢者のストレス解消、リフレッシュの場を提供します。	高齢者支援課
社会参加ポイント制度	高齢者の閉じこもりの予防や社会参加を促進し、地域とのつながりを高めるため、高齢者社会参加ポイント制度を実施します。	高齢者支援課
地域子育て支援拠点の活用	子育て支援センターやつどいの広場において、親子の遊びや保護者の交流の場を提供するとともに、育児相談や子育てサークルの支援を行います。	子育て応援課
文化協会などの活動を活性化	文化協会やスポーツ協会などの活動を活性化し、仲間づくりや生きがいづくりを支援します。	生涯学習課
家族体力づくりの日やレクスポの日の実施	家族体力づくりの日やレクスポの日において、高齢者や障がい者の参加を広く呼びかけます。	生涯学習課

基本施策② 地域活動の活性化【対象領域：地域】

■町民の取組

- ・防災訓練や清掃活動など地域で行われる様々な活動に参加しましょう。

■社会福祉協議会の取組

事業名	内容
いきいき出前講座等の開催	北部地域包括支援センターやボランティアセンターにおいて、自治会等を対象に、介護予防等に関する講座や車いす体験などの講座を開催します。
機材の貸出	夏祭りなど地区のイベントや活動等で必要な機材を貸し出します。

■町の取組

事業名	内容	担当課
自治会加入率の向上に向けた取組	自治会加入ポストやパンフレットにより、自治会への加入率向上を図ります。	地域協働課
コミュニティ活動への支援	区・自治会が実施しているコミュニティ活動に対し補助金を交付します。また、区・自治会に対し、子どもから高齢者まで、そして、障がいの有無に関わらず、あらゆる人が参加できるようなコミュニティ活動の実施について要望します。	地域協働課
町民活動団体への支援	町民活動団体の活動の継続や活性化のため、活動内容に関する情報提供、開催イベントなどのPRを行います。また、町民活動センターの活用を推進し、町民や団体同士の交流を深めます。	地域協働課
地域の防災体制の強化	各地区の自主防災組織や女性防災クラブと連携した防災訓練を実施するなど、地域の防災体制の強化に努めます。	安全安心課
児童館における地域交流	児童館の特性を活かし、子ども会、老人クラブ、自治会との連携行事などにより地域交流の拠点となるように、児童館の活動を広く周知します。また、子どもの自主性・社会性を育み、保護者や地域と連携して地域づくりに貢献します。	こども保育課
保育園における地域交流	地域に根差した保育園づくりを推進するため、町民が参加するふれあい交流事業を実施します。また、実施する際には、ボランティアや関係団体との連携を図ります。	こども保育課
レクリエーションスポーツの導入・普及推進	誰もが楽しめるレクリエーションスポーツの導入・普及を推進し、健康づくりへの支援や、スポーツを通じた地域の交流、仲間づくりを促します。	生涯学習課

農業を通じた多世代交流や地域のつながりづくり	農学校の収穫作業を行う際に、地域の子どもたちや障がい者にも参加してもらい、農業を通じた多世代交流や地域のつながりづくりにつなげます。	産業振興課
安全で快適な公園	公園の安全で快適な利用環境を確保し、町民の憩いの場や遊び場を提供します。	都市計画課

基本施策③ 声をかけあえる体制づくり【対象領域：町全体】

■町民の取組

- ・隣近所や地域の中で、声をかけやすい雰囲気をつくりましょう。
- ・認知症によるひとり歩きと思われる高齢者や困っている人を見かけたら、声をかけましょう。

■社会福祉協議会の取組

事業名	内容
地区社協設置の検討【再掲】	モデル地区での地区社協設置を検討します。
町や介護・福祉サービス事業所との連携	北部地域包括支援センターの受託運営や訪問活動を通じて、異変等に気付いた場合は、関係機関に情報提供などを行います。

■町の取組

事業名	内容	担当課
個人情報の適切な取扱い	虐待や生活困窮といった要保護者等に関する情報を提供した人が不利益を被ることのないよう、個人情報の適切な取扱いに努めます。	全課
個人情報の取扱いに関する研修	e-ラーニングを活用し、個人情報の取扱いに関する職員の意識向上に努めます。	企画情報課
全庁横断的な連携体制の構築	地域福祉推進プロジェクトチームにおいて、計画の進捗管理を行うとともに、8050 問題*やダブルケア*といった複合的な課題について協議し、全庁横断的な連携体制の構築につなげます。	福祉課
障がいのある人やその家族への適切な案内	障がい者手帳交付時には、手帳所持者やその家族が複合的な課題を抱えている可能性を考慮し、適切な相談窓口やサービスを案内するとともに、関係機関との連携を図ります。	福祉課
療育システム	サポートブックの活用や療育連絡会の開催により、障がいの早期発見や連携強化を図り、子どものライフステージに合わせた切れ目ない支援を行います。	福祉課 健康推進課 こども保育課 子育て応援課 学校教育課
協力協定による高齢者の見守り活動	町内を事業範囲としている事業所等との協定締結により、高齢者の見守り活動を行います。	高齢者支援課
事業所との情報共有・連携体制の強化	高齢者の生活を支援する町単独の福祉サービス提供者や介護事業所との情報共有・連携体制を強化します。	高齢者支援課

総合相談事業	毎月1回定例会を開催し、町と地域包括支援センターの連携強化を図るとともに、地域性を十分把握した上で、相談体制を強化し、他の関係機関との連携も強化していきます。	高齢者支援課
地域サポーターとの連携強化	地域サポーターとの情報共有に努め、連携強化を図ります。	高齢者支援課
児童虐待への対応強化	児童相談所などの関係機関を構成員とした要保護児童対策地域協議会において、児童虐待の防止・早期発見・早期対応と児童問題に対する適切な対応を図るための体制を強化します。	福祉課 子育て応援課 健康推進課 学校教育課
ファミリーサポートによる見守り	ファミリーサポート会員を対象に講習会を開催し、利用者の異変等に気付いた際には、役場や関係機関に報告してもらうとともに、見守りを行います。	子育て応援課
労務相談との連携	労務相談に来た人に対し、必要に応じて、健康・福祉に関する相談窓口を案内します。	産業振興課
ごみ屋敷の情報提供	敷地内にごみが散乱している人に対し、何らかの困りごとを抱えている可能性に配慮し、必要に応じて関係部署に情報提供します。	環境課
図書館の宅配サービスの活用	来館が困難な町民への本の宅配サービスにおいて、配達先で何らかの異変を見聞きした際には、関係部署に情報提供します。	生涯学習課

基本施策④ “つなぎ役”の育成【視点：人材育成】

■町民の取組

- ・郵便物が溜まっている、いつもと様子が違うといった隣近所の異変に気付いた際には、声をかけたり、役場や関係機関に連絡しましょう。

■社会福祉協議会の取組

事業名	内容
地域サポーターによる支援	見守り希望者に対し、同じ地区の地域サポーターが災害等の緊急時の安否確認を行います。また、緊急時だけでなく、定期的な声かけも依頼します。
地域サポーターフォローアップ講座の開催	地域サポーター活動を支援する講座の開催を通して人材の育成やスキルアップに努めます。

■町の取組

事業名	内容	担当課
手話奉仕員の養成	手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成します。	福祉課
認知症サポーターの養成【再掲】	認知症サポーターを養成します。また、サポーターの活動の場を充実させるとともに、フォローアップ講座を開催し、活動の継続やスキルアップを図ります。	高齢者支援課
老人クラブとの連携	老人クラブと協議を進め、高齢者の集える場を充実します。また、参加者の異変等に気付いた際には、役場や関係機関に報告してもらうよう参加者に依頼します。	高齢者支援課
食生活改善推進員との連携	食生活改善推進員と連携し、地域における食を通じた交流や健康づくりを推進します。また、活動時に、参加者の様子の変化や困りごと等に気付いた際には、役場に報告してもらうよう依頼します。	健康推進課

基本目標3 丸ごと受け止める体制づくり

基本施策① 相談窓口の充実と周知【対象領域：個人・家族】

■ 町民の取組

- ・ちょっとした困りごとでも気軽に相談しましょう。
- ・困りごとを抱えている人に気付いたら、相談窓口を案内しましょう。

■ 社会福祉協議会の取組

事業名	内容
制度・サービスの周知	社会福祉協議会が実施する福祉サービスや地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなどの活動として、制度やサービスの周知を行います。

■ 町の取組

事業名	内容	担当課
町ホームページの相談窓口としての活用	誰もがいつでも相談できるよう、町ホームページのお問い合わせフォームを相談窓口として活用できるように運用します。	人事秘書課
障がいのある人の相談窓口の周知と包括的な支援	障がい者相談支援センターや地域活動支援センターを広く周知します。また、障がいのある人やその家族からの多様な相談に対応するとともに、関係機関等との連携により包括的に支援します。	福祉課 子育て応援課
ひきこもりに関する相談窓口の周知	ひきこもりに関する相談窓口を周知します。	福祉課 高齢者支援課 健康推進課
高齢者の相談窓口の周知と包括的な支援	地域包括支援センターを広く周知します。また、高齢者及びその家族からの多様な相談に対応し、関係機関等との連携により包括的に支援します。	高齢者支援課
女性のための相談窓口の周知と包括的な支援	女性悩みごと相談や愛知県女性相談センターなどの相談窓口を広く周知します。また、関係機関等との連携により包括的に支援します。	子育て応援課
子どもの発達に関する相談窓口の周知と包括的な支援	子どもの発達や子育てに関する相談窓口を広く周知します。また、乳幼児健診時等においても保護者からの相談に対応するとともに、関係機関等との連携により包括的に支援します。	子育て応援課 健康推進課
精神福祉相談窓口の周知	「こころの体温計」や「からだ・こころの健康相談」について周知します。また、精神面で悩みを抱えている人やその家族からの多様な相談に対応します。	健康推進課

QOL*の向上	地域の身近な相談窓口として、通院者やその家族の相談に応じ、QOL*の向上に努めます。	東郷診療所
若者向け就労相談窓口の周知	自立や就労で悩んでいる若者やその家族等の相談窓口として、「なごや若者サポートステーション」を周知します。	産業振興課
スクールカウンセラーや心の相談員の配置	悩みを抱えた児童生徒が気軽に相談できるように、スクールカウンセラーや心の相談員を引き続き配置し、児童生徒に周知します。	学校教育課

基本施策② 地域の拠点を活かした地域福祉の推進【対象領域：地域】

■町民の取組

- ・児童館、保育園、サロンなどで地域の人と交流しましょう。

■社会福祉協議会の取組

事業名	内容
地区社協設置の検討【再掲】	モデル地区での地区社協設置を検討します。
地域支え合いコーディネーターによる地域づくり	地域支え合いコーディネーターを中心に地域のサロン活動を後方支援するとともに、地域課題や要援護者の早期発見、必要な支援へのつなぎを行えるように連携します。
地区のコミュニティセンター等を活用した講座等の開催	地区社協の活動やボランティア講座、出前講座などの開催場所として、地区のコミュニティセンターや児童館など活用に向けて協議します。

■町の取組

事業名	内容	担当課
地区社協の設置に向けた支援【再掲】	町民の身近な地域における相談窓口を充実するため、モデル小学校区における地区社協の設置に向けて、社会福祉協議会や関係団体を支援します。	福祉課
地域課題の早期発見・解決に向けた体制づくり【再掲】	地域支え合いコーディネーター*の配置やワークショップの開催等を通じて、地域課題の早期発見、地域の課題解決に向けた体制づくりに努めます。	高齢者支援課
児童館における地域交流【再掲】	児童館の特性を活かし、子ども会、老人クラブ、自治会との連携行事などにより地域交流の拠点となるように、児童館の活動を広く周知します。また、子どもの自主性・社会性を育み、保護者や地域と連携して地域づくりに貢献します。	こども保育課
保育園における地域交流【再掲】	地域に根差した保育園づくりを推進するため、町民が参加するふれあい交流事業を実施します。また、実施する際には、ボランティアや関係団体との連携を図ります。	こども保育課

基本施策③ 包括的な支援体制の構築【対象領域：町全体】

■町民の取組

- ・地域の中には、様々な背景や困りごとを抱えている人が暮らしていることを理解しましょう。

■社会福祉協議会の取組

事業名	内容
生活困窮者への支援	生活困窮者自立促進支援制度や生活福祉資金貸付制度などを適切に運用します。また、町や尾張福祉相談センターといった関係機関との連携を強化します。

■町の取組

事業名	内容	担当課
全庁横断的な連携体制の構築【再掲】	地域福祉推進プロジェクトチームにおいて、計画の進捗管理を行うとともに、8050 問題*やダブルケア*といった複合的な課題について協議し、全庁横断的な連携体制の構築につなげます。	福祉課
相談対応のワンストップ化	複合的な課題を抱えた人の相談対応のワンストップ化に向けて、地域福祉推進プロジェクトチームで協議します。	福祉課
生活困窮者への支援	様々な背景を抱える生活困窮者の生活支援と自立に向けた支援を包括的に行うため、尾張福祉相談センターや社会福祉協議会といった関係機関との連携を強化します。	福祉課
ひきこもり状態にある人への支援	様々な要因の結果としてひきこもり状態にある人やその家族等に対し、精神保健、生活困窮、高齢者支援等の複数の窓口で相談に応じます。また、社会参加や就労に向けて、教育や労働等の様々な分野における公的機関や民間支援団体等と連携し、支援を行います。	福祉課 健康推進課 高齢者支援課
療育システム【再掲】	サポートブックの活用や療育連絡会の開催により、障がいの早期発見や連携強化を図り、子どものライフステージに合わせた切れ目ない支援を行います。	福祉課 健康推進課 こども保育課 子育て応援課 学校教育課
認知症初期集中支援チームによる支援	認知症初期集中支援チーム*を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。また、複合的な相談内容にも対応できるように、地域包括支援センター、医療機関、関係部署と連携し、総合相談体制の強化を図ります。	高齢者支援課

妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援【再掲】	妊産婦及び乳幼児の実情に応じ、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない相談対応・支援を行う体制を強化します。	こども保育課 健康推進課 子育て応援課
発達障がいへの支援のワンストップ化	発達の遅れや障がいのある子どもとその保護者の相談支援について、ワンストップで対応できる体制の構築を目指します。	子育て応援課

基本施策④ “我が事”の意識の醸成【視点：人材育成】

■町民の取組

- ・地域の困りごとを身近な問題として考えましょう。
- ・支援をしている人だけでなく、支援を受けている人も一緒に活躍しましょう。

■社会福祉協議会の取組

事業名	内容
福祉教育の充実	小・中学校での福祉実践教室や夏休みに各福祉施設でのボランティア体験などを通して福祉教育を推進し、“我が事”の意識の醸成を図ります。
いきいき出前講座の開催	北部地域包括支援センターやボランティアセンターにおいて、介護予防や認知症予防、車いすの使い方などのテーマに沿った講座を行い、個人や地域の課題共有の場として活用します。

■町の取組

事業名	内容	担当課
障がいのある人の支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくり【再掲】	障がい者が加入する社会福祉団体に対し、助成金等の支給により運営を支援します。また、当事者の声を発信したり、当事者が同じような困りごとを抱えた人に対し手助けができるような仕組みを構築し、支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくりを促します。	福祉課
認知症当事者の支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくり【再掲】	認知症カフェなどを活用し、認知症当事者が活躍したり、当事者の声を発信する場を設けることで、支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくりを促します。	高齢者支援課

基本目標 4 適切な福祉サービスの提供

基本施策① 福祉に関する制度やサービスの周知【対象領域：個人・家族】

■町民の取組

- ・ホームページや広報紙に目を通し、必要な情報を得るようにしましょう。

■社会福祉協議会の取組

事業名	内容
視覚障がい者への支援	ボランティアグループによる「声の広報」づくりを応援し、視覚障がいのある人が広報とうごうに記載されている情報を得られるように支援します。
制度・サービスの周知【再掲】	社会福祉協議会が実施する福祉サービスや地域包括支援センター、障がい者相談支援センターなどの活動として、制度やサービスの周知を行います。
日常生活自立支援事業の実施	判断能力に不安のある人の日常的な金銭管理の支援や相談を受け、不安の解消に努めます。

■町の取組

事業名	内容	担当課
生活困窮者や金銭管理を支援する制度の勧奨	滞納者の中で、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活困窮者や金銭管理を支援する制度を勧奨するなど、必要に応じて関係部署・機関につなぎます。	収納課 保険医療課 こども保育課
障がい者手帳所持者への適切な案内	障がい者手帳所持者に対し、更新時期を適切に案内することによって、必要なサービスや手当を継続的に受けられるように努めます。	福祉課
成年後見制度の利用促進	成年後見制度及び成年後見人に関する周知・啓発を行うとともに、必要に応じて相談支援を行います。また、尾張東部権利擁護支援センターや関係機関と連携して、障がい者や認知症高齢者等の権利擁護に努めます。	福祉課 高齢者支援課
子育て支援制度の周知	子育ての孤立化を防ぐため、子育て支援センターやつどいの広場、児童館、ファミリーサポート制度等の地域資源の周知啓発を行います。	子育て応援課 健康推進課
住宅セーフティネット制度の周知	生活困窮者、高齢者、障がい者等生活や住宅に配慮を要する人が、住まいを確保して生活の自立支援につながるよう、住宅セーフティネット制度を周知します。	都市計画課

貧困の連鎖の防止	経済的な理由により就学援助を利用している世帯に対し、必要に応じて「子どもの学習支援」など生活困窮者自立支援制度を紹介し、貧困の連鎖を防ぎます。	学校教育課
----------	---	-------

基本施策② 重層的なネットワークづくり【対象領域：地域】

■町民の取組

- ・可能な範囲でボランティア活動に参加しましょう。

■社会福祉協議会の取組

事業名	内容
ケア会議などの開催、参加によるネットワークづくり	社会福祉協議会の提供する福祉サービスや相談窓口などによる情報提供や収集、関係機関との連携に努めます。
地区社協設置の検討【再掲】	モデル地区での地区社協設置を検討します。

■町の取組

事業名	内容	担当課
コミュニティ活動活性化事業	駐在員会議の場を活用し、区・自治会同士の交流を図ります。	地域協働課
町民活動団体への支援【再掲】	町民活動団体の活動の継続や活性化のため、活動内容に関する情報提供、開催イベントなどのPRを行います。また、町民活動センターの活用を推進し、町民や団体同士の交流を深めます。	地域協働課
在宅医療・介護連携推進事業	地域ケア推進会議で地域課題の分析・検討を行い、地域包括支援ネットワークを構築するとともに、専門部会で医療・介護の連携を推進します。	高齢者支援課
子ども食堂の立ち上げに向けた支援	地域住民主体によるものやNPOによる子ども食堂の立ち上げを支援します。	子育て応援課

基本施策③ 福祉サービスの充実と質の確保【対象領域：町全体】

■町民の取組

- ・福祉サービスを適切に利用しましょう。

■社会福祉協議会の取組

事業名	内容
研修等の実施による質の向上	社協が提供する福祉サービス従事者に研修を受講・実施してサービスの質の向上と充実を図ります。
生活介護事業所の運営	常に介護を必要とする人に対して、介護など日常生活上の支援、創作活動や身体機能、生活能力の向上のために必要な援助を行うとともに、家族の負担軽減を目指します。
訪問介護事業所の運営	訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等を行い、家族の負担軽減を目指します。
就労継続支援B型事業所（たんぽぽ作業所）の運営	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、必要な訓練などを行うサービス事業所を運営し、障がい者の社会参加に繋がります。
障害者相談支援センター（ローゼル）の運営	町から委託を受け、障がい児・者の相談支援や支援計画作成などを行います。
北部包括支援センターの運営	町から委託を受け、高齢者の相談支援や要支援者等の支援計画作成などを行います。

■町の取組

事業名	内容	担当課
行政サービスの拡充・利便性向上	最新の情報通信技術を活用した行政サービスの拡充・利便性の向上を図ります。	企画情報課 未来プロジェクト課
在住外国人の生活の支援	在住外国人の生活を支援するため、県や近隣市町と連携しながら、通訳者の確保や、生活に必要な情報の外国語表記を進めていきます。	地域協働課
事業所等が行う福祉サービスの質の確保	町内を事業範囲としている事業所等に対し、適正な助言等を行い、事業の透明性を高め、質の高いサービス提供に努めます。	福祉課 高齢者支援課 こども保育課

障がいがある人への総合的なサービス提供	障がいのある人の日常生活及び社会生活を支援するため、保健・医療・福祉・教育が連携し、包括的にサービスが提供されるように努めます。	福祉課 保険医療課 こども保育課 子育て応援課 健康推進課 学校教育課
市町村申し立てによる成年後見制度の利用支援	成年後見制度の申し立てが困難な場合には、市町村長申し立てを行います。	福祉課 高齢者支援課
多職種交流会の開催	医療・介護従事者等の多職種連携の構築を図るため、交流会を開催し、質の高いケアの実現を目指します。	高齢者支援課
在宅支援の後方支援に向けた医療・介護の連携	「豊明東郷医療介護サポートセンターかけはし」の運営を支援し、医療と介護の連携が必要な町民の在宅生活を後方支援します。	高齢者支援課
特定・長寿健康診査等の実施	特定・長寿健康診査及び特定保健指導を実施し、病気の早期発見や町民の健康づくりにつなげます。	保険医療課
保育サービスの充実	保育園の土日祝日の開所を進め、保育サービスを充実し、子育て世帯を支援します。	こども保育課
子どもの発達段階に合わせた援助	保育士の専門性の向上を図るため、勉強会を定期的に行い、児童発達支援事業所との連携を図りながら個々の発達に合った保育支援を行います。	こども保育課
母子父子・遺児福祉支援事業	子ども家庭相談や母子父子自立相談支援などを通じ、ひとり親家庭の支援、子どもの貧困対策を行います。	子育て応援課
東郷軽トラ市事業	買い物難民の支援のため、いこまい館を始めとした町内の主な施設での開催を検討します。	産業振興課
不登校の児童生徒・家庭への支援	「ハートフル東郷」の運営や、学校の教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の連携により、不登校の児童生徒及びその家庭を支援します。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒及び家庭に対し、学校、スクールカウンセラー、必要な医療・福祉の関係機関との連携により対応します。	学校教育課

基本施策④ 多様な担い手の確保【視点：人材育成】

■町民の取組

- ・障がい者の社会参加に協力しましょう。

■社会福祉協議会の取組

事業名	内容
ボランティア養成講座の開催	ボランティア活動をする人や希望者に養成講座などを開催します。
高齢者のボランティア活動への支援	町が行う高齢者ボランティアポイント制度及び高齢者社会参加ポイント制度のポイント交換業務を行うだけでなく、対象者の説明会や交流会を開催して、高齢者のボランティア活動や社会参加を推進します。

■町の取組

事業名	内容	担当課
「協働によるまちづくり提案事業」の実施	「協働によるまちづくり提案事業」を実施し、NPOやボランティア活動の活性化を図ります。また、この事業をきっかけに、地域づくりや「制度の狭間」に関する課題解決に向けた社会資源の創出につなげます。	地域協働課
障がい者支援に係る社会福祉法人との連携	町内の社会福祉法人に対し、「地域における公益的な取組」の一環として、障がい者の就労の場の確保や障がいへの理解促進に向けた啓発活動等と呼びかけます。	福祉課
市民後見人や成年後見制度サポーターの養成	市民後見人や成年後見制度サポーターの養成に関する研修を尾張東部権利擁護センターと連携して実施します。	福祉課 高齢者支援課
高齢者ボランティアポイント制度	ボランティアポイント制度を広く普及することで、高齢者の社会参加を促し、心身の健康保持や生きがいづくりに努めます。	高齢者支援課
子育て支援に係る社会福祉法人との連携	町内の社会福祉法人に対し、「地域における公益的な取組」の一環として、町民が気軽に集える場所の提供や、子育て世代の交流会の実施等について要望します。	こども保育課
ごみ出し支援	高齢者や障がい者など、ゴミ出しが困難な人に対し、隣近所や地区での助け合いによる支援体制を構築します。	環境課

基本目標5 見守り・支え合う体制の充実～合言葉は「ありがとう」「お互いさま」～

基本施策① 孤立を防ぐ仕組みづくり【対象領域：個人・家族】

■町民の取組

- ・転入してきた人やひとり暮らし高齢者等が地域で孤立しないようにコミュニケーションを図りましょう。

■社会福祉協議会の取組

事業名	内容
地域サポーター制度の活用	災害時の安否確認のみではなく、平常時も含めて見守りや声かけに努めます。

■町の取組

事業名	内容	担当課
更生保護に関する理解の促進【再掲】	更生保護活動や保護司による活動を広く周知し、犯罪・非行の防止と罪を犯した人たちの更生に対する理解の促進に努めます。	福祉課
サービスや支援拒否ケースへの対応	サービス利用や支援を拒否されるケースについて、見守りを継続するとともに、状況に合わせて福祉サービス等に関する情報提供を行います。	福祉課 高齢者支援課 健康推進課 子育て応援課
避難行動要支援者制度の周知と管理【再掲】	避難行動要支援者制度の周知及び適切な管理に努めます。	福祉課 高齢者支援課
介護保険サービス未利用者等の実態把握・継続的な訪問	民生委員を始め町民からの情報提供により、介護保険サービス未利用者等の実態把握を行い、継続的に訪問することで、支援が必要になった時期を見逃すことなく早期発見・早期対応に努めます。	高齢者支援課
ひとり暮らし高齢者への訪問活動【再掲】	ひとり暮らし高齢者の台帳登録を進め、民生委員による訪問活動を実施します。	高齢者支援課
適応指導事業	不登校の児童生徒の居場所づくりのため、家庭や地域、関係機関との連携を強化します。	学校教育課
児童委員との連携による虐待防止【再掲】	児童委員との連携により、虐待の早期発見、子育ての孤立化の防止に努めます。	子育て応援課

基本施策② 「ありがとう」「お互いさま」でつながる地域づくり【対象領域：地域】

■町民の取組

- ・助けてもらったら「ありがとう」、御礼を言われたら「お互いさま」という温かい心を持ちましょう。

■社会福祉協議会の取組

事業名	内容
地区社協設置の検討【再掲】	モデル地区での地区社協設置を検討します。

■町の取組

事業名	内容	担当課
防犯活動の実施【再掲】	青色回転灯パトロールカーによる巡回、地区の自主防犯団体との連携、防犯灯や防犯カメラの整備により、犯罪を抑止し、安全なまちづくりを推進します。	安全安心課
登下校時の見守り活動	老人クラブを始め、地域の高齢者による登下校時の見守り活動を実施します。	安全安心課 学校教育課
民生委員との連携・見守り活動の実施	民生委員との連携による地域課題の共有に努めるとともに、見守り活動を実施します。	福祉課
ごみ出し支援【再掲】	高齢者や障がい者など、ゴミ出しが困難な人に対し、隣近所や地区での助け合いによる支援体制を構築します。	環境課

基本施策③ 福祉のまちづくりの推進【対象領域：町全体】

■町民の取組

- ・障がいや外国人への理解を深め、心のバリアフリー化を進めましょう。
- ・普段から、災害時に自分のできることを考えてみましょう。

■社会福祉協議会の取組

事業名	内容
町の総合防災訓練への参加	地域サポーターと共に訓練に参加します。また、「災害ボランティアセンター」運営訓練を進めます。
車いすの貸し出し	町内在住・在勤の人に、自走式・介助式の車いすを貸し出し、移動を支援します。

■町の取組

事業名	内容	担当課
交通利便性の向上	巡回バスの再編やバスターミナルの整備などにより、交通利便性を向上させ、誰もが歩いて暮らせるまちを目指します。	未来プロジェクト課
巡回バスのバリアフリー化	車両等のバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者、ベビーカー利用者なども含めた全ての人が利用しやすくなるように努めます。	未来プロジェクト課
多文化共生に向けた日本語教室等の実施	町在住・在勤の外国人に初級レベルの日本語を教える日本語教室や、日本人と外国人との相互理解・交流を深めるための行事を実施し、多文化共生を推進します。	地域協働課
多様な人を対象にした総合防災訓練の実施	総合防災訓練や各地区の防災訓練の内容を、外国人や避難行動要支援者も対象に含めたものとともに、それぞれ当事者の参加を促します。	地域協働課 安全安心課 福祉課 高齢者支援課
ふるさと納税の福祉施策への活用	ふるさと納税の福祉施策への活用を図り、福祉の増進につなげます。	総務財政課
「ありがとう消防団応援事業所」による地域の活性化	まち全体で消防団を応援する「ありがとう消防団応援事業所」の周知を行い、地域の活性化・地域力の向上を図ります。	安全安心課
「交通安全総点検」の実施	関係機関と連携し、通学路の点検を行う「交通安全総点検」を実施します。また、点検により把握した危険箇所を「ヒヤリマップ」としてまとめ、注意を促します。	安全安心課 建設課 学校教育課
歩道・道路のバリアフリー化	歩道と道路の段差解消により、バリアフリー化を進めます。	建設課

<p>学校のバリアフリー化</p>	<p>障がいの有無に関わらず、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設を改修し、バリアフリー化を推進します。また、障がい等により学校生活への適応が困難な児童生徒が、円滑に学校生活を過ごせるよう、全学校に生活介助員を配置します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>障がい児の放課後子ども教室への参加支援</p>	<p>放課後子ども教室に障がいのある児童が参加できるように、保護者と連携した運営体制を検討します。</p>	<p>こども保育課</p>

基本施策④ 好きなこと・できることで活躍できる環境づくり【視点：人材育成】

■町民の取組

- ・自分の好きなこと、できることで、地域の中で活躍しましょう。

■社会福祉協議会の取組

事業名	内容
ボランティアセンターの運営	趣味や得意な分野、技術を活かしてボランティア活動につながるよう幅広い世代に呼びかけて交流会や養成講座を開催するとともに、ボランティア団体への助言や助成を行います。

■町の取組

事業名	内容	担当課
「協働によるまちづくり提案事業」の実施【再掲】	「協働によるまちづくり提案事業」を実施し、NPOやボランティア活動の活性化を図ります。また、この事業をきっかけに、地域づくりや「制度の狭間」に関する課題解決に向けた社会資源の創出につなげます。	地域協働課
災害時における応急手当の人材確保	災害時における応急手当の人材確保のため、町内に在住している退職した看護師や保健師の台帳を整備します。	安全安心課 健康推進課
高齢者ボランティアポイント制度【再掲】	ボランティアポイント制度を広く普及することで、高齢者の社会参加を促し、心身の健康保持や生きがいがいづくりに努めます。	高齢者支援課
認知症サポーターの養成【再掲】	認知症サポーターを養成します。また、サポーターの活動の場を充実させるとともに、フォローアップ講座を開催し、活動の継続やスキルアップを図ります。	高齢者支援課
中学生・高校生児童館ボランティア	中学生・高校生を対象に、児童館ボランティアを募集します。	こども保育課
ファミリーサポートによる見守り【再掲】	ファミリーサポート会員を対象に講習会を開催し、利用者の異変等に気付いた際には、役場や関係機関に報告してもらうとともに、見守りを行います。	子育て応援課
東郷軽トラ市事業	高齢者、障がい者の就労の場の一つとして、軽トラ市への参画機会を提供します。	産業振興課
フードドライブ事業	家庭内に余っている食品を集めて、生活困窮者へ食糧支援を行う団体へ寄付することで、生活困窮者への支援に寄与するとともに、町民の身近な福祉活動として普及します。	環境課

<p>「とうごう体操推進ボランティア」による地域の健康づくり</p>	<p>「とうごう体操推進ボランティア」を養成し、ボランティアの住む地域全体の健康づくりにも寄与できるようにします。</p>	<p>健康推進課</p>
<p>シルバー人材センター運営事業</p>	<p>高齢者の就労や社会参加の場を確保するため、シルバー人材センターの運営を支援します。</p>	<p>産業振興課</p>
<p>各種教室開催事業</p>	<p>町民が資格や特技を活かせるように、生涯学習講座の講師登録を呼びかけ、講師紹介の要請があった場合に、登録内容を紹介します。</p>	<p>生涯学習課</p>

第5章 東郷町自殺対策計画

1 計画策定の背景と目的

自殺の背景には、健康・精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめ、孤立等、様々な要因があり、これらの要因が複雑に絡み合うことで、当事者には自殺しか選択肢が見えない状態になると言われています。

そのような人の自殺を食い止め、生きることへの希望を見出すためには、あらゆる機会を捉え自殺リスクを早期に発見するとともに、様々な手段で、継続的に働きかけることが大切です。

こうしたことから、行政として全庁横断的な連携体制を構築し、関係機関と連携しながら、心温かな「生きることの包括的支援」となる自殺対策関連の施策を進めるため、自殺対策計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条に基づく市町村自殺対策計画として策定するものです。

誰もが「生きることの包括的な支援」を受けられるように、上位計画である「東郷町地域福祉計画」との整合性を図りながら必要な取組を示します。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和7年度までの6か年を計画期間とします。

4 計画の体系と目指すべき姿について

本計画は、国が作成した「地域自殺対策政策パッケージ」における「基本パッケージ」と「重点パッケージ」、そして、上位計画である「東郷町地域福祉計画」の5つの基本目標に沿って展開し、「誰も自殺に追い込まれることのない温かなまち 東郷町」を目指します。

■基本パッケージ

地域におけるネットワークの強化
自殺対策を支える人材の育成
住民への啓発と周知
生きることの促進要因 [※] への支援
児童生徒のSOSの出し方に関する教育

■重点パッケージ

子ども・若者
勤務・経営（社会人）
高齢者
生活困窮者
無職者・失業者

※「基本パッケージ」とは、全国的に実施することが望ましいとされている施策のこと。

「重点パッケージ」とは、国が自殺に関する統計や特徴などに関するデータをまとめており、このデータを基に洗い出された、市町村において重点的に取り組むべき対象のこと。

※「生きることの促進要因」とは、自殺に対する保護要因であり、自己肯定感を高めたり、信頼できる人間関係を構築することなどにより、危機回避能力が高くなる要因のこと。

■基本目標

1	みんなの困りごとを早期発見・予防する仕組みづくり
2	みんなでつなぎ・みんながつながる体制づくり
3	丸ごと受け止める体制づくり
4	適切な福祉サービスの提供
5	見守り・支え合い体制の充実 ～合言葉は「ありがとう」「お互いさま」～

■目指すべき姿

誰も自殺に追い込まれることのない温かなまち 東郷町

5 基本目標に基づく施策の展開

基本目標1 みんなの困りごとを早期発見・予防する仕組みづくり

■地域におけるネットワークの強化

事業名	内容	担当課
青少年健全育成事業	少年補導員や区・自治会と連携し、青少年の健全育成及び非行防止を図ります。また、非行の背景には子どものSOSが隠れている場合もあることを知ってもらい、問題の早期発見に努めます。	生涯学習課

■自殺対策を支える人材の育成

事業名	内容	担当課
職員研修の実施・勧奨	職員研修として、町及び研修センター等で実施する自殺対策、人間関係及びメンタルヘルスの研修機会を提供することで、職員の支援を図ります。	人事秘書課
ゲートキーパーの養成	ゲートキーパー養成講座を関係機関と連携して開催し、地域における気付き役・つなぎ役の担い手の確保に努めます。	福祉課
保育士による早期発見	保護者の自殺リスクを早期に発見し、必要な支援につなぐなど、保育士が気付き役やつなぎ役を担えるよう意識を醸成します。	こども保育課
学校の教職員に対する意識醸成	新規採用の教員に対して、自殺予防に関する啓発資料を配付し、自殺対策への意識を醸成します。	学校教育課

■住民への啓発と周知

事業名	内容	担当課
LGBTへの理解の促進	LGBTに対する理解不足や偏見等が自殺の要因となり得ることから、LGBTに関する研修等を実施します。	地域協働課
ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスに関する企業向けの啓発チラシを作成するなど、企業の働き方改革を促進し、過労死の予防に努めます。 町内の企業等に対して、イクボスに関する情報提供を行い、管理職員のイクボス宣言を働きかけます。	地域協働課
DVの根絶に向けた取組	DVや親密な関係のもとでの暴力を根絶するため、チラシを配布するなど啓発に努めます。	地域協働課 子育て応援課
障がいのある人への理解の促進	障がい者差別の解消を目指し、障がいに関する正しい知識の普及に努めます。	福祉課

虐待の未然防止	高齢者・障がいのある人・子どもへの虐待を未然に防ぐため、虐待に関する通報・相談窓口を広く周知します。	福祉課 高齢者支援課 子育て応援課
広報紙等を活用した啓発	自殺予防週間と自殺対策強化月間において、広報紙での周知など啓発活動に取り組みます。	健康推進課
こころの健康に関する啓発	とうごう体操健康講座で、こころの健康や睡眠に関するテーマでの講話を実施します。	健康推進課
精神疾患に関する知識の普及啓発	うつ病など精神疾患に関するリーフレット等を活用し、病気への正しい知識を普及するとともに、病気の早期発見につなげます。	福祉課 健康推進課
アルコール依存症の防止	適切な飲酒量を守るように啓発し、アルコール依存症の防止に努めます。	健康推進課
生活習慣病と孤食の防止	生活習慣病の予防や孤食の防止に関する啓発を行います。	高齢者支援課 保険医療課 健康推進課 こども保育課
東郷診療所における啓発	待合室等に「生きることの包括的な支援（自殺対策）」や相談機関等に関するポスターを掲示したり、リーフレットを配架するなど、町民への啓発を図ります。	東郷診療所
経営者への啓発活動	商工会と連携し、「生きることの包括的な支援（自殺対策）」に関連する講演の機会を設けることで、経営者への自殺対策に関する啓発を行います。	産業振興課
いじめ防止の啓発	町内の小中学校において、人権週間等にいじめ防止に関する啓発を行います。	学校教育課
学校図書館における啓発	自殺予防週間、自殺対策強化月間において、学校図書館の空きスペースを利用し、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行います。	学校教育課

■生きることの促進要因への支援

事業名	内容	担当課
窓口や電話等での取組	窓口や電話等で住民とやりとりする際に、悩みを抱えていてどこの窓口に行けばいいか迷っている来庁者への気付き役を担えるように努めます。	全課
職員のメンタル不調の未然防止	適切な行政運営のため、職員のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止に努めます。	人事秘書課
児童館を活用した自殺リスクの軽減	保護者が集い交流できる場を設けることで、子育ての不安軽減や孤立化を防ぎ、自殺リスクの軽減につなげます。	こども保育課
母子父子・遺児福祉支援事業	児童扶養手当などの手続時に、生活困窮やこころの不調等、支援が必要な保護者の早期発見に努めます。また、内容に応じて、必要な支援につなげます。	子育て応援課
家庭教育等推進事業	親子が交流できる場を設けることで、子育ての不安軽減や家庭の教育力を向上し、自殺リスクの軽減につなげます。	生涯学習課

■児童生徒のSOSの出し方に関する教育

事業名	内容	担当課
人権への理解促進	人権をテーマにした作文、書道、ポスターの募集や、人権教室の開催を通じて、子どもの頃から人権への理解を深めます。	地域協働課
スクールカウンセラーや心の相談員の配置	悩みを抱えた児童生徒が気軽に相談できるように、スクールカウンセラーや心の相談員を引き続き配置し、児童生徒に周知します。	学校教育課
学校との連携	自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、校長会で自殺対策に関する資料を配付・意見交換することにより、教職員の意識の向上とともに、教育委員会と学校との緊密な連携を促します。	学校教育課

基本目標 2 みんなでつなぎ・みんながつながる体制づくり

■地域におけるネットワークの強化

事業名	内容	担当課
防犯パトロールの実施	青色回転灯パトロールカーによる町内巡回を強化します。また、地区の自主防犯団体とも連携することで要保護者等を早期発見し、支援につながるよう情報共有に努めます。	安全安心課
民生委員による見守り活動の実施	民生委員と連携し、地域課題の共有に努めるとともに、見守り活動を実施します。	福祉課
青少年健全育成事業【再掲】	少年補導員や区・自治会と連携し、青少年の健全育成及び非行防止を図ります。また、非行の背景には子どもの SOS が隠れている場合もあることを知ってもらい、問題の早期発見に努めます。	生涯学習課

■自殺対策を支える人材の育成

事業名	内容	担当課
ゲートキーパーの養成【再掲】	ゲートキーパー養成講座を関係機関と連携して開催し、地域における気付き役・つなぎ役の担い手の確保に努めます。	福祉課
療育関係者のスキルアップと連携強化	巡回相談や研修等を行い、発達障がい児を支援する関係者のスキルアップ及び連携強化を図ります。	健康推進課

■住民への啓発と周知

事業名	内容	担当課
障がいのある人の社会参加の促進	障がい者レクリエーション交流会や障がい者スポーツ、芸術祭等を行い、障がいのある人の社会参加の機会を増進します。また、こうした機会を通じて、障がいの有無に関係のない交流の機会をつくり、障がいへの理解・啓発を促します。	福祉課

■生きることの促進要因への支援

事業名	内容	担当課
収納事務における情報の収集	窓口や電話等で住民とやりとりする際に、生活・経済面、納付状況等から勘案して自殺リスクが高まっている対象者の情報を収集し、適切な支援先につなげます。	収納課 保険医療課

成年後見制度利用 支援事業	成年後見制度に関する事業の中で当事者と接する際、自殺のリスクが高い人の情報を把握し、支援につなぐための体制を整えます。	福祉課 高齢者支援課
高齢者の交流の場 の提供	老人クラブ活動や地区で実施される高齢者の交流活動を支援し、高齢者のストレス解消、リフレッシュの場を提供します。	高齢者支援課
社会参加ポイント 制度	高齢者の閉じこもりの予防や社会参加を促進し、地域とのつながりを高めるため、高齢者社会参加ポイント制度を実施します。	高齢者支援課
きらきらこども (放課後子ども教室) 推進事業	放課後の居場所を提供し、学年の異なる子ども同士や地域の大人との交流を通して、児童の健やかな発達に努めます。	こども保育課
児童虐待への対応 強化	児童相談所などの関係機関を構成員とした要保護児童対策地域協議会において、児童虐待の防止・早期発見・早期対応と児童問題に対する適切な対応を図るための体制を強化します。	福祉課 子育て応援課 健康推進課 学校教育課
労働相談の実施	社会保険労務士による労働相談において、相談内容に応じて適切な関係機関につなげます。	産業振興課
いじめ問題対策連 携協議会の開催	関係機関・団体を構成員とする「いじめ問題対策連携協議会」を開催し、いじめの防止に向けて連携を強化します。	学校教育課

基本目標 3 丸ごと受け止める体制づくり

■住民への啓発と周知

事業名	内容	担当課
消費生活センターの周知と相談対応	「日進・東郷消費生活センター」を広く周知します。また、消費生活に関する相談に対応するとともに、他の困りごとを抱えている可能性に配慮し、必要に応じて関係部署につながります。	地域協働課
無料法律相談の周知と相談対応	無料法律相談の実施を広く周知します。また、多重債務や家庭問題等の相談に対応するとともに、他の困りごとを抱えている可能性に配慮し、必要に応じて関係部署につながります。	地域協働課
障がいのある人の相談窓口の周知と包括的な支援	障がい者相談支援センターや地域活動支援センターを広く周知します。また、障がいのある人やその家族からの多様な相談に対応するとともに、関係機関等との連携により包括的に支援します。	福祉課 子育て応援課
高齢者の相談窓口の周知と包括的な支援	地域包括支援センターを広く周知します。また、高齢者及びその家族からの多様な相談に対応し、関係機関等との連携により包括的に支援します。	高齢者支援課
女性のための相談窓口の周知と包括的な支援	女性悩みごと相談や愛知県女性相談センターなどの相談窓口を広く周知します。また、関係機関等との連携により包括的に支援します。	子育て応援課
子どもの発達に関する相談窓口の周知と包括的な支援	子どもの発達や子育てに関する相談窓口を広く周知します。また、乳幼児健診時等においても保護者からの相談に対応するとともに、関係機関等との連携により包括的に支援します。	子育て応援課 健康推進課
精神保健福祉相談窓口の周知	「こころの体温計」や「からだ・こころの健康相談」について周知します。また、精神面で悩みを抱えている人やその家族からの多様な相談に対応します。	福祉課 健康推進課

■生きることの促進要因への支援

事業名	内容	担当課
全庁横断的な体制づくりの推進	地域福祉推進プロジェクトチームにおいて、自殺対策について協議するなど、全庁横断的な連携体制を構築します。	福祉課
精神障がいにも対応した地域包括システムの構築	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。	福祉課

生活困窮者への支援	様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクが高いことに配慮しながら、生活困窮者自立促進支援制度を適切に運用するとともに、尾張福祉相談センターやハローワークといった関係機関との連携を強化します。	福祉課 社会福祉協議会
地域包括支援センターとの連携	地域包括支援センターと連携しながら、高齢者の自殺対策も含めた地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。	高齢者支援課
発達障がいに関する相談支援	発達の遅れや障がいのある子どもとその保護者に対し、関係機関が連携し、継続した支援を行う体制を構築します。	子育て応援課
精神保健福祉の問題への包括的な対応	精神保健福祉の問題を抱えた人やその家族等に対し、関係各課、保健所、地域生活活動センター等と連携し、包括的に支援を行う体制を構築します。	福祉課 健康推進課 高齢者支援課
妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援	妊産婦及び乳幼児の実情に応じ、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない相談対応・支援を行う体制を強化します。	こども保育課 健康推進課 子育て応援課
専門職や関係機関との連携による児童生徒への支援	児童生徒やその保護者に対し、スクールカウンセラー、心の教室相談員、関係機関と連携し、包括的に支援を行う体制を構築します。	学校教育課

基本目標4 適切な福祉サービスの提供

■住民への啓発と周知

事業名	内容	担当課
外国人への支援	外国人が必要な生活情報を得られるように、自治体国際化協会の多言語生活情報について広く周知します。	地域協働課
精神障がいに関する教室やセミナーの周知	精神障がいのある人の家族に対して、障がいの知識の普及や孤立感の軽減、療養支援の技術や意欲の向上を図るため、保健所で開催する教室やセミナー、交流会を周知します。	福祉課 子育て応援課
ひとり親家庭向けの相談窓口の周知	ひとり親家庭向けの相談先一覧のリーフレット等の資料を作成し、生きることの包括的な支援(自殺対策)に関わる情報を直接届けるよう努めます。	子育て応援課
子育て支援制度の周知	子育ての孤立化を防ぐため、子育て支援センターやつどいの広場、児童館、ファミリーサポート制度等の地域資源の周知啓発を行います。	子育て応援課 健康推進課

■生きることの促進要因への支援

事業名	内容	担当課
障がい者手帳所持者への適切な案内	障がい者手帳所持者に対し、更新時期を適切に案内することによって、必要なサービスや手当を継続的に受けられるように努めます。	福祉課
障がいがある人への総合的なサービス提供	障がいのある人の日常生活及び社会生活を支援するため、保健・医療・福祉・教育が連携し、包括的にサービスが提供されるように努めます。	福祉課 保険医療課 こども保育課 子育て応援課 健康推進課 学校教育課 社会福祉協議会
生活困窮者への支援【再掲】	様々な背景を抱える生活困窮者は、自殺リスクが高いことに配慮しながら、生活困窮者自立促進支援制度を適切に運用するとともに、尾張福祉相談センターやハローワークといった関係機関との連携を強化します。	福祉課 社会福祉協議会
住民基本台帳事務における支援措置	DV、ストーカー等の被害者に生命・身体の危険が及ぶことを防ぐために、住民基本台帳事務における支援措置を適切に運用します。また、必要に応じて、関係機関との情報共有に努めます。	住民課

精神保健福祉相談	精神保健福祉の問題を抱えた人やその家族等からの相談に応じ、面談や訪問を実施します。	福祉課 健康推進課
在宅介護をしている家族への支援	在宅介護をしている家族への支援として、精神的支援やレスパイト等を行います。	東郷診療所
経営者の困りごとへの支援	経営上の様々な課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供します。	産業振興課
スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱えた児童生徒及び家庭に対し、学校、スクールカウンセラー、必要な医療・福祉の関係機関との連携により対応します。	学校教育課
不登校対策の推進	関係機関・団体を構成員とする「不登校対策協議会」を開催し、関係機関と連携しながら不登校対策を推進します。	学校教育課
「ハートフル東郷親の会」の開催	不登校や不登校傾向の子どもを持つ保護者を対象に「ハートフル東郷親の会」を開催します。	学校教育課
小中学校の就学援助	経済的な事情により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助します。	学校教育課
スポーツ等指導者育成事業	スポーツ推進委員・体力づくり推進員を中心に、地域における心身の健康づくりを推進します。	生涯学習課
図書館の活用	子どもから高齢者まで、すべての人が気軽に立ち寄れるような図書館の管理運営に努め、町民の居場所づくりに寄与します。	生涯学習課
芸術文化に触れる機会の充実	優れた芸術文化に触れる機会を提供し、こころの豊かさを育てる機会を充実させることで、町民の生きる力の増進につなげます。	生涯学習課
保育園給食事業 給食センター管理 運営事業	保育園、小中学校における食育講座や児童生徒への給食の献立募集といった取組を通して食育を推進し、子どもたちの健やかな発達につなげます。	給食センター

■児童生徒のSOSの出し方に関する教育

事業名	内容	担当課
スクールカウンセラーや心の相談員の配置【再掲】	悩みを抱えた児童生徒が気軽に相談できるように、スクールカウンセラーや心の相談員を配置し、児童生徒に周知します。	学校教育課
小中学校における情報教育の推進	授業時に、情報モラルに関する資料を児童・生徒に配布することで、SNS上でのいじめにあった際の相談先の情報等の周知を図ります。	学校教育課

基本目標5 見守り・支え合い体制の充実 ～合言葉は「ありがとう」「お互いさま」～

■地域におけるネットワークの強化

事業名	内容	担当課
地域での子どもの見守り活動の推進	区長・自治会長を始めとする地域住民や保護司と連携し、地域での見守り体制を構築するため、生徒指導推進協議会を開催し、情報交換や街頭活動などを行います。	学校教育課

■自殺対策を支える人材の育成

事業名	内容	担当課
防犯パトロールの実施【再掲】	青色回転灯パトロールカーによる町内巡回を強化します。また、地区の自主防犯団体とも連携することで要保護者等を早期発見し、支援につながるよう情報共有に努めます。	安全安心課
民生委員による見守り活動の実施【再掲】	民生委員と連携し、地域課題の共有に努めるとともに、見守り活動を実施します。	福祉課
生活支援サポーターの役割拡充	生活支援サポーターを養成するに当たり、自殺対策の視点も取り入れた講義内容にします。	高齢者支援課
認知症サポーターの役割拡充	認知症サポーター養成講座において、地域で見守る視点と相談先に関する周知啓発を行うことで、地域における自殺リスクの気付き役・つなぎ役としての役割を担えるよう働きかけます。	高齢者支援課

■生きることの促進要因への支援

事業名	内容	担当課
認知症総合支援体制整備事業	認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進につなげます。	高齢者支援課
高齢者ボランティアポイント制度	ボランティアポイント制度を広く普及することで、高齢者の社会参加を促し、心身の健康保持や生きがいづくりに努めます。	高齢者支援課
社会参加ポイント制度【再掲】	高齢者の閉じこもりの予防や社会参加を促進し、地域とのつながりを高めるため、高齢者社会参加ポイント制度を実施します。	高齢者支援課
子ども食堂の立ち上げに向けた支援	地域住民主体によるものや NPO による子ども食堂の立ち上げを支援します。	子育て応援課

<p>フードドライブ事業</p>	<p>家庭内に余っている食品を集めて、生活困窮者へ食糧支援を行う団体へ寄付することで、生活困窮者への支援に寄与するとともに、町民の身近な福祉活動として普及します。</p>	<p>環境課</p>
<p>シルバー人材センターへの助成</p>	<p>高齢者の働く機会を提供し、生きがいのある生活を送ることができるように、シルバー人材センターへ補助金を交付します。</p>	<p>産業振興課</p>
<p>地域での子どもの見守り活動の推進 【再掲】</p>	<p>区長・自治会長を始めとする地域住民や保護司と連携し、地域での見守り体制を構築するため、生徒指導推進協議会を開催し、情報交換や街頭活動などを行います。</p>	<p>学校教育課</p>

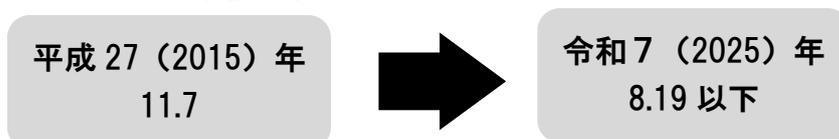
4 数値目標

国の「自殺総合対策大綱」において、令和 8（2026）年までに自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を、平成 27（2015）年の 18.5 から、先進諸国の水準である 13.0 以下まで、30%以上減少することを目標とし、最終的には、誰もが自殺に追い込まれることの無い社会の実現を目指します。

また、県が策定した「第 3 期あいち自殺対策総合計画」においても、令和 4（2022）年までに、自殺死亡率を 14.0 以下まで減少させることが明記されています。

本町における平成 27（2015）年の自殺死亡率は 11.7 となっており、すでに国・県の数値目標を下回っていますが、国と同様に、平成 27（2015）年の自殺死亡率を 30%以上減少することを目指し、8.19 以下を数値目標とします。

■自殺死亡率の数値目標



(参考)

自殺死亡率を 8.19 以下にした場合、平成 30（2018）年 3 月に国立社会保障・人口問題研究所が推計している本町の人口推計（令和 7（2025）年：43,320 人）を使用して算出すると、本町の令和 7（2025）年の自殺者数を 3 人以下とすることが目標となります。

5 相談先一覧

もし、悩みを抱えていたら、一人で抱え込まずに、誰かに相談することが大切です。また、周りで悩んでいる人がいたら、声をかけたり、相談窓口を紹介しましょう。

【電話相談】

名称	対応日時	連絡先
あいちこころほっとライン365 [こころの健康に関する相談窓口]	毎日 午前9時～午後4時30分	052-951-2881
子どもSOSほっとライン24 [子どもと保護者の相談窓口]	毎日24時間	0120-0-78310 (なやみいおう)
精神保健福祉相談 [精神疾患等、精神保健福祉に関する相談窓口]	平日 午前9時～正午 午後1時～午後4時30分	愛知県精神保健福祉センター 052-962-5377
ひきこもり専門相談	平日 午前9時～正午 午後1時～午後4時30分	愛知県精神保健福祉センター 052-962-3088
精神保健福祉 メンタルヘルス相談 ひきこもり相談	平日 午前9時～正午 午後1時～午後4時30分	愛知県瀬戸保健所 0561-82-2158
からだ・こころの健康相談	毎週月曜日（祝日は除く）	東郷町健康推進課 0561-37-5813
精神保健福祉相談 [精神疾患等による困りごとの相談窓口]	平日 午前9時～午後5時	地域活動支援センター 「柏葉（はくよう）」 0561-72-8800
いのちの電話 [様々な不安や悩みの相談窓口]	365日・24時間	社会福祉法人 愛知いのちの電話協会 052-931-4343

【メール相談】

愛知県精神保健福祉センター（ホームページから相談できます。）

<https://www.aichi-pref-email.jp/top.html>

【SNS相談】

「生きづらびっと」LINE	チャイルドライン チャット相談
相談時間：①月・火・木・金・日曜日 午後5時から午後10時30分 ②水曜日 午前11時から午後4時30分 対象：どなたでも ID検索：@yorisoi-chat	相談時間：毎週木・金曜日 午後4時から午後9時 対象：18歳以下の子ども
	

第6章 成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の背景・趣旨

認知症高齢者や障がいのある人の地域における自立促進に向けて様々な取組がなされる中、財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが喫緊の課題であり、成年後見制度はこうした人たちを支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていない状況にあります。

平成28(2016)年4月に公布された成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「促進法」という。)に基づく国の成年後見制度利用促進基本計画(以下「国の基本計画」という。)では、地域において、成年後見制度の理念を踏まえた利用促進のための体制整備について示されています。

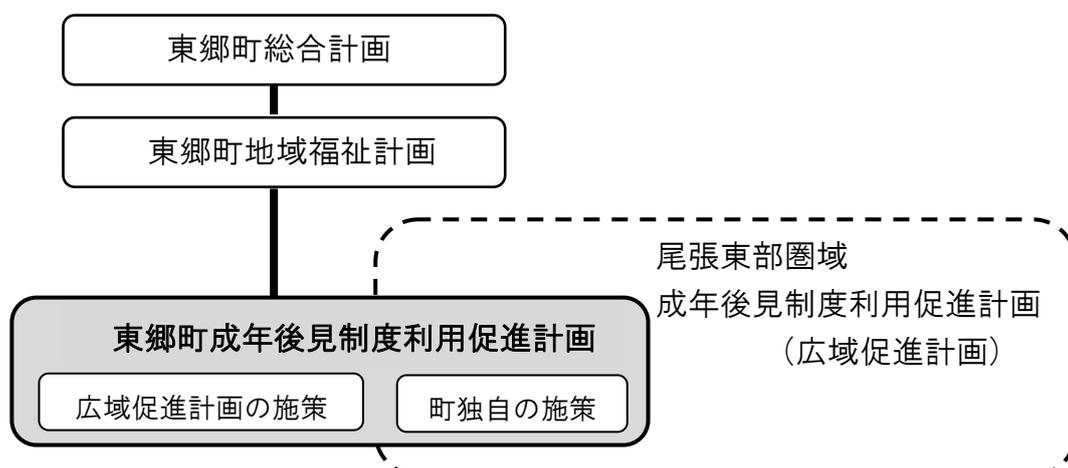
このことから、本町を始め、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市及び長久手市(以下「6市町」という。)が共同設置する「尾張東部権利擁護支援センター(以下「センター」という。)」の運営実績に基づき、尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画(以下「広域促進計画」という。)を6市町、及び促進法に基づき中核機関として位置付けられたセンターの広域計画として策定しました。

そこで、本町においては、これらの広域促進計画等を勘案して、当該区域(東郷町)における基本的な計画を定め、成年後見制度の利用促進に向けた施策等を推進していくこととしました。

2 計画の位置付け

促進法第23条第1項の規定により「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める」と示されています。

本計画は、広域促進計画を基盤として、その計画の中で示された項目を盛り込み、本町の独自施策を加えて、東郷町成年後見制度利用促進計画(以下「町促進計画」という。)として位置付けます。



3 計画の期間

国の基本計画の期間は、平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までの概ね 5 年間とされています。本町の地域福祉計画・地域福祉活動計画の終了期間は令和 7（2027）年度ですが、広域促進計画は、国の基本計画に沿って令和元（2019）年度から令和 3（2021）年度までの 3 年間としているため、町促進計画は令和 2 年度から令和 3 年度までとします。

その後は、広域促進計画の改訂に伴い、町促進計画も見直していきます。

4 施策の展開

広域促進計画は、自己決定の尊重とノーマライゼーションに根差し、本人の意思を尊重しつつ、そのような地域社会（地域共生社会）の実現を目指すための計画であり、その計画の理念を『「ゆたかに生きる権利をまもる」まちをつくる』としています。

また、「行政が担う権利擁護支援の仕組みの構築（A）」「幅広い権利擁護支援の活動を担う権利擁護支援センターの整備（B）」「地域連携ネットワークの上層的形成（C）」の 3 つの目標を設定し、それぞれの目標ごとに設定した 20 の施策（48 詳細項目）を推進していくものとしています。（次頁『広域促進計画「計画項目の体系」』参照）

そして、この広域促進計画における目標の一つである「行政が担う権利擁護支援の仕組みの構築」では、6 市町の各自治体が取り組むべき項目を定めていることから、町促進計画では、これらの項目と町独自で実施する取組等について、東郷町地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本目標に沿って施策を展開していきます。

5 計画の進捗管理及び評価・点検

国における制度改正や見直しについては、町促進計画の基となる広域促進計画に沿って見直し等を行うとともに、町としてもその動向を踏まえながら、適正に事業を実施していきます。

地域における体制整備は、地域福祉や既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画やその他の福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めるものとしていることから、町、センター、社会福祉協議会等が連携して、定期的に町促進計画の進捗状況等の評価・点検を行います。

広域促進計画「計画項目の体系」

大項目	中項目	小項目		
A	行政が担う権利擁護支援の仕組みの構築 (A)+(B)+(C)	1. 権利擁護支援の仕組みの構築の計画的推進		
		1-1 成年後見制度利用支援事業の安定的実施と、必要に応じた首長申立ての推進を行います。(A)		
		1-2 尾張東部成年後見センターを活用して中核機関の整備を広域レベルで行い、意思決定支援を重視した成年後見制度の利用促進を行います。(B)		
		1-3 地域連携ネットワークを重層的に組織し、事務局機能を中核機関と幹事市町が担います。(C)		
		2. 中核機関の機能強化とセンターの安定的な運営		
		2-1 中核機関としての機能の強化・拡充を行います。		
		2-2 中核機関の職員体制を整え、専門的機能の向上を支援し、安定的な運営に努めます。		
		3. 行政及び中核機関が行う虐待対応の仕組みの構築		
		3-1 成年後見制度利用の支援のみならず、権利擁護行政としての領域を拡大します。		
		3-2 虐待対応スーパーバイザーや、法律専門職の協力を得て虐待対応の仕組みを検討・構築していきます。		
		4. 地域連携ネットワークの重層的な形成の主導		
		4-1 地域連携ネットワークの個別支援の仕組みとしてチームづくりを進めます。		
		4-2 広域的な地域連携ネットワークに相当する既設委員会をより充実させます。		
		4-3 地域連携ネットワークの重層的な形成における行政の主導性を発揮します。		
		B	幅広い権利擁護支援の活動を担う権利擁護支援センターの整備 (2019年から権利擁護支援センターへ名称変更)	B-1 センターの新たな運営方向 - 成年後見支援から権利擁護支援へ -
				5. 中核機関の機能強化 (4つの機能)
5-1 地域連携ネットワークの基盤の上に、4つの機能 (1 広報、2 相談、3 成年後見制度利用促進、4 後見人支援) の充実・強化を図ります。				
5-2 地域連携ネットワークの各種会議の事務局機能を担います。				
6. 権利擁護支援に関連する人材の養成				
6-1 センターと連携する多様な人材の養成を図るとともに、センター職員の専門性の向上に努めます。				
6-2 地域連携ネットワークの中で、意思決定支援の理念の普及を目指します。				
7. 虐待対応のための基盤強化と仕組みづくりのための検討				
7-1 「虐待・権利擁護スーパーバイザー派遣事業」の導入や、虐待対応についての専門的知見のある法律職や福祉職の協力を得て対応していきます。				
7-2 虐待対応・権利擁護支援の具体的な仕組みについての調査活動を行い、広域としての虐待対応の仕組みの検討を行います。				
8. 中核機関と法人後見受任の一体的で自律的な運営				
8-1 法人後見受任ケースにおける意思決定支援を推進します。				
8-2 中核機関が行う法人後見の透明性、公平性を確保します。				
B-2 広報啓発・相談及び利用促進機能の強化				
9. 地域における権利擁護支援のための広報・啓発				
9-1 住民、行政、医療、福祉関係者等に対する権利擁護支援の広報啓発を進めます。				
9-2 医師会への働きかけを強化し、本人情報シートの適切な活用を推進します。				
10. 専門相談機関としての役割発揮、相談・支援機関等との連携強化				
10-1 行政・相談支援機関を総合 (第1次) 相談機関、センターを権利擁護に関する専門 (第2次) 相談機関として、権利擁護支援の役割分担を行います。				
10-2 専門職団体との連携を図り、法的課題等についての課題解決に取り組みます。				
10-3 日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業を担う機関との連携を強化します。				
10-4 必要に応じて保佐・補助の早期の活用を行います。				

11. 専門職協力者名簿登録制度の充実・強化
11-1 専門職協力者名簿登録制度の要綱を改正し、意思決定支援の理念を明記します。
11-2 任意後見制度の推進及び、法定後見制度の候補者調整においてできる限り事前に面談が出来るように理解を求めていきます。
11-3 権利擁護に関する専門相談、市民後見人の活動における法律相談、虐待に関するスーパーバイズ等について名簿登録者による活用を図ります。
12. 法人後見実施機関の育成
12-1 センターによる法人後見実施機関の育成を図るとともに同機関の活動を支援します。
12-2 長期的には、各市町において法人後見実施機関の配置を目指します。
B-3 後見人支援機能・意思決定支援の推進
13. モニタリング機能及び相談・苦情窓口の整備
13-1 本人へのモニタリング調査を実施し、本人にとって「メリットが感じられる制度の運用」となるよう後見業務の見直しの検討を行います。
13-2 相談・苦情対応窓口を整備し、家庭裁判所、専門職団体との連携を図り苦情の相談対応を行います。
13-3 本人の状態に応じた類型変更・後見人等の交代等について、家庭裁判所との連絡調整を行います。
14. 親族後見人への支援
14-1 親族後見人が日常的に相談等を受けられる体制整備を進めます。
14-2 家庭裁判所への書類作成の支援を行います。後見人として財産管理が適切に行われるよう支援し不正防止に努めます。
14-3 親族後見人が後見業務を学ぶ機会を提供します。
15. 市民後見人への支援
15-1 市民後見人の継続的な養成(2年に1期養成)をします。養成段階において意思決定支援について学び市民後見人の活動の実践に反映できるようサポートします。
15-2 市民後見人バンク登録者の活動範囲の拡充を関係機関と調整します(市民後見人・日常生活自立支援事業支援員・法人後見支援員等)。
15-3 市民後見人が安心して活動するためのバックアップ体制の充実を図っていきます(センターによる後見監督、社会福祉協議会による地域活動支援)。
16. 法人後見の質の確保と向上
16-1 意思決定支援の観点から、本人へのモニタリング等を通して法人後見の質を点検し、質の向上に努めます。
16-2 法人後見における意思決定支援の実践を充実し、地域連携ネットワークを通して意思決定支援の理念や実践を支援者間で共有します。
C 地域連携ネットワークの重層的形成
17. センター事業に関するネットワーク会議の機能強化
17-1 適正運営委員会を地域連携ネットワークの1つの重要な会議として位置づけるとともに、今後は後見人支援のあり方について検討する場とします。
17-2 適正運営委員会は、個別支援の蓄積から地域課題を導き、新たな施策の協議機能を発揮します。
18. 行政・家庭裁判所・中核機関等との連携
18-1 家庭裁判所が開催する連絡協議会への参加により、家庭裁判所・専門職団体・行政・愛知県内の中核機関との連携を図ります。
18-2 利用促進機能や後見人支援機能のイメージを家庭裁判所と共有し、役割分担等について検討を行います。
19. 相談・支援機関とのケース検討・連携システム研究の会議の開催
19-1 地域包括支援センター・障害者相談支援センター等の相談機関とのケース検討会を充実し、連携システムの研究会議を開催します。
19-2 日常生活自立支援事業の担当者と定期的なケース会議を開き、連携を強めます。
20. 促進計画の進行管理推進委員会等の設置
20-1 促進計画の策定委員会は、計画の進行管理を担う進行管理推進委員会へと移行します。
20-2 進行管理推進委員会のもとに、重層的なネットワーク会議のメンバーの参加を求め、権利擁護支援協議会を開催します。

6 基本目標に基づく施策の展開

基本目標1 困りごとを早期発見・予防する仕組みづくり

事業名	内容	担当
制度に関する正しい知識の普及	ホームページや窓口等において、成年後見制度に関する情報を周知し、正しい知識の普及に努めます。	福祉課 高齢者支援課
民生委員による早期発見	ひとり暮らし高齢者の台帳登録を進め、民生委員による訪問活動を実施し、高齢者の困りごとの早期発見に努めます。	福祉課 高齢者支援課
認知症高齢者への相談支援	民生委員を始め町民からの情報提供により、介護保険サービス未利用者等の実態把握を行い、継続的に訪問することで、支援が必要になった時期を見逃すことなく早期発見・早期対応に努めます。 (再掲：地域福祉計画)	高齢者支援課
制度に関する講演会等の開催	地域住民向けの成年後見セミナーを開催し、成年後見制度を含む権利擁護に関する広報・啓発のための講演会等を実施します。	センター
制度に関する学習会の開催	地域での早期発見のきっかけとなりうる地域住民や民生委員等を対象に、成年後見制度の基礎的な知識を学ぶ学習会を開催します。	センター

基本目標2 みんなでつなぎ・みんながつながる体制づくり

事業名	内容	担当
消費生活センターの周知と相談	「日進・東郷消費生活センター」を広く周知します。また、消費生活に関する相談に対応するとともに、他の困りごとを抱えている可能性に配慮し、必要に応じて関係部署につなぎます。(再掲：自殺対策計画)	地域協働課
権利擁護の主導的連携 [A-4-3]	権利擁護支援の観点から、地域ケア会議や障がい者自立支援協議会、地域包括ケアシステムなどの会議体と有機的な連携を図ります。	福祉課 高齢者支援課
相談対応	親族や民生委員、福祉関係者等から成年後見制度等に関する相談があった場合は速やかに対応するとともに、専門的な知見が必要な場合には、センターへつなぎます。	福祉課 高齢者支援課
認知症カフェの開催	認知症高齢者やその家族、地域住民、医療・介護の専門職などが集まり、お茶を飲みながら悩みを相談したり、情報交換や仲間づくりなど気軽に参加ができる場所を提供します。	高齢者支援課

相談機関としての連携強化	訪問等により把握した認知症高齢者を、必要に応じてセンターや地域包括支援センターへ情報提供するとともに、課題解決に向けて連携体制を強化します。	高齢者支援課
--------------	--	--------

[]内の数字は、広域促進計画「計画項目の体系」内での該当項目です。

基本目標3 丸ごと受け止める体制づくり

事業名	内容	担当
権利擁護支援の仕組みの構築・推進 [A-3-2]	行政のみでの解決が困難な虐待案件については、センターや障がい者相談支援センター、地域包括支援センター等と連携して対応します。また必要時には、虐待対応スーパーバイザーや、法律専門職などの協力を得るなど、問題の解決に努めます。	福祉課 高齢者支援課
虐待発見時における支援体制の構築 [A-3-1]	経済的虐待を受けているなど権利擁護支援の必要な人の早期発見、適切な支援へのつなぎ、生活環境の整備など、一連の流れを重心とした権利擁護支援体制を構築します。	福祉課 高齢者支援課 センター
広域的な地域連携ネットワークの充実 [A-4-2、A-1-3]	尾張東部6市町の行政、福祉、司法、医療・保健関係者等によって構成されている「適正運営委員会」において、地域課題の検討、調整、解決に向けて協議を進めます。	福祉課 高齢者支援課 センター
中核機関の機能強化とセンターの安定的な運営 [A-2-1、A-2-2]	中核機関としての機能の強化・拡充を行います	センター
	中核機関としての安定的運営ができるよう、センターの機能を整備し拡充を支援します。また、中核機関としての職員体制を整え、専門的機能の向上を支援し、安定的な運営に努めます。	福祉課 高齢者支援課

[]内の数字は、広域促進計画「計画項目の体系」内での該当項目です。

基本目標4 適切な福祉サービスの提供

事業名	内容	担当
広域による中核機関の整備 [A-1-2]	センターを活用して中核機関の整備を広域レベルで行い、意思決定支援を重視した成年後見制度の利用促進を行います。	福祉課 高齢者支援課
首長申立ての実施 [A-1-1]	成年後見等の申立てが困難な人に対して町長申立てを行い、成年後見制度の利用につなげます。	福祉課 高齢者支援課

成年後見制度利用 支援事業	本人等の財産の状況により、成年後見等の申立てに要する費用や後見人等の報酬を負担することが困難な場合に、これらの費用を助成します。	福祉課 高齢者支援課
虐待対応に関する 知識・技術の向上	虐待対応の知識や技術の向上を目指すため、スーパーバイザーを派遣し、ケースでの助言や、行政、福祉関係者を対象とした研修会を開催します。	センター
巡回相談の実施	親族等が身近な場所で成年後見制度に関する専門的な相談ができるよう、センターの職員による巡回相談を定期的に行います。	センター
法人後見等受任	虐待等緊急を要するケースや法律職との連携等複合的な支援が必要な場合は、総合的な支援が行えるようセンターが後見人等となり、後見業務を行います。	センター
日常生活自立支援 事業の実施	判断能力が不十分なことにより日常生活に不安のある認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者に対して、日常的な金銭管理や事務手続き、書類等の保管などの援助等を行います。	社会福祉協議会
法人後見の実施に 向けた体制整備	法人後見の実施について検討します。	社会福祉協議会

[]内の数字は、広域促進計画「計画項目の体系」内での該当項目です。

基本目標5 見守り・支え合う体制の充実～合言葉は「ありがとう」「お互いさま」

事業名	内容	担当
当事者が活躍できる場の充実	障がい者が加入する社会福祉団体に対し、助成金等の支給により運営を支援します。また、当事者の声を発信したり、当事者が同じような困りごとを抱えた人に対し手助けができるような仕組みを構築し、支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくりを促します。（再掲：地域福祉計画）	福祉課
	認知症カフェなどを活用し、認知症当事者が活躍したり、当事者の声を発信する場を設けることで、支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくりを促します。（再掲：地域福祉計画）	高齢者支援課
個別支援の仕組みづくり [A-4-1]	後見等開始後も関係者が話し合っって日常的に本人を見守り、継続的に状況を把握し、対応する仕組みを構築します。	福祉課 高齢者支援課

認知症サポーターの養成	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守るサポーターを養成するための講座を開催します。	高齢者支援課
市民後見人養成講座	判断能力が十分ではない人の生活を同じ住民という立場から支援し、より身近に寄り添うことができる市民後見人を養成します。	センター
成年後見サポーター養成講座	成年後見制度を理解し、地域で後見業務等を広く支えるサポーターとなる人材を養成するための講座を開催します。	センター

[]内の数字は、広域促進計画「計画項目の体系」内での該当項目です。

第7章 計画の推進

1 計画の実施目標・成果指標

作成中です。

2 計画の周知・啓発

作成中です。

3 計画の進捗管理

作成中です。

資料編

1 策定の経緯

作成中です。

2 用語集

作成中です。